

ガイドブック

POINT

充実した
保障(補償)

お申込みは

2023年

6月12日(月)

～7月12日(水)

POINT

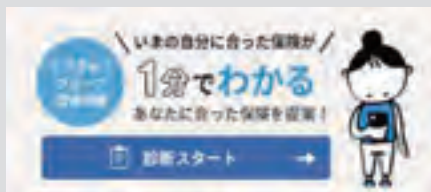
お手頃な
保険料

まで

とうきゅうグループの団体保険を、
もっと上手に使ってほしいから。

同じとうきゅうグループで働く従業員として、福利厚生制度の
「活用術」「ベストプラン」を、ぜひ一緒に考えさせてください。

Webでみる「とうきゅうグループ団体保険」



お問合せ・お手続き
ご契約内容の確認は特設ページ!



お手頃な期間限定商品や、あなたの日々にちょっと役立つ情報など、コンテンツいろいろ!

「とうきゅうグループ団体保険制度」 のご案内

東急グループでは、福利厚生サービスの一環として、さまざまなリスクに備える保険を「とうきゅうグループ団体保険制度」としてご用意しており、昭和42年に制度が発足して以来、東急グループ従業員のみなさまにご利用いただいております。

この団体保険制度の特徴は、従業員数が約7万人の東急グループのスケールメリットによる「充実した保障(補償)」と「お手頃な保険料」ですが、制度をさらに充実したものとするために、毎年、ご加入手続きや保障(補償)内容等について見直しを行っています。

当社は健康宣言を行い、「健康経営優良法人」に選定されており、従業員の健康について経営的視点から考え、がん、生活習慣病予防対策を始め様々な実行施策に積極的に取り組んでおり、東急グループ各社においても、日頃から従業員のみなさまの健康には十分ご配慮いただいております。その一方で、健康には十分に留意していても、従業員のみなさまの周りには、いつ起きるかわからないリスクが多く潜んでいます。「とうきゅうグループ団体保険制度」では、これら様々なリスクに備える保障(補償)をご用意していますので、ご自身あるいはご家族の備えとして是非お役立てください。

団体保険では、加入や保障内容変更の手続きがしやすいように、5つの保険商品でインターネットによる申し込みを受け付けており、例年、多くの従業員のみなさまにご利用いただいております。団体保険制度の事務局をお願いしている東急保険コンサルティング(株)のホームページのグループ従業員専用サイトにて、様々な動画を掲載し、生活に潜むリスク等の情報提供をしておりますので、ぜひご参照ください。

団体保険は、より多くのみなさまにご加入いただくことで、割引率の維持・拡大が可能となります。

国際情勢の変化に伴う原材料価格の高騰などによる物価上昇傾向にある中、東急グループのスケールメリットを活かした「充実した保障(補償)」と「お手頃な保険料」を通じて、従業員のみなさまにお薦めできるものと確信しています。

この時期にしか加入できない保険もございますので、年に一度のこの機会に、本書を活用して団体保険制度へのご理解を深めていただき、みなさまのリスクに対する備えとして、「とうきゅうグループ団体保険制度」をお役立ていただきますようお願い申し上げます。

なお、保険の合理的な加入を維持するには、年代によって変わっていくライフステージに応じた定期的な見直しが有効です。このような時には、みなさまのライフプランをサポートする東急保険コンサルティング(株)にて、東急グループの特性と専門的知見からの総合的なコンサルティングを受けて頂くことをお勧めいたします。

CONTENTS

1. はじめにQ&Aで知る「とうきゅうグループ団体保険制度」 P3
2. 福利厚生制度の「活用術」「ベストプラン」を考える3つのステップ P4
3. パソコン・スマートフォンから簡単お手続き! Webページのご案内 P9
4. お問い合わせ先 P15
5. 今年度からの変更点 P16
6. 退職後も継続可能な商品があります! P17
7. 商品内容



生命保険

団体定期保険 P21



医療保険

総合医療保険(団体型) P31



3大疾病保険

3大疾病保障保険(団体型) P41



拠出型企業年金保険(Ⅱ)

ドリームライフ P61



がん保険

「生きる」を創るがん保険WINGS P69



団体総合生活補償保険(標準型)+ (MS&AD型)

あんさんぶる P73



団体長期障害所得補償保険 P91



自動車保険 P97




火災保険・地震保険 P101

8. 重要事項のご説明 P104
9. 各社ごとの申込書記入要領 P136
10. とうきゅうグループ団体保険制度会社別加入一覧 P149


東急(株)がグループ会社も含めて団体保険制度を整備しています。
団体保険制度は、東急保険コンサルティング(株)が事務委託を受けて運営しています。

はじめに Q&A で知る「とうきゅうグループ団体保険制度」


Q 団体保険制度って一般的な保険と何が違うの？

 とうきゅうグループ団体保険制度は、東急グループ従業員のための福利厚生制度です。東急グループのスケールメリットによりお手頃な保険料で提供しています。

Q 申込期間でできることは？

 ほけんをまるごと見直せるのは、年に1度のこの時期だけ。期間限定の商品もありますので、この時期に多くの方が保障(補償)の見直しなどをおこなっています。

Q ほけんの見直しの相談はどうすればいい？

 お問い合わせフォームまたはお電話にてお問い合わせください。対面のほか、オンラインでもご相談可能です。もちろん、はじめて保険を検討される方もぜひお気軽にご連絡ください。


Q 団体保険をおすすめする理由は？

 東急グループ各社の福利厚生担当者みなさんに聞きました!その理由。

保険料が給与天引きで支払いやすい!	80.6%
保険料が安い!	79.7%
東急グループの制度という安心感	75.6%
年末調整の手続きがラク(控除証明書の提出不要!)	65.8%

2021年9月 福利厚生担当者向けアンケート結果より

Q 退職後も続けられるってほんと？

 継続できる商品がたくさんあります。例えば、傷害保険や自動車保険は、同じ割引率を継承できます!詳しくはP17~18をご参照ください。

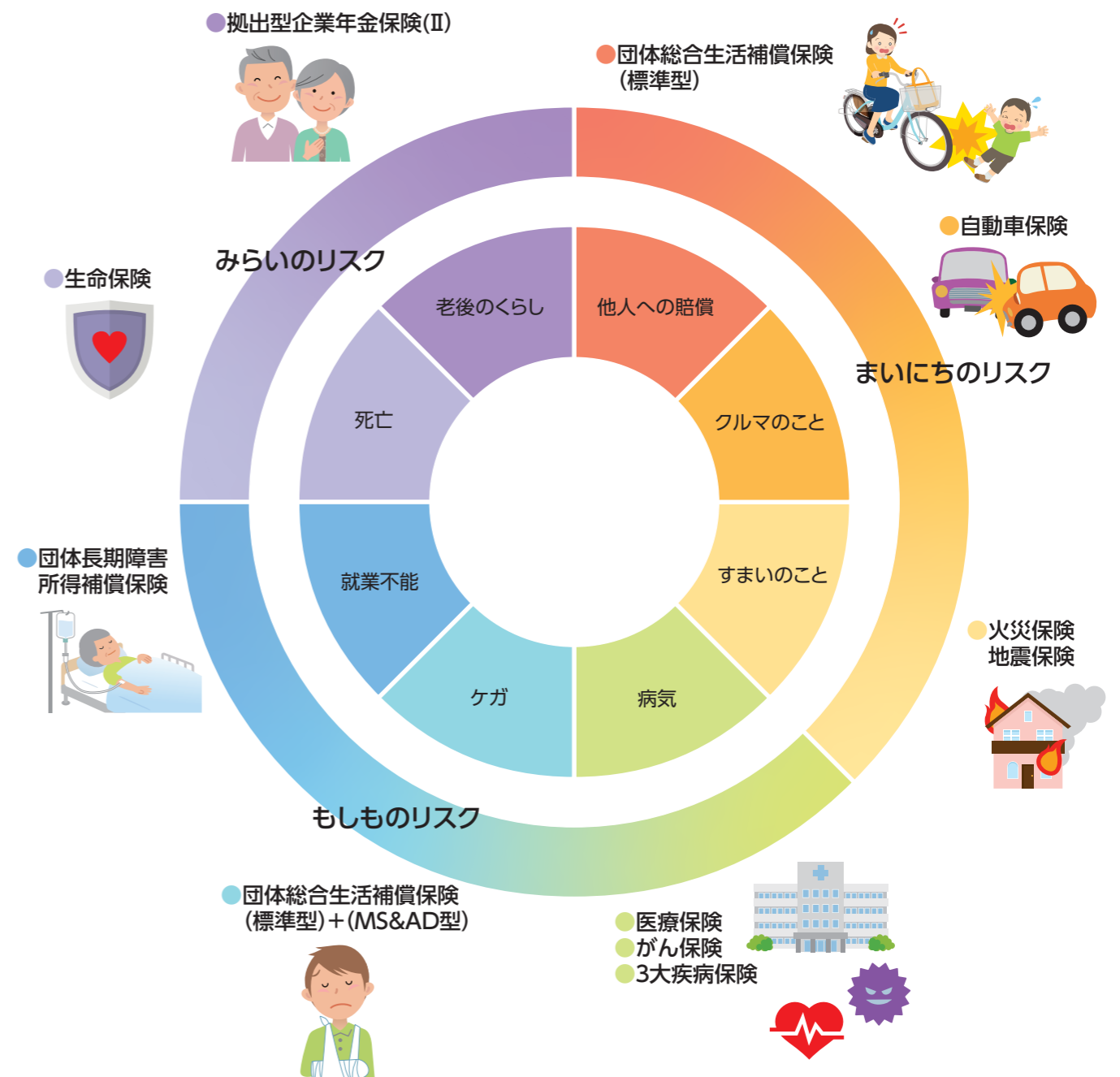
福利厚生制度の「活用術」「ベストプラン」を考える 3つのステップ

Step 1
リスクを考える

Step 2
商品を見る

Step 3
ライフスタイルから考える

Step 1 リスクを考える



「まいにち」「もしも」「みらい」に備える、充実の 商品をご紹介します!

Step 2

商品を見る

どんなとき どんな保険が必要?	ご加入できる対象の方は?				保障(補償) 開始はいつから?	給与控除は いつから?	申し込み方法	WEB 申し込み	操作方法は コチラ	ダウンロード・ 資料請求	申し込み 締切日	自動継続
	従業員 本人	配偶者	子ども※	その他 ご家族※								
 死亡または所定の高度障がい状態になられた場合の保障 生命保険 団体定期保険	○	○	○	—	令和5年 10月1日	令和5年 9月	 PC・スマートフォンからお申し込みができます。  書面で申し込みをご希望の方。 申込書ダウンロードまたは資料請求フォームをご利用ください。	保険会社サイトに遷移します(外部リンク) 	P.11		令和5年 7月12日 (中途加入不可)	○ 既にご加入の方で、ご変更がない場合は、自動継続となります。
 ケガや病気等による入院・手術等の保障 医療保険 総合医療保険(団体型)	○	○	○	—								
 がん・急性心筋梗塞・脳卒中への備え 3大疾病保険 3大疾病保障保険(団体型)	○	○	○	—								
 充実したセカンドライフのために将来に向けての資金準備 拠出型企業年金保険(Ⅱ) ドリームライフ	○	—	—	—	令和5年 10月25日	令和5年 10月	 書面で申し込みが必要です。 申込書ダウンロードをご利用ください。	—	—	 (がん保険はダウンロードできません。資料請求からご連絡ください)	令和5年 7月12日 (中途加入可)	○ 既にご加入の方で、ご変更がない場合は、自動継続となります。
 がん治療を幅広くサポート がん保険 「生きる」を創るがん保険WINGS	○	○	○	—								
 事故によるケガ・賠償責任等への備え 団体総合生活補償保険(標準型)+(MS&AD型) あんさんぶる	○	○	○	○								
 働けなくなったときの備え 団体長期障害所得補償保険	○	—	—	—	令和5年 10月1日	令和5年 10月	 書面で申し込みをご希望の方。 申込書ダウンロードまたは資料請求フォームをご利用ください。	保険会社サイトに遷移します(外部リンク) 	P.12		令和5年 7月12日 (中途加入可)	○ 既にご加入の方で、ご変更がない場合は、自動継続となります。
 自動車を利用する際の幅広い補償 自動車保険	○	○	○	○								
 建物・家財の損害への備え 火災保険・地震保険	○	○	—	—	随時	原則、補償開始日より2か月後	 まずは資料請求から。 お問い合わせフォームからご連絡ください。	—	—	 お問い合わせフォーム	随時	満期2か月前ごろ弊社よりお手続きのご案内を差し上げます

※詳細は各商品ページをご確認ください

Next ▶▶ おすすめプランを次のページでご紹介!

これから加入をお考えの方も、ほけんの見直しをお考えの方も。 ライフスタイルに合ったプランニングで、**団体保険制度**をぜひ上手に活用してください!

Step 3 ライフスタイルから考える ～おすすめモデルプランも併せて紹介!～

20代



まずは最低限の備え

死亡保障は最低限にして、
自分の生活のために医療保障や賠償補償を重視!

(単位:円)

- 自分の生活
- 高額な保障は不要
- 葬儀費用は自分で

独身

23歳

保険種目	保障(補償)額/プラン	月額保険料(本人)	
		男性	女性
生命保険*1 団体定期保険	300万円	204	138
医療保険*2 総合医療保険(団体型)	5,000円/日	1,010	1,010
がん保険*4 「生きる」を創るがん保険WINGS	診断保障基本プラン (診断給付金額50万円・がん先進医療・患者申出療養特約)	1,374	1,389
団体総合生活補償保険(標準型)+(MS&AD型) あんさんぶる	個人型(1口)+ 日常生活賠償	880	880
合計 月額保険料(概算)		3,468	3,417

30代



働けなくなったときの備え

入院時だけでなく、長期療養になったときの準備も。

(単位:円)

- 仕事の責任増
- 病気のリスク増

独身

38歳

保険種目	保障(補償)額/プラン	月額保険料(本人)	
		男性	女性
生命保険*1 団体定期保険	1,000万円	850	730
医療保険*2 総合医療保険(団体型)	5,000円/日	1,520	1,520
がん保険*4 「生きる」を創るがん保険WINGS	診断保障基本プラン (診断給付金額50万円・がん先進医療・患者申出療養特約)	2,209	2,079
団体総合生活補償保険(標準型)+(MS&AD型) あんさんぶる	個人型(1口)+ 日常生活賠償	880	880
団体長期障害所得補償保険	A型 1口	947	947
合計 月額保険料(概算)		6,406	6,156

新しい家族の生活



配偶者の生活を維持できる備え

死亡・高度障がいの金額を見直す機会。

(単位:円)

住宅資金

結婚

夫 38歳
妻 38歳

保険種目	保障(補償)額/プラン	月額保険料(本人)		月額保険料(配偶者)	
		男性	女性	男性	女性
生命保険*1 団体定期保険	1,000万円	850	730	850	730
医療保険*2 総合医療保険(団体型)	5,000円/日	1,520	1,520	1,520	1,520
がん保険*4 「生きる」を創るがん保険WINGS	診断保障基本プラン (診断給付金額50万円・がん先進医療・患者申出療養特約)	2,209	2,079	2,209	2,079
団体総合生活補償保険(標準型)+(MS&AD型) あんさんぶる	夫婦型(1口)+ 日常生活賠償	1,570	1,570	-	-
団体長期障害所得補償保険	A型 1口	947	947	-	-
合計 月額保険料(概算)		7,096	6,846	4,579	4,329

40代



家族を守るための備え

最も保険が必要な世代。十分な備えが必要です。

(単位:円)

- 教育資金
- 住宅資金
- そろそろ老後を
- 病気のリスク高

子育て

夫 43歳
妻 43歳
長男 9歳
長女 7歳

保険種目	保障(補償)額/プラン	月額保険料(本人)		月額保険料(配偶者)	
		男性	女性	男性	女性
生命保険*1 団体定期保険	5,000万円【本人】 3,000万円【配偶者】*3	5,650	4,400	3,390	2,640
医療保険*2 総合医療保険(団体型)	5,000円/日	1,635	1,635	1,635	1,635
がん保険*4 「生きる」を創るがん保険WINGS	診断保障基本プラン (診断給付金額50万円・がん先進医療・患者申出療養特約)	2,649	2,369	2,649	2,369
団体総合生活補償保険(標準型)+(MS&AD型) あんさんぶる	家族型(1口)+ 日常生活賠償	1,540	1,540	-	-
団体長期障害所得補償保険	A型 2口	1,894	1,894	-	-
合計 月額保険料(概算)		13,368	11,838	7,674	6,644



子どもの保障(補償)

(単位:円)

保険種目	保障(補償)額/プラン	月額保険料 (子ども 男女共通)1名あたり	
		子ども	男女共通
生命保険*1 団体定期保険	300万円	210	
医療保険*2 総合医療保険(団体型)	5,000円/日	870	
団体総合生活補償保険(標準型)+(MS&AD型) あんさんぶる	家族型(1口)+ 日常生活賠償	ご本人の家族型で補償	
合計 月額保険料(概算)		1,080	

50代



保障(補償)額を見直し、退職後の生活に備え

お子さま独立後は、死亡・高度障がいの減額を検討。

(単位:円)

- 子育て最終段階
- お子さま結婚
- お子さま出産
- 新たな趣味
- ゆとりある老後

お子さま独立

夫 57歳
妻 57歳
子どもは独立

保険種目	保障(補償)額/プラン	月額保険料(本人)		月額保険料(配偶者)	
		男性	女性	男性	女性
生命保険*1 団体定期保険	1,000万円	3,270	2,030	3,270	2,030
医療保険*2 総合医療保険(団体型)	5,000円/日	3,830	3,830	3,830	3,830
がん保険*4 「生きる」を創るがん保険WINGS	診断保障基本プラン (診断給付金額50万円・がん先進医療・患者申出療養特約)	4,619	3,154	4,619	3,154
団体総合生活補償保険(標準型)+(MS&AD型) あんさんぶる	夫婦型(1口)+ 日常生活賠償	1,570	1,570	-	-
合計 月額保険料(概算)		13,289	10,584	11,719	9,014

*1 生命保険:「保障額」は死亡保険金額(高度障がい保険金額)です。
*2 医療保険:「保障額」は入院給付金日額です。
*3 配偶者の保障額の上限は3,000万円です。
*4 がん保険(診断保障基本プラン):保険料・保障内容等の詳細は募集代理店までお問い合わせください。
[生命保険][医療保険]は保険年齢です。
[保険年齢]は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
年齢・性別が当ページのプランと異なる場合、保険料も異なります。詳細については、P23~24、P34「保障額と保険料」をご確認ください。

パソコン・スマートフォンから 簡単お手続き! Webページのご案内

期間限定サイト! 団体保険の特設ページ

Webでみる「とうきゅうグループ団体保険」

https://www.tokyu-hoken.co.jp/dantaihoken/
 パスコード:tokyu109



かんたん手続き
コンテンツ!

ご自宅でゆっくり検討されたい方 インターネットでさくっと続きたい方へ!



新規ご加入・
内容変更・脱退



お手続き方法



電子版
ガイドブック



お問い合わせ
フォーム



郵送用宛名
用紙印刷 (切手不要)

とうきゅうグループ従業員専用ページ

同じとうきゅうグループの従業員として、みなさんの「まいにち」「もしも」「みらい」を一緒に考えるサイトです。

https://www.tokyu-hoken.co.jp/shain/



<p>今のあなたに必要な保障がわかる!</p>	<p>自動車保険の更新もさくっとお手続き!</p>
<p>あなたのまいにち、もしもに役立つ動画やコラムも!</p>	<p>カンタン!すぐわかる!自分に合った保険を1分で診断!</p>

チェックオフナビ

加入している保険は、オンラインサービス「チェックオフナビ」から



チェックオフナビって?

- 加入している保険がひと目でわかります
- 過去13か月分の保険料内訳が見れます



チェックオフナビを見るには?

とうきゅうグループ従業員専用ページから **ログイン** をクリック。

▼パソコンから

▼スマートフォンから

初めての方向けに、1分でわかる使いかた動画もあります!

お問合せ

東急保険コンサルティング
 営業サポートグループ チェックオフチーム
 ☎ 0120-953-809
 営業時間は弊社ホームページをご確認ください



とうきゅうグループ従業員専用
 お問い合わせフォームも
 ご利用ください!



パソコン・スマートフォンから 簡単お手続き!

団体定期保険・総合医療保険(団体型)・3大疾病保障保険(団体型)

ニッセイのサイトN-ナビゲーションにアクセス▶

●お申込み手続き、変更手続きができます ●お申込み内容の確認ができます
 ※N-ナビゲーションからは死亡保険金受取人の変更はできません。すでに加入されている方で、死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。

詳細は当社ホームページ掲載のNナビゲーション操作マニュアル<利用編>をご参照ください

ユーザーID	
事業所(会社)コード(5桁*1)	被保険者番号(=社員番号) 1~10桁
東急株式会社の社員(会社コード:50001)で、社員番号が「123456」の場合 50001	123456
パスワード*2	
10桁 bs(半角小文字)+生年月日(西暦8桁)	
1980年1月10日生まれの場合 bs19800110	

*1 事業所(会社)コードはP13~14をご参照ください
 *2 初回ログイン後、パスワード変更とメールアドレスの登録を行います(パスワードは毎年初期化されます)



保険会社サイトに遷移します。(外部リンク)
 ●団体コード:0098547590

お問合せ 受付期間 令和5年6月12日(月)~令和5年7月12日(水)

●操作がわからないとき ●保険商品の内容 ●お手続きに関するお問合せ
ニッセイ団体保険コールセンター ☎0120-775-229 通話料無料
 受付時間:月曜日~金曜日 9:00~17:00(祝日はお取り扱いしておりません。)
 ※お問合せの際には、団体名「東急株式会社」をお知らせください。※保険金・給付金請求方法に関しましては、団体窓口へご確認ください。※ご家族からいただく照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただく場合がございます。

●パスワードに関するお問合せ
東急保険コンサルティング ☎0120-953-809
 営業時間は弊社ホームページをご確認ください。

とうきゅうグループ従業員専用お問合せフォームもご利用ください!

あんさんぶる 団体総合生活補償保険(標準型)+(MS&AD型)

三井住友海上のサイトe-団体にアクセス▶

●お申込み手続き、変更手続きができます ●お申込み内容の確認ができます
 詳細は当社ホームページ掲載のネット手続システム/e-団体お客さま向け手続きガイドをご参照ください

<p>すでに加入されている方 ログイン画面で「はい」を選択の上、下記情報をご入力ください。</p> <p>ログインID 事業所(会社)コード(5桁*1)+社員番号(10桁未満の場合は前にゼロを入力) 事業所(会社)コード10000+社員番号123456の場合 10000000123456</p> <p>パスワード*2 社員番号(10桁未満の場合は前にゼロを入力) 社員番号6桁(123456)の場合 0000123456</p>	<p>*1 事業所(会社)コードはP13~14をご参照ください 事業所(会社)コードは給与支払いを受けている企業を入力してください</p> <p>ログインID・パスワードをお持ちですか? </p> <p>*2 初回ログイン後、パスワード変更を行います(パスワードは毎年初期化されます)。</p>	<p>初めて加入される方 「いいえ」から申込画面に沿ってお進みいただき、「申込人情報」にて下記情報をご入力ください。</p> <p>希望ログインID 事業所(会社)コード(5桁*1)+社員番号(10桁未満の場合は前にゼロを入力) 事業所(会社)コード10000+社員番号123456の場合 10000000123456</p> <p>パスワード*2 a+社員番号(10桁未満の場合は前にゼロを入力) 社員番号6桁(123456)の場合 a0000123456</p> <p>アクセスコード tokyu109</p>
---	--	---



保険会社サイトに遷移します。(外部リンク)

お問合せ 受付期間 令和5年6月12日(月)~令和5年7月12日(水)

東急保険コンサルティング ☎0120-109-601
 営業時間は弊社ホームページをご確認ください

とうきゅうグループ従業員専用お問合せフォームもご利用ください!

WEB版 お手続きのご案内

募集期間 令和5年6月12日(月)~令和5年7月12日(水)

団体長期障害所得補償保険

損害保険ジャパンのサイトWEB Enterにアクセス▶

●お申込み手続き、変更手続きができます ●お申込み内容の確認ができます

詳細は当社ホームページ掲載のWEB-Enter WEB画面操作マニュアルをご参照ください

会社コード
プルダウンにて所属企業名をご選択ください。 給与支払いを受けている企業を選択してください。
ログインID
社員番号(10桁未満の場合は前にゼロを入力) 社員番号6桁(123456)の場合: 0000123456
(初期)パスワード
生年月日(西暦8桁) 1980年1月10日生まれの場合: 19800110



保険会社サイトに遷移します。(外部リンク)



お問合せ 受付期間 令和5年6月12日(月)~令和5年7月12日(水)

東急保険コンサルティング ☎0120-109-601
 営業時間は弊社ホームページをご確認ください

とうきゅうグループ従業員専用お問合せフォームもご利用ください!

ご注意

とうきゅうグループ 団体保険制度は、グループ各社によって加入できる保険が異なります。
 P149-150「とうきゅうグループ団体保険制度会社別加入一覧」をご確認のうえ、お申込みください。
 ※加入内容等により当システムを利用いただけない場合がございます。利用いただけない場合は、書面にてお手続きください。

推奨環境

保険種目	OS	ブラウザ	インターネットサービス 利用可能時間帯
ニッセイ団体保険商品 ●団体定期保険 ●総合医療保険(団体型) ●3大疾病医療保険(団体型)	●Windows: Windows10 ●Androidスマートフォン: Android 11 ●iPhone: iOS 14.7 ※2023年2月28日時点。	●Microsoft Edge ●Google Chrome ●Safari	8:00~翌朝5:00 (日曜日は22:00)まで ※6月25日(日)はシステム停止日のため利用いただけません。
あんさんぶる 団体総合生活補償保険(標準型)+(MS&AD型)	<PC> ●Windows: Windows10/11 ●Mac: 10.15 <スマートフォン・タブレット> ●iOS 11~14(スマートフォンは15まで) ●Android 5.1~9.0	<PC> ●Edge ●Chrome ●Safari	7:00~26:30
団体長期障害所得補償保険	<PC> ●Windows: Windows10 ●Mac: OS V11 <スマートフォン・タブレット> ●iOS 14 ●Android OS 9	●Edge97 ●FireFox93 ●Chrome106 ●Mobile Safari ●Android Chrome ●Safari15	24時間 (メンテナンス時間)を除く
チェックオフなび とうきゅうグループ従業員専用ページ	●Windows: Windows10 ●Androidスマートフォン: Android 7以降 ●iPhone: iOS 11以降	●Internet Explorer 11 ●Google Chrome ●Safari	24時間 (メンテナンス時間)を除く


事業所(会社)コード一覧 (五十音順)

※会社コードは「給与を受けている会社」を選択してください。

会社名	事業所(会社)コード		
	ニッセイ団体保険商品	あんさんぶる	チェックオフなび
ア (株)赤坂エクセルホテル東急	50022	26007	26007
イ (株)イーウェル	50044	50024	50024
(株)石勝エクステリア	50042	27001	27001
(株)石勝グリーンメンテナンス	50043	28021	28021
(株)伊豆今井浜東急ホテル	50018	19038	19038
(株)伊豆急ケーブルネットワーク	50080	50009	50009
伊豆急行(株)	50076	21101	21101
(株)伊豆急コミュニティー	50081	28018	28018
(株)伊豆急ハウジング	50079	24902	24902
伊豆急ホールディングス(株)	50075	21100	21100
イツ・コミュニケーションズ(株)	50116	27093	27093
(株)イメージスタジオ・イデマルキユウ	50071	27089	27089
(株)インフィールド	50132	20308	20308
ウ 上田交通(株)	50110	27033	27033
上田電鉄(株)	50112	50060	50060
(株)上田東急REIホテル	50111	50054	50054
オ 大阪エクセルホテル東急	50028	19047	19047
大阪東急REIホテル	50028	19015	19015
カ (株)学生情報センター	50133	20105	20105
(株)金沢東急ホテル	50016	27070	27070
川崎キングスカイフロント東急REIホテル	50027	19045	19045
(株)関西東急ホテルズ	50028	—	—
(株)関東東急ホテルズ	50027	—	—
キ 吉祥寺エクセルホテル東急	50027	19048	19048
吉祥寺東急REIホテル	50027	19027	19027
ク (株)京都東急ホテル	50014	27046	27046
(株)熊本東急レクリエーション	50088	21905	21905
(株)グランドオークゴルフクラブ	50121	28056	28056
ケ (株)ケーブルテレビ品川	—	27096	27096
コ 神戸三宮東急REIホテル	50028	19036	19036
神戸元町東急REIホテル	50141	19051	19051
学校法人五島育英会	50109	22801	22801
ConnectedDesign(株)	50117	27097	27097
サ (株)ザ・キャピトルホテル東急	50010	27068	27068
札幌エクセルホテル東急	50029	19042	19042
(株)札幌東急ホテルズ	50029	—	—
札幌東急リフォーム(株)	50099	28088	28088
札幌東急REIホテル	50029	19018	19018
シ (株)SHIBUYA109エンタテイメント	50139	50072	50072
渋谷エクセルホテル東急	50027	19043	19043
渋谷ストリームエクセルホテル東急	50027	19046	19046
渋谷地下街(株)	50113	27045	27045
渋谷東急REIホテル	50027	19016	19016
(株)下田東急ホテル	50019	26009	26009
下田ロープウェイ(株)	50077	50008	50008
(株)じょうてつ	50095	28080	28080
(株)じょうてつケアサービス	50096	28089	28089
(株)湘南コミュニティー	50058	28032	28032
新大阪江坂東急REIホテル	50028	19029	19029
(株)新宿東急ホテルズ	50153	19049	19049
ス (株)スリーハンドレッドクラブ	50108	27030	27030
セ 世紀東急工業(株)	50072	20702	20702
(株)セルリアンタワー東急ホテル	50011	28078	28078
(株)セントラルフーズ	—	50035	50035
タ 第一ビルサービス(株)	50061	20304	20304
(株)高松東急REIホテル	50032	19022	19022
テ (株)ティーアール・サービス	50086	21903	21903
TFHD digital(株)	50151	20111	20111
(株)TCフォーラム	50060	27087	27087
ト 東急(株)	50001	10000	10000
東建産業(株)	50073	27050	27050
東光サービス(株)	50147	50043	50043
東光食品(株)	50148	50038	50038
(株)東光フローラ	50149	50042	50042
(株)富山エクセルホテル東急	50024	19040	19040
東急イ (株)東急イーライフデザイン	50052	20303	20303
東急ウ (株)東急ウィル	50128	17000	17000
東急エ (株)東急ウェルネス(株)	50126	28086	28086
東急エ (株)東急エージェンシー	50068	20501	20501
(株)東急エージェンシービジネスサービス	50069	50048	50048
(株)東急エージェンシープロミックス	50070	28030	28030
東急カ (株)東急カード(株)	—	27077	27077

会社名	事業所(会社)コード		
	ニッセイ団体保険商品	あんさんぶる	チェックオフなび
東急キ 東急技術センター(株)	50091	27029	27029
(株)東急キッズベースキャンプ	50125	28085	28085
東急ク 東急軌道工業(株)	50006	27069	27069
東急ク 東急グリーンシステム(株)	50107	27027	27027
(株)東急グルメフロント	50093	23601	23601
東急ケ 東急建設(株)	50002	20601	20601
東急コ (株)東急コミュニティー	50053	20301	20301
東急シ 東急ジヨックス(株)	50105	21001	21001
東急シ 東急住宅リース(株)	50067	20103	20103
東急シ 東急少額短期保険(株)	50150	20110	20110
東急ス (株)東急ストア	50146	24401	24401
(株)東急スポーツオアシス	50041	28023	28023
東急セ 東急スポーツシステム(株)	50120	28027	28027
東急セ 東急セキュリティ(株)	50092	23303	23303
(株)東急設計コンサルタント	50101	20102	20102
(株)東急セブンハンドレッドクラブ	50119	28004	28004
東急ソ (株)東急総合研究所	50115	27092	27092
東急タ (株)東急タイム	—	50036	50036
東急テ 東急テックソリューションズ(株)	50114	27086	27086
東急テ 東急テクノシステム(株)	50005	23001	23001
東急ト 東急電鉄(株)	50143	20000	20000
東急ト (株)東急トランセ	50008	15000	15000
東急ハ 東急バス(株)	50007	11000	11000
(株)東急パワーサプライ	50131	23304	23304
東急ヒ (株)東急百貨店	—	24501	24501
東急ヒ 東急ビジネスサポート(株)	—	50037	50037
東急ヒ 東急ビルメンテナンス(株)	50057	27026	27026
東急フ 東急ファイナンスアンドアカウンティング(株)	50123	28071	28071
東急フ 東急プロパティマネジメント(株)	50090	23301	23301
東急フ 東急不動産(株)	50038	20101	20101
東急フ 東急不動産SCマネジメント(株)	50046	28020	28020
東急フ 東急不動産キャピタル・マネジメント(株)	50045	28022	28022
東急フ 東急不動産ホールディングス(株)	50037	20100	20100
東急フ 東急不動産リート・マネジメント(株)	50135	20106	20106
東急フ (株)東急文化村	—	50001	50001
東急ホ 東急保険コンサルティング(株)	50130	50025	50025
東急ホ 東急ホテルズ&リゾート(株)	50009	20011	20011
東急ホ (株)東急ホテルパートナーズ	50142	20008	20008
東急メ 東急メディア・コミュニケーションズ(株)	50103	27006	27006
東急モ (株)東急モールズデベロップメント	50003	50005	50005
東急ラ 東急ライフシア(株)	50104	27013	27013
東急リ (株)東急Re・デザイン	50140	20309	20309
東急リ 東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント(株)	50124	28084	28084
東急リ 東急リゾート(株)	50051	28003	28003
東急リ 東急リゾート&ステイ(株)	50050	28031	28031
東急リ 東急リニューアル(株)	50074	28002	28002
東急リ 東急リネン・サプライ(株)	50102	24301	24301
東急リ 東急リパブル(株)	50062	27015	27015
東急リ 東急リパブルスタッフ(株)	50064	28074	28074
東急リ (株)東急レクリエーション	50085	21901	21901
(株)東急REIホテル・ウエスト	50141	—	—
ナ (株)ながの東急百貨店	—	50059	50059
(株)名古屋東急ホテル	50013	27095	27095
那覇東急REIホテル	50141	19053	19053
ハ (株)博多エクセルホテル東急	50026	19041	19041
博多東急REIホテル	50141	19052	19052
(株)白馬東急ホテル	50017	26010	26010
(株)羽田エクセルホテル東急	50023	26001	26001
ヒ (株)広島東急レクリエーション	50087	21904	21904
フ (株)ファイブハンドレッドクラブ	50106	27017	27017
(株)富士山三島東急ホテル	50145	26020	26020
二子玉川エクセルホテル東急	50027	19044	19044
ホ 北海道東急ビルマネジメント(株)	50097	28081	28081
マ (株)松江エクセルホテル東急	50025	19028	19028
(株)松山東急REIホテル	50033	19039	19039
(株)マリモコミュニティ	50055	20306	20306
ミ 宮古観光開発(株)	50122	28058	28058
(株)宮古島東急ホテル&リゾート	50020	19031	19031
ヨ 横浜東急REIホテル	50012	26012	26012
(株)横浜ベイホテル東急	50012	26011	26011
ラ ライフ&ワークデザイン(株)	50047	20104	20104
リ (株)リエネ	50152	20112	20112

■お問合せ先

保険種目	お問合せ方法	保険会社 お問合せ先	事故に関する お問合せ先	東急保険 コンサルティング
 生命保険 団体定期保険	ご勤務先の福利厚生窓口へご相談ください。	ニッセイ団体保険コールセンター 通話料無料:0120-775-229 受付期間:令和5年6月12日(月)～令和5年7月12日(水) 受付時間:月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日はお取り扱いしていません) ※お問合せの際には、団体名「東急株式会社」をお知らせください。 ※保険金・給付金請求方法に関しましては、団体窓口へご確認ください。 ※ご家族からいただく照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただく場合がございます。	ご勤務先の福利厚生窓口へご相談ください	リテール営業部 営業サポートグループ チェックオフチーム ☎0120-953-809
 医療保険 総合医療保険 (団体型)				
 3大疾病保険 3大疾病保障保険 (団体型)				
 拠出型企業年金保険(II) ドリームライフ		第一生命保険株式会社 総合法人第三部 担当:伊藤 TEL:050-3846-3415 受付時間:月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日はお取り扱いしていません)	—	
 がん保険 「生きる」を創るがん保険WINGS	保険会社(アフラック)へご連絡ください。	アフラック 東京第二法人営業部 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-1 丸の内センタービル19階 TEL:03-6311-5095 受付時間:月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日はお取り扱いしていません)	アフラック 保険金コンタクトセンター 0120-555-877(通話料無料) オペレーターによる受付:月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日を除く) 24時間自動音声応答サービス 給付金のご請求手続き:年中無休(24時間受付)	
 団体総合生活補償保険(標準型)+ (MS&AD型) あんさんぶる	保険会社(三井住友海上)へご連絡ください。	三井住友海上火災保険株式会社 企業営業第五部第一課 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL:03-3259-3088 受付時間:月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日はお取り扱いしていません)	24時間365日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」 0120-258-189(無料) 事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。 インターネット事故受付サービス 「三井住友海上保険金請求WEB」	本社 リテール営業部 リテール営業グループ ☎0120-109-601
 団体長期障害所得補償保険	保険会社(損害保険ジャパン)へご連絡ください。	損害保険ジャパン株式会社 企業営業第五部第三課 〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 TEL:03-3231-4153 受付時間:月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日はお取り扱いしていません)	【事故サポートセンター】 0120-727-110 (受付時間:24時間365日対応)	関西営業所 ☎0120-953-109
 自動車保険	引受保険会社により異なります。詳細は東急保険コンサルティングにお問合せください。	三井住友海上火災保険のご契約者さま 0120-258-365 受付時間:24時間 365日 東京海上日動火災保険のご契約者さま 0120-119-110 受付時間:24時間 365日 損害保険ジャパンのご契約者さま 0120-256-110 受付時間:24時間 365日 あいおいニッセイ同和損害保険のご契約者さま 0120-024-024 受付時間:24時間 365日		札幌営業所 ☎0120-769-109 詳細はガイドブック裏面をご参照ください
 火災保険・地震保険		三井住友海上火災保険のご契約者さま 0120-258-189 受付時間:24時間 365日 東京海上日動火災保険のご契約者さま 0120-720-110 受付時間:24時間 365日 損害保険ジャパンのご契約者さま 0120-727-110 受付時間:24時間 365日 あいおいニッセイ同和損害保険のご契約者さま 0120-985-024 受付時間:24時間 365日		

個人情報保護のため、個別のご契約に関するお問合せはご契約者等ご本人さまからのご連絡をお願いいたします。(ご本人さま以外からのお問合せの場合は回答出来ない場合がございます。)

■今年度からの変更点



- 特約を付加することで、治療前の検査や公的医療保険制度の対象外となる治療まで幅広い保障で経済的負担をサポート
- 付帯サービス「アフラックのよりそうがん相談サポート」
- 健康に不安がある方も 過去にがん(悪性新生物)を経験された方もお申込みいただけます!

保険の詳細はP69へ!

団体長期障害所得補償保険 支払対象外期間の取扱いが変更になりました

- 支払対象外期間開始後に一時的に復職し、その原因となった身体障害により再び就業障害となった場合には、その支払対象外期間において通算した復職日数が7日以下である場合にかぎり、支払対象外期間に復職日数を加えた期間を通算して同一の支払対象外期間とします。
- 上記変更に伴い、保険料が改定となります。

保険の詳細はP91へ!

団体総合生活補償保険(標準型)+(MS&AD型) あんさんぶる保険料が改定になりました

- 適用となる割引率が最大約40%に変更となります。割引率ダウンにより保険料が変更となり、前年に比べてご加入者さまの保険料のご負担が増えます。

保険の詳細はP73へ!

退職後も継続可能な商品があります!

退職後の保障(補償)継続 **Point** ① 給与控除から口座振替に移行となります

② 団体割引もそのまま継続

(※一部商品は対象外となります)

保険種目	継続可否	団体割引は適用されますか?	退職時に必要な手続きは?	最終の給与控除月は?	退職後の保険料支払方法は?	お問合せ先								
						保険会社	東急保険コンサルティング							
 死亡または所定の高度障がい状態になられた場合の保障 生命保険 団体定期保険	○ <small>(※定年退職および関連会社への転籍者も含まれます)</small>	○	ご本人さまか生窓口へお問	ら、ご勤務先の福利厚	合せてください。 退職月の前月	口座振替	—	リテール営業部 営業サポートグループ チェックオフチーム ☎0120-953-809						
 ケガや病気等による入院・手術等の保障 医療保険 総合医療保険(団体型)														
 がん・急性心筋梗塞・脳卒中への備え 3大疾病保険 3大疾病保障保険(団体型)														
 充実したセカンドライフのために将来に向けての資金準備 拠出型企業年金保険(Ⅱ) ドリームライフ	×	—	ご本人さまか続	ぎが必要と福利厚生窓	口	ら、給付金請求のお手	なり。ご勤務先	へのお問合せ	ください。 退職月の前月	—	—	—	—	
 がん治療を幅広くサポート がん保険 「生きる」を創るがん保険WINGS	○	×	アフラックま	ルティングよ	類をお送りい	たは、東急保険コンサ	ルティングより、ご自宅	へ手続き書	たします。 退職月の当月	または前月	口座振替	アフラック 東京第二法人営業部 TEL:03-6311-5095	—	
 事故によるケガ・賠償責任等への備え 団体総合生活補償保険(標準型)+(MS&AD型) あんさんぶる	○	○	東急保険コン	宅へ手続き書	サルティングより、ご自	類をお送りいた	します。 退職月の前月	口座振替	三井住友海上火災保険 企業営業第五部第一課 TEL:03-3259-3088	—	—	—	—	
 働けなくなったときの備え 団体長期障害所得補償保険	×	—	お手続きは不	要です。 退職月の当月	または前月	—	—	—	損保ジャパン 企業営業第五部第三課 TEL:03-3231-4153	—	—	リテール営業部 リテール営業グループ ☎0120-109-601		
 自動車を利用する際の幅広い補償 自動車保険	○	○	お手続きが必	要な場合、東急保険コ	グよりご自宅へ手続き	いたします。なお、保	い方法により満期まで	算が必要な場合があり ます。 退職月の	2か月後	口座振替	引受保険会社により異	なります。 詳細は東急保険コンサ	ルティングにお問い合わせ	ください。
 建物・家財の損害への備え 火災保険・地震保険	○	○	お手続きが必	要な場合、東急保険コ	グよりご自宅へ手続き	いたします。なお、保	い方法により満期まで	算が必要な場合があり ます。 退職月の	2か月後	口座振替	引受保険会社により異	なります。 詳細は東急保険コンサ	ルティングにお問い合わせ	ください。

※詳細は各商品ページをご確認ください

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing on page 19.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing on page 20.



とうきゅうグループ団体保険

生命保険【団体定期保険】

商品内容のご説明

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。
原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

◎ 死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット(「契約概要」(P105~P106)・「注意喚起情報」(P107~P108)を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- 保障内容はニーズに合致していますか。
- ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

● 申込締切日

令和5年7月12日(水)

● 効力発生日

令和5年10月1日(日)

この機会をお見逃しなく!

提出先 勤務先のとうきゅうグループ団体保険担当窓口 経由 東急保険コンサルティング株式会社

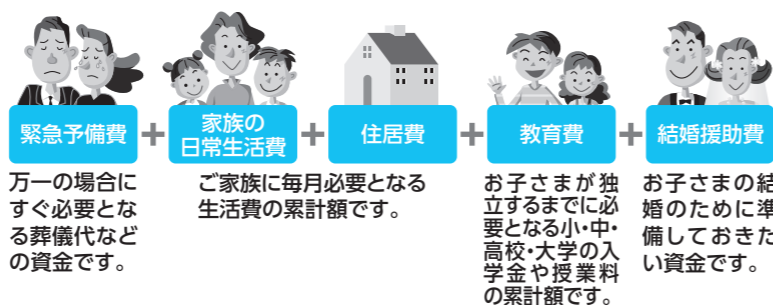
「契約概要」(P105~P106)と「注意喚起情報」(P107~P108)には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。また、「正しく告知いただくために」(P119~P120)には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、必ずご確認ください。
なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)*をお読みいただいた後も大切に保管してください。
*専用ウェブサイトをご覧になり申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。

もしものとき、保障の準備は万全ですか?

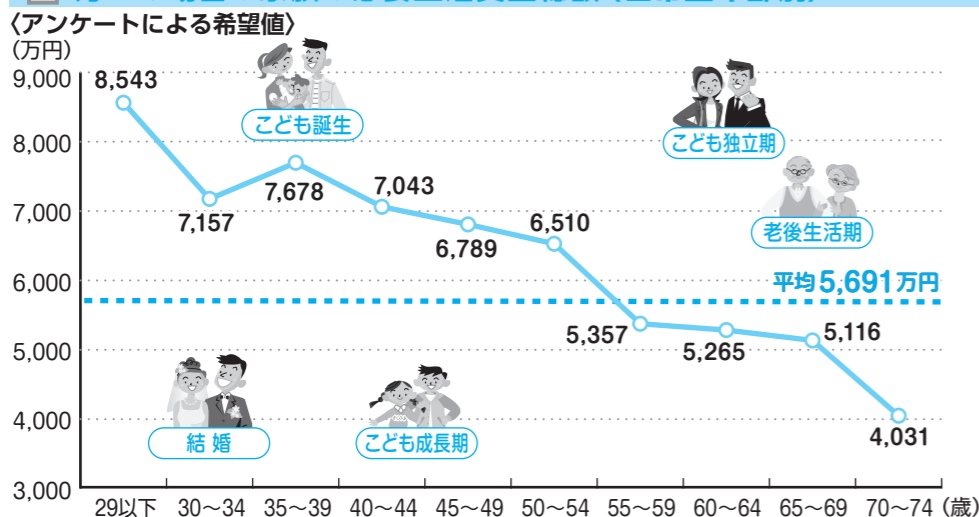
「保険を必要と思うときは、大きな疾病や不慮の事故で大きな出費があったときなど…。後から保険で準備をすることはできないのです。」



☑ 必要保障額とは…



☑ 万一の場合の家族の必要生活資金総額(世帯主年齢別)



※「世帯主に万一のことがあった場合に、残された家族のために必要と考える生活資金・年数はどのくらいか」という質問に対する回答(年間必要額×必要年数)の平均値です。

(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査」

事務局 東急保険コンサルティング(株) 引受保険会社(事務幹事会社) 日本生命保険(相)

・お問合せ先はP15の「お問合せ先」にてご確認ください。

～もしものとき、大切な家族を守るために～

保険期間中に死亡、所定の高度障がい状態となったとき
保険金が支払われます。



生命保険【団体定期保険】の特徴

東急グループ社員限定のお手頃な保険料です。

保険料は団体保険としての割引が適用されています。

東急グループの
スケールメリットを活かした
制度です。

ライフイベントの変化にあわせて 保障額は毎年見直しが可能です。

- ご退職後も継続加入できます。
更新日現在で年齢79歳6カ月まで
- 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。
告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- ご家族もお申込みができます。
ご本人さまがご加入の場合、配偶者さま、お子さまもお申込みができます。

※ただし、健康状態等によってはこのかぎりではありません。

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合 配当金を受取れます。

脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

生命保険

医療保険

3大疾病保険

拠出現業年金保険Ⅱ

がん保険

団体総合生活補償保険
(標準型+MS&D型)

団体長期障害所得補償保険

自動車保険

火災保険地震保険

重要事項のご説明

申込書記入要領

会社別加入一覧

☑ 保障額と保険料

本人（男性）・配偶者（女性）

(保険料の単位：円)

死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	年齢群別 保険年齢	年齢群別 月払保険料(概算)						
		15歳～35歳 S63.4.2生～ H21.4.1生	36歳～40歳 S58.4.2生～ S63.4.1生	41歳～45歳 S53.4.2生～ S58.4.1生	46歳～50歳 S48.4.2生～ S53.4.1生	51歳～55歳 S43.4.2生～ S48.4.1生	56歳～60歳 S38.4.2生～ S43.4.1生	61歳～65歳 S33.4.2生～ S38.4.1生
本人 (男性)	6,000万円	4,080	5,100	6,780	9,540	13,740	19,620	29,880
	5,500万円	3,740	4,675	6,215	8,745	12,595	17,985	27,390
	5,000万円	3,400	4,250	5,650	7,950	11,450	16,350	24,900
	4,500万円	3,060	3,825	5,085	7,155	10,305	14,715	22,410
	4,000万円	2,720	3,400	4,520	6,360	9,160	13,080	19,920
	3,500万円	2,380	2,975	3,955	5,565	8,015	11,445	17,430
	3,000万円	2,040	2,550	3,390	4,770	6,870	9,810	14,940
	2,500万円	1,700	2,125	2,825	3,975	5,725	8,175	12,450
	2,000万円	1,360	1,700	2,260	3,180	4,580	6,540	9,960
	1,500万円	1,020	1,275	1,695	2,385	3,435	4,905	7,470
	1,000万円	680	850	1,130	1,590	2,290	3,270	4,980
	800万円	544	680	904	1,272	1,832	2,616	3,984
	500万円	340	425	565	795	1,145	1,635	2,490
300万円	204	255	339	477	687	981	1,494	
200万円	136	170	226	318	458	654	996	
配偶者 (女性)	3,000万円	1,380	2,190	2,640	3,630	4,860	6,090	8,040
	2,500万円	1,150	1,825	2,200	3,025	4,050	5,075	6,700
	2,000万円	920	1,460	1,760	2,420	3,240	4,060	5,360
	1,500万円	690	1,095	1,320	1,815	2,430	3,045	4,020
	1,000万円	460	730	880	1,210	1,620	2,030	2,680
	800万円	368	584	704	968	1,296	1,624	2,144
	500万円	230	365	440	605	810	1,015	1,340
	300万円	138	219	264	363	486	609	804
200万円	92	146	176	242	324	406	536	

本人（女性）・配偶者（男性）

(保険料の単位：円)

死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	年齢群別 保険年齢	年齢群別 月払保険料(概算)						
		15歳～35歳 S63.4.2生～ H21.4.1生	36歳～40歳 S58.4.2生～ S63.4.1生	41歳～45歳 S53.4.2生～ S58.4.1生	46歳～50歳 S48.4.2生～ S53.4.1生	51歳～55歳 S43.4.2生～ S48.4.1生	56歳～60歳 S38.4.2生～ S43.4.1生	61歳～65歳 S33.4.2生～ S38.4.1生
本人 (女性)	6,000万円	2,760	4,380	5,280	7,260	9,720	12,180	16,080
	5,500万円	2,530	4,015	4,840	6,655	8,910	11,165	14,740
	5,000万円	2,300	3,650	4,400	6,050	8,100	10,150	13,400
	4,500万円	2,070	3,285	3,960	5,445	7,290	9,135	12,060
	4,000万円	1,840	2,920	3,520	4,840	6,480	8,120	10,720
	3,500万円	1,610	2,555	3,080	4,235	5,670	7,105	9,380
	3,000万円	1,380	2,190	2,640	3,630	4,860	6,090	8,040
	2,500万円	1,150	1,825	2,200	3,025	4,050	5,075	6,700
	2,000万円	920	1,460	1,760	2,420	3,240	4,060	5,360
	1,500万円	690	1,095	1,320	1,815	2,430	3,045	4,020
	1,000万円	460	730	880	1,210	1,620	2,030	2,680
	800万円	368	584	704	968	1,296	1,624	2,144
	500万円	230	365	440	605	810	1,015	1,340
300万円	138	219	264	363	486	609	804	
200万円	92	146	176	242	324	406	536	
配偶者 (男性)	3,000万円	2,040	2,550	3,390	4,770	6,870	9,810	14,940
	2,500万円	1,700	2,125	2,825	3,975	5,725	8,175	12,450
	2,000万円	1,360	1,700	2,260	3,180	4,580	6,540	9,960
	1,500万円	1,020	1,275	1,695	2,385	3,435	4,905	7,470
	1,000万円	680	850	1,130	1,590	2,290	3,270	4,980
	800万円	544	680	904	1,272	1,832	2,616	3,984
	500万円	340	425	565	795	1,145	1,635	2,490
	300万円	204	255	339	477	687	981	1,494
200万円	136	170	226	318	458	654	996	

死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	年齢群別 保険年齢	年齢群別 月払保険料(概算)					
		66歳～70歳 S28.4.2生～ S33.4.1生	71歳 S27.4.2生～ S28.4.1生	72歳 S26.4.2生～ S27.4.1生	73歳 S25.4.2生～ S26.4.1生	74歳 S24.4.2生～ S25.4.1生	75歳 S23.4.2生～ S24.4.1生
本人 (男性)	6,000万円	44,100	57,600	63,660	70,740	78,900	88,620
	5,500万円	40,425	52,800	58,355	64,845	72,325	81,235
	5,000万円	36,750	48,000	53,050	58,950	65,750	73,850
	4,500万円	33,075	43,200	47,745	53,055	59,175	66,465
	4,000万円	29,400	38,400	42,440	47,160	52,600	59,080
	3,500万円	25,725	33,600	37,135	41,265	46,025	51,695
	3,000万円	22,050	28,800	31,830	35,370	39,450	44,310
	2,500万円	18,375	24,000	26,525	29,475	32,875	36,925
	2,000万円	14,700	19,200	21,220	23,580	26,300	29,540
	1,500万円	11,025	14,400	15,915	17,685	19,725	22,155
	1,000万円	7,350	9,600	10,610	11,790	13,150	14,770
	800万円	5,880	7,680	8,488	9,432	10,520	11,816
	500万円	3,675	4,800	5,305	5,895	6,575	7,385
300万円	2,205	2,880	3,183	3,537	3,945	4,431	
200万円	1,470	1,920	2,122	2,358	2,630	2,954	
配偶者 (女性)	3,000万円	10,770	14,220	15,810	17,670	19,740	21,990
	2,500万円	8,975	11,850	13,175	14,725	16,450	18,325
	2,000万円	7,180	9,480	10,540	11,780	13,160	14,660
	1,500万円	5,385	7,110	7,905	8,835	9,870	10,995
	1,000万円	3,590	4,740	5,270	5,890	6,580	7,330
	800万円	2,872	3,792	4,216	4,712	5,264	5,864
	500万円	1,795	2,370	2,635	2,945	3,290	3,665
	300万円	1,077	1,422	1,581	1,767	1,974	2,199
200万円	718	948	1,054	1,178	1,316	1,466	

死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	年齢群別 保険年齢	年齢群別 月払保険料(概算)					
		66歳～70歳 S28.4.2生～ S33.4.1生	71歳 S27.4.2生～ S28.4.1生	72歳 S26.4.2生～ S27.4.1生	73歳 S25.4.2生～ S26.4.1生	74歳 S24.4.2生～ S25.4.1生	75歳 S23.4.2生～ S24.4.1生
本人 (女性)	6,000万円	21,540	28,440	31,620	35,340	39,480	43,980
	5,500万円	19,745	26,070	28,985	32,395	36,190	40,315
	5,000万円	17,950	23,700	26,350	29,450	32,900	36,650
	4,500万円	16,155	21,330	23,715	26,505	29,610	32,985
	4,000万円	14,360	18,960	21,080	23,560	26,320	29,320
	3,500万円	12,565	16,590	18,445	20,615	23,030	25,655
	3,000万円	10,770	14,220	15,810	17,670	19,740	21,990
	2,500万円	8,975	11,850	13,175	14,725	16,450	18,325
	2,000万円	7,180	9,480	10,540	11,780	13,160	14,660
	1,500万円	5,385	7,110	7,905	8,835	9,870	10,995
	1,000万円	3,590	4,740	5,270	5,890	6,580	7,330
	800万円	2,872	3,792	4,216	4,712	5,264	5,864
	500万円	1,795	2,370	2,635	2,945	3,290	3,665
300万円	1,077	1,422	1,581	1,767	1,974	2,199	
200万円	718	948	1,054	1,178	1,316	1,466	
配偶者 (男性)	3,000万円	22,050	28,800	31,830	35,370	39,450	44,310
	2,500万円	18,375	24,000	26,525	29,475	32,875	36,925
	2,000万円	14,700	19,200	21,220	23,580	26,300	29,540
	1,500万円	11,025	14,400	15,915	17,685	19,725	22,155
	1,000万円	7,350	9,600	10,610	11,790	13,150	14,770
	800万円	5,880	7,680	8,488	9,432	10,520	11,816
	500万円	3,675	4,800	5,305	5,895	6,575	7,385
	300万円	2,205	2,880	3,183	3,537	3,945	4,431
200万円	1,470	1,920	2,122	2,358	2,630	2,954	

子ども (保険料の単位：円)

死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	年齢群別 保険年齢	月払保険料(確定)
		3歳～22歳 H13.4.2生～ R3.4.1生
男女同一	400万円	280
	300万円	210
	200万円	140
	100万円	70

当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
 ※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
 (例：19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)

・保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は9月給与から)
 ・《本人・配偶者》の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は令和5年10月1日(日))から適用します。
 なお、保険料は、加入者数(被保険者数)が所定の人数に達した場合に適用される特別優良割引・健康経営割引が適用されています。万が一、加入者数(被保険者数)が所定の人数を下回った場合には、割引適用解除となり、保険料が高くなります。
 また、保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。
 《子ども》の保険料は1人あたりの確定保険料です。
 記載の保険料は、確定保険料を含め、令和5年3月15日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。

取扱内容

加入資格

○以下の加入資格の他、専用ウェブサイトまたは「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

「申込書兼告知書」で申込みをされる方は必要事項を記入・押印のうえ「申込書兼告知書」を勤務先のとくきゅうグループ団体保険担当窓口へご提出ください。

《本人》東急株式会社および関連会社の役員・従業員（出向者を含みます。）の方
新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超70歳6カ月以下の方。
（昭和28年4月2日生～平成21年4月1日生）
継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。

《配偶者》東急株式会社および関連会社の役員・従業員（出向者を含みます。）の配偶者の方
新規加入・増額は、年齢満18歳以上70歳6カ月以下の方。
※民法改正の経過措置により、令和4年4月1日時点で年齢満16歳以上の女性の方は、上記の年齢に満たない場合でも加入いただけます。
継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。

《子ども》東急株式会社および関連会社の役員・従業員（出向者を含みます。）の扶養する子ども（*）で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。
（*）健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

定年退職後の継続加入について

○定年退職者または関連会社（団体定期保険の募集対象ではない企業）へ転籍した方（*）で、団体定期保険に1年以上継続して加入されている役員・従業員およびその配偶者・子どもは以下のとおり継続加入いただくことができます。
（*）転籍先企業に他の団体保険制度がないことが条件となります。以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

- 本人は、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額で、退職後も年齢79歳6カ月まで継続加入することができます。（ただし、保障額は1,000万円が上限となります。）
保険金額1,000万円を超えてご加入の方は、更新日付で自動的に保険金額1,000万円に減額して更新されます。それ以外の保険金額を希望される方は、減額のお手続きをお願いします。
 - 配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢79歳6カ月まで継続加入することができます。（ただし、保障額は500万円が上限となります。）
保険金額500万円を超えてご加入の方は、更新日付で自動的に保険金額500万円に減額して更新されます。それ以外の保険金額を希望される方は、減額のお手続きをお願いします。
 - 子どもは、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢22歳6カ月まで継続加入することができます。
- ※年齢75歳6カ月超の方で継続加入を希望される場合は、「被保険者の告知書」のご提出が必要です。継続可否について引受保険会社で判断させていただきます。
※本人が退職後、本人・配偶者・子どもの新規加入・増額はできません。
※勤務先により、お取り扱いできない場合がございます。詳しくは、勤務先のとくきゅうグループ団体保険担当窓口まで、お問合せください。

（ご注意）

①一旦加入すれば、その後病気になるられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。

- ②本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。（同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。）
- ③配偶者・子どものみで加入することはできません。
- ④配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- ⑤保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
- ⑥本人が左記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、左記のとおり継続加入いただくことができます。

定年退職以外の退職後のお取扱い

○保険期間の途中で退職される方で、希望のある場合にかぎり、残りの保険料を一括して払込みいただければ、退職直後の更新日の前日（9月末日）まで継続加入できます。定年退職者または関連会社（団体定期保険の募集対象ではない企業）へ転籍した方は、「定年退職後の継続加入について」をあわせてご確認ください。

保険期間

○保険期間は効力発生日～令和6年9月30日までです。
以降は毎年10月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

この保険契約から脱退いただく場合

- 本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が出た場合は、本人が高度障がい状態に該当された日
 - ②加入資格を失われた日
 - ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する月の末日です。ただし、退職者の方は保障終了翌日以降の保険料を払込みいただいている場合、その保険料を返金いたします。（例えば、在職者が3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。退職者が3月24日に脱退された場合も3月31日が保障終了日となりますが、払込みいただいた一括払保険料のうち、4月1日以降分の保険料は返金いたします。）
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットP28に記載の団体窓口までお問合せください。

受取人

- 本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
- 配偶者の死亡保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。
- 本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、子どもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。

税務上のお取扱い

<保険料>

- 主契約および子ども特約の実質保険料（保険料から配当金を控除した金額）は、一般生命保険料控除の対象です。
※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
（<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>）
※一般生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
※当団体定期保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当団体定期保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

<保険金>

○死亡保険金

《本人》相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

《配偶者・子ども》本人（主たる被保険者）が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。

○高度障がい保険金…被保険者が受取人の場合、非課税です。

税務の取扱い等について、令和5年1月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。
- 脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
配当還元率に記載の保険期間は、以下のとおりです。
令和4年度（保険期間：令和3年10月1日～令和4年9月30日）
令和3年度（保険期間：令和2年10月1日～令和3年9月30日）
令和2年度（保険期間：令和1年10月1日～令和2年9月30日）
令和1年度（保険期間：平成30年10月1日～令和1年9月30日）
過去4年間の配当還元率（年間払込保険料に対する配当金の割合です。）

令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和1年度
約 30.0%	約 50.1%	約 50.0%	約 1.5%

※ただし、これは過去4年間の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

●配当金のお支払い時期・お支払い方法については、所属企業の担当窓口までお問合せください。

保険金のお支払事由

[死亡保険金]

引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

[高度障がい保険金]

引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日（*1）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表（*2）に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。

なお、上記によって高度障がい保険金が出た場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態にな

られた時に消滅したものと取扱います。
したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

（*1）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。
（*2）対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障がい（視力障がい）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障がい

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 音音構成機能障がい、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金をお支払いしない場合等（詳細）

【主契約】

- 引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。
 - 被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（*1）日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
 - 保険契約者・被保険者の故意。
 - 保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
 - 戦争その他の変乱。（*2）

（*1）保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。

（*2）ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険

者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障がい保険金】

○高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入（*1）時以後に生じた場合に限りです。（原因となる傷病がご加入（*1）時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）したがって、原因となる傷病がご加入（*1）時前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

○告知義務違反による解除の場合

ご加入（*1）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（*1）部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

○詐欺による取消の場合

保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○保険契約が失効した場合

保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

○重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。（以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。）

- ① 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金受取人が、保険金（死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。
- ② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき。
 - （ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - （イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - （ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - （エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - （オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有

していると認められること

④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は東急株式会社が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したこども特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者（被保険者）の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合（令和5年1月20日現在）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。（引受保険会社）
 - 日本生命保険相互会社（51.0%）〈事務幹事会社〉
 - 第一生命保険株式会社（39.0%）太陽生命保険株式会社（6.5%）
 - 住友生命保険相互会社（2.0%）明治安田生命保険相互会社（1.5%）

保険料会社負担部分について

当制度は以下の加入対象者の方々の万一の場合に備え、会社が保険料を負担し、以下の加入対象者の方々が被保険者となる甲慰金の一部としての保険制度を付保しております。

また、保険料会社負担部分の加入対象者の個人情報、当パンフレットに記載している個人情報の取扱いのとおり取扱います。

加入対象者	①東急株式会社の社員・試用（出向者を含みます。） ②東急建設株式会社の従業員（出向者を含みます。） ③株式会社東急モルズデベロップメントの従業員（出向者を含みます。） ④株式会社 SHIBUYA109 エンタテインメントの従業員（出向者を含みます。）
保険金	①②死亡保険金額・高度障がい保険金額 100万円 ③④死亡保険金額・高度障がい保険金額 200万円
保険金受取人	①東急株式会社の死亡甲慰金支給規程に定める受取人 ②東急建設株式会社の私傷病甲慰金および高度障害見舞金内規第6条に定める受取人 ③株式会社東急モルズデベロップメントの慶弔見舞金規程に定める受取人 ④株式会社 SHIBUYA109 エンタテインメントの慶弔見舞金規程に定める受取人

※高度障がい保険金の受取人は本人（主たる被保険者）です。

保険料会社負担部分の被保険者となることに同意いただくことができない場合や、当制度についての詳細は各社の団体定期保険担当者へ7月12日までにお問合せください。

（注）本人（主たる被保険者）のご加入が、保険料会社負担部分のみである場合、配偶者・こどもはご加入になれません。また、配偶者・こどもが加入される場合は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額で申込みいただく必要がありますが、この場合の本人の保障額には、保険料会社負担部分は含まれませんので、ご注意ください。

☑ 個人情報の取扱いに関する東急株式会社と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、東急株式会社（以下、会社といいます。）を保険契約者とし、会社および会社の子会社（以下、子会社といいます。）の所属員を加入対象者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、会社および子会社は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、会社がこの保険契約を締結した引受保険会社（共同引受会社を含みます。以下同じ。）へ提出します。会社および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
 - 引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、会社、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
 - また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き会社、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
 - なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- （注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人（以下、受取人といいます。）の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

☑ ご相談窓口等

- 募集期間中のお問合せにつきましては、P15に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。募集期間後のご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。（なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。）

<団体お問合せ先>

東急保険コンサルティング株式会社 リテール営業部 営業サポートグループ チェックオフチーム TEL 0120-953-809（通話料無料）

<日本生命お問合せ先>

日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL 0120-563-925（通話料無料）

※お問合せの際には、記号証券番号（930-1913）をお知らせください。

【受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00（祝日・12/31～1/3を除く。）】

「障がい」の表記

当パンフレット（「生命保険」部分）では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

☑ 退職後継続加入について

- 定年退職者または関連会社（団体定期保険の募集対象ではない企業）へ転籍した方（*）で、団体定期保険に1年以上継続して加入されている役員・従業員およびその配偶者・ごどもは以下のとおり継続加入いただくことができます。（以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。）
（*）転籍先企業に他の団体保険制度がないことが条件となります。
- 《本人》退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額で、退職後も年齢79歳6カ月まで継続加入することができます。ただし、保障額は1,000万円が限度となります。保険金額1,000万円を超えてご加入の方は、更新日付で自動的に保険金額1,000万円に減額して更新されます。それ以外の保険金額を希望される方は、減額のお手続きをお願いします。
- 《配偶者》本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢79歳6カ月まで継続加入することができます。ただし、保障額は500万円が限度となります。保険金額500万円を超えてご加入の方は、更新日付で自動的に保険金額500万円に減額して更新されます。それ以外の保険金額を希望される方は、減額のお手続きをお願いします。
- 《ごども》本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢22歳6カ月まで継続加入することができます。ただし、加入資格のあるごどもが2名以上いる場合は、全員同一の保障額で継続加入ください。

移行手続きについて

- 移行希望の有無を所属会社の団体定期保険担当者にお申し出ください。その後、東急保険コンサルティング株式会社から、申込書類一式（申込書・口座振替依頼書等）が送付されますので、必要事項をご記入・押印のうえ、必ず期日までにご返送ください。なお、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下での移行（ただし、本人1,000万円、配偶者500万円が限度。）となります。

保険料について

- 移行手続き時に指定いただいた金融機関の口座から、1年に1回、年一括払保険料を振替させていただきます（毎年9月27日。※ただし、金融機関定休日の場合は翌営業日に振替えます。）。
- 振替ができなかった場合は、別途ご案内いたしますので、期日までに振込いただきます。

配当金について

- 配当金明細書をご郵送後、保険料振替金融機関に振込いたします（12月初旬）。

ご注意点・その他

- 新規加入はできません。
- 保険金額の増額および配偶者・ごどもの追加加入はできません。
- ご住所および電話番号等に変更があった場合は、東急保険コンサルティング株式会社 リテール営業部 営業サポートグループ チェックオフチームまでご連絡ください。

☑ 退職後継続加入の方の保障額と保険料（年一括払）

男性

（保険料の単位：円）

死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	保険年齢	年齢群別 年一括払保険料(概算)								
		15歳～35歳	36歳～40歳	41歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳	56歳～60歳	61歳～65歳	66歳～70歳	71歳
本人	1,000万円	7,920	9,890	13,140	18,510	26,610	38,110	57,930	85,550	111,730
	800万円	6,336	7,912	10,512	14,808	21,288	30,488	46,344	68,440	89,384
配偶者 (男性)	500万円	3,960	4,945	6,570	9,255	13,305	19,055	28,965	42,775	55,865
	300万円	2,376	2,967	3,942	5,553	7,983	11,433	17,379	25,665	33,519
	200万円	1,584	1,978	2,628	3,702	5,322	7,622	11,586	17,110	22,346

死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	保険年齢	年齢群別 年一括払保険料(概算)							
		72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
本人	1,000万円	123,530	137,220	153,110	171,880	193,970	220,070	250,870	286,430
	800万円	98,824	109,776	122,488	137,504	155,176	176,056	200,696	229,144
配偶者 (男性)	500万円	61,765	68,610	76,555	85,940	96,985	110,035	125,435	143,215
	300万円	37,059	41,166	45,933	51,564	58,191	66,021	75,261	85,929
	200万円	24,706	27,444	30,622	34,376	38,794	44,014	50,174	57,286

女性

（保険料の単位：円）

死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	保険年齢	年齢群別 年一括払保険料(概算)								
		15歳～35歳	36歳～40歳	41歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳	56歳～60歳	61歳～65歳	66歳～70歳	71歳
本人	1,000万円	5,350	8,450	10,190	14,130	18,820	23,660	31,150	41,740	55,130
	800万円	4,280	6,760	8,152	11,304	15,056	18,928	24,920	33,392	44,104
配偶者 (女性)	500万円	2,675	4,225	5,095	7,065	9,410	11,830	15,575	20,870	27,565
	300万円	1,605	2,535	3,057	4,239	5,646	7,098	9,345	12,522	16,539
	200万円	1,070	1,690	2,038	2,826	3,764	4,732	6,230	8,348	11,026

死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	保険年齢	年齢群別 年一括払保険料(概算)							
		72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
本人	1,000万円	61,340	68,600	76,620	85,320	95,160	106,660	120,580	137,380
	800万円	49,072	54,880	61,296	68,256	76,128	85,328	96,464	109,904
配偶者 (女性)	500万円	30,670	34,300	38,310	42,660	47,580	53,330	60,290	68,690
	300万円	18,402	20,580	22,986	25,596	28,548	31,998	36,174	41,214
	200万円	12,268	13,720	15,324	17,064	19,032	21,332	24,116	27,476

ごども

（保険料の単位：円）

死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	年一括払保険料(確定)
	保険年齢 3歳～22歳 (H13.4.2生～R3.4.1生)
400万円	3,240
300万円	2,430
200万円	1,620
100万円	810

- 保険料は1年ごとにご指定の口座から振替えます（今回は9月27日。※ただし、金融機関定休日の場合は翌営業日に振替えます。）
- 《本人・配偶者》の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日（今回は令和5年10月1日）から適用します。なお、保険料は、加入者数（被保険者数）が所定の人数に達した場合に適用される特別優良割引・健康経営割引が適用されています。万一、加入者数（被保険者数）が所定の人数を下回った場合には、割引適用解除となり、保険料が高くなります。また、保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。《ごども》の保険料は1人あたりの確定保険料です。記載の保険料は、確定保険料を含め、令和5年3月15日（計算基準日）現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。詳細は「定年退職後の継続加入について」・「定年退職以外の退職後のお取扱い」(P25)・「退職後継続加入について」(P29)をご確認ください。

当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
（例：59歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は60歳となります。）

☑ 主な保障内容

保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。
 給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日（*）以後に生じることが必要となります。
 （*）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。
 <入院給付金の型について>
 ・本人または配偶者の場合、特定疾病倍額型となり、こどもの場合、一律基本型となります。

給付の名称	お支払事由の概要	お支払額		お支払限度※1	
		入院給付金日額 5,000円	入院給付金日額 10,000円		
入院給付金	基本型 （こども）	ケガや病気等により1泊2日以上 継続して入院をされたとき	5,000円 （入院給付金日額） × 入院日数	10,000円 （入院給付金日額） × 入院日数	[1回の入院※2] 124日 [通算] 1,095日
	特定疾病 倍額型 本人 または 配偶者	特定疾病により1泊2日以上継続 して入院をされたとき	10,000円 （入院給付金日額×2） × 入院日数	20,000円 （入院給付金日額×2） × 入院日数	
		ケガや特定疾病以外の病気等 により1泊2日以上継続して入院を されたとき	5,000円 （入院給付金日額） × 入院日数	10,000円 （入院給付金日額） × 入院日数	
入院療養 給付金	入院給付金をお支払いする入院をされたとき	25,000円 （入院給付金日額×5）	50,000円 （入院給付金日額×5）	通算30回※3	
手術給付金 （20倍）※4	1泊2日以上継続した入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	100,000円 （入院給付金日額×20）	200,000円 （入院給付金日額×20）	—	
手術給付金 （5倍）※4	外来または日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	25,000円 （入院給付金日額×5）	50,000円 （入院給付金日額×5）	通算30回	
放射線治療 給付金	公的医療保険制度の対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けられたとき	50,000円 （入院給付金日額×10）	100,000円 （入院給付金日額×10）	通算なし （60日の間に1回）	

・特定疾病とは、『悪性新生物（がん）、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患・大動脈瘤等、脳血管疾患、腎疾患、肝疾患』の生活習慣病等をいいます。
 ・対象となる特定疾病の詳細については「ご加入のみなさまへ」（P113～P117）をご確認ください。
 ・骨髄幹細胞の採取のための入院・手術の保障は、総合医療保険（団体型）への加入日（*）からその日を含めて1年経過後の入院・手術にかぎりず。
 （*）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。
 ただし、ニッセイ医療保険（無配当）から総合医療保険（団体型）への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内の骨髄幹細胞の採取のための入院・手術であってもお支払い対象となります。（この場合、継続加入時におけるニッセイ医療保険（無配当）または総合医療保険（団体型）の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。）
 ※1 お支払限度については、更新前後のお支払日数（回数）を通算します。
 ※2 入院を2回以上された場合でも、最終の入院の退院日の翌日からの経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。
 ※3 すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金をお支払いすることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。
 ※4 公的医療保険制度の対象手術でも、一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。
 〈対象外の手術の例〉…「創傷処理」「皮膚切開術」等
 また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。
 この場合、手術給付金（20倍）をお支払いするときは、手術給付金（5倍）のお支払いはいたしません。

保障内容に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や上表の注記（※1～※4）等の制限事項の詳細については、【当パンフレット】「給付金のお支払事由」、「法令等の改正に伴う変更」、「注意喚起情報」「給付金をお支払いしない主な場合」、ならびに「ご加入のみなさまへ」を必ずご確認ください。

保障額と保険料

○月払保険料表（概算）
 保険料は毎月の給与から控除します。（第1回目は9月給与から）

保険年齢	入院給付金日額	本人・配偶者	
		5,000円	10,000円
15歳～19歳	(H16.4.2生～H21.4.1生)	690円	1,380円
20歳～24歳	(H11.4.2生～H16.4.1生)	1,010円	2,020円
25歳～29歳	(H6.4.2生～H11.4.1生)	1,370円	2,740円
30歳～34歳	(H1.4.2生～H6.4.1生)	1,505円	3,010円
35歳～39歳	(S59.4.2生～H1.4.1生)	1,520円	3,040円
40歳～44歳	(S54.4.2生～S59.4.1生)	1,635円	3,270円
45歳～49歳	(S49.4.2生～S54.4.1生)	2,030円	4,060円
50歳～54歳	(S44.4.2生～S49.4.1生)	2,750円	5,500円
55歳～59歳	(S39.4.2生～S44.4.1生)	3,830円	7,660円
60歳～64歳	(S34.4.2生～S39.4.1生)	5,210円	10,420円
65歳～69歳	(S29.4.2生～S34.4.1生)	7,100円	14,200円
70歳	(S28.4.2生～S29.4.1生)	8,910円	17,820円
71歳	(S27.4.2生～S28.4.1生)	9,620円	19,240円
72歳	(S26.4.2生～S27.4.1生)	10,350円	20,700円
73歳	(S25.4.2生～S26.4.1生)	11,080円	22,160円
74歳	(S24.4.2生～S25.4.1生)	11,815円	23,630円
75歳	(S23.4.2生～S24.4.1生)	12,550円	25,100円
76歳	(S22.4.2生～S23.4.1生)	13,290円	26,580円
77歳	(S21.4.2生～S22.4.1生)	14,015円	28,030円
78歳	(S20.4.2生～S21.4.1生)	14,790円	29,580円
79歳	(S19.4.2生～S20.4.1生)	15,520円	31,040円
80歳	(S18.4.2生～S19.4.1生)	16,285円	32,570円
		こども	
～22歳	(H13.4.2生～)	870円	1,740円

上記は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に加入者数等に基づき算出し、更新日（今回は令和5年10月1日）から適用します。加入者数等により保険料が上下する可能性がありますので、目安としてご確認ください。保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群回へ移る方が同額の給付金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。

当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
 ※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
 （例：19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。）

取扱内容

加入資格

- 以下の加入資格の他、専用ウェブサイトまたは「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

「申込書兼告知書」で申込みをされる方は必要事項を記入・押印のうえ「申込書兼告知書」を勤務先のとくきゅうグループ団体保険担当窓口へご提出ください。

《本人》公的医療保険制度に加入している東急株式会社および関連会社の役員・従業員（出向者を含みます。）の方で新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超70歳6カ月以下の方。（昭和28年4月2日生～平成21年4月1日生）継続加入は、年齢80歳6カ月以下の方。

《配偶者》東急株式会社および関連会社の役員・従業員（出向者を含みます。）と生計を一にする配偶者の方で新規加入・増額は、年齢満18歳以上70歳6カ月以下の方。※民法改正の経過措置により、令和4年4月1日時点で年齢満16歳以上の女性の方は、上記の年齢に満たない場合でも加入いただけます。継続加入は、年齢80歳6カ月以下の方。

《子ども》東急株式会社および関連会社の役員・従業員（出向者を含みます。）と生計を一にする子どもで年齢0歳以上22歳6カ月以下の方。ただし、加入資格がある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。

定年退職後の継続加入について

- 定年退職者または関連会社（当契約の募集対象ではない企業）へ転職した方（※）で「総合医療保険（団体型）」に1年以上継続して加入されている役員・従業員およびその配偶者・子どもは以下のとおり継続加入いただくことができます。（※）転職先企業に他の団体保険制度がないことが条件となります。

以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

- ・本人は、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額で、退職後も年齢80歳6カ月まで継続加入することができます。
- ・配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢80歳6カ月まで継続加入することができます。
- ・子どもは、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢22歳6カ月まで継続加入することができます。

※本人が退職後、本人・配偶者・子どもの新規加入・増額はできません。※勤務先により、お取り扱いできない場合がございます。詳しくは、勤務先のとくきゅうグループ団体保険担当窓口まで、お問合せください。

<ご注意>

- 一旦加入すれば、その後病気になるまでも、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- 本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。（同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。）
- 配偶者・子どものみで加入することはできません。
- 配偶者は本人と同額もしくはそれ以下、子どもは本人（配偶者が加入している場合は配偶者）と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- 保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。

（6）本人が左記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要で、ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、左記のとおり継続加入いただくことができます。

定年退職以外の退職後のお取扱い

- 保険期間の途中で退職される方で、希望のある場合にかぎり、残りの保険料を一括して払込みいただければ、退職直後の更新日の前日（9月末日）まで継続加入できます。定年退職者または関連会社（当契約の募集対象ではない企業）へ転職した方は、「定年退職後の継続加入について」をあわせてご確認ください。

保険期間

- 保険期間は効力発生日～令和6年9月30日までです。以降は毎年10月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

この保険契約から脱退いただく場合

- 本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退日・死亡日
 - ②加入資格を失われた日
 - ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する月の末日です。ただし、退職者の方は保障終了日翌日以降の保険料を払込みいただいている場合、その保険料を返金いたします。（例えば、在職者が3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。退職者が3月24日に脱退された場合も3月31日が保障終了日となりますが、払込みいただいた一括払保険料のうち、4月1日以降分の保険料は返金いたします。）
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

受取人

- 本人（主たる被保険者）・配偶者・子どもの入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金の受取人は本人（主たる被保険者）です。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。
- 脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

配当還元率に記載の保険期間は、以下のとおりです。

令和4年度（保険期間：令和3年10月1日～令和4年9月30日）
令和3年度（保険期間：令和2年10月1日～令和3年9月30日）
令和2年度（保険期間：令和1年10月1日～令和2年9月30日）
令和1年度（保険期間：平成30年10月1日～令和1年9月30日）

過去4年間の配当還元率（年間払込保険料に対する配当金の割合です。）

令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和1年度
約 16.5%	約 22.3%	約 23.8%	約 24.7%

※ただし、これは過去4年間の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

- 配当金のお支払い時期・お支払い方法については、所属企業の担当窓口までお問合せください。

給付金のお支払事由

【入院給付金】

- お支払いは、被保険者が保険期間中に次の①または②に定める入院をされた場合にかぎり、
- ①加入日（*）以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、1泊2日以上継続して入院をされた場合
 - ※お支払いの対象となる入院は、治療を目的として医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院をされた場合にかぎり、
- ②骨髄幹細胞の採取術を直接の目的として、1泊2日以上継続して入院をされた場合
 - ※総合医療保険（団体型）への加入日（*）からその日を含めて1年経過後の入院にかぎるものとし、その入院中に骨髄幹細胞の採取術を受けられることを要します。
 - ただし、ニッセイ医療保険（無配当）から総合医療保険（団体型）への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内の骨髄幹細胞の採取術のための入院であってもお支払対象となります。（この場合、継続加入時におけるニッセイ医療保険（無配当）または総合医療保険（団体型）の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。）
 - ※お支払いの対象となる入院は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院をされた場合にかぎり、

（*）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。以下「加入日（*）」については同じ内容を表しています。

- お支払いは、1回の入院について124日、通算して1,095日を限度とします。
 - ※お支払限度については、更新前後のお支払日数を通算します。
- 複数回の入院をされた場合、入院給付金の型に応じて、以下のようにお取扱いいたします。

<基本型の場合>

入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上された場合、それぞれの入院の原因にかかわらず、それらの入院を1回の入院とみなし、お支払日数の限度を適用します。ただし、入院給付金をお支払いすることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。

<特定疾病倍額型の場合>

- ①特定疾病を直接の原因とする入院の場合
 - 入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上された場合、それぞれの入院の原因にかかわらず、それらの入院を1回の入院とみなし、お支払日数の限度を適用します。ただし、入院給付金をお支払いすることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。
- ②不慮の事故による傷害または特定疾病以外の疾病等を直接の原因とする入院の場合
 - 入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上された場合、それぞれの入院の原因にかかわらず、それらの入院を1回の入院とみなし、お支払日数の限度を適用します。ただし、入院給付金をお支払いすることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。

※なお、①②の入院を別々にされた場合、各々1回の入院とみなします。

- ・特定疾病を直接の原因として入院された場合、入院1日につき入院給付金日額を2倍にして計算した金額とします。

【入院療養給付金】

- お支払いは、入院給付金をお支払いする入院をされた場合にかぎり、
- すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金をお支払いすることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。
- お支払いは、通算30回を限度とします。
 - ※お支払限度については、更新前後のお支払回数を通算します。

【手術給付金（20倍）】

- お支払いは、被保険者が保険期間中、かつ1泊2日以上継続した入院中に次の①または②に定める手術を受けられた場合にかぎり、
- ①加入日（*）以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の手術を受けられた場合
 - ※お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎり、
- ②骨髄幹細胞の採取術を受けられた場合
 - ※総合医療保険（団体型）への加入日（*）からその日を含めて1年経過後に受けられた骨髄幹細胞の採取術であることを要します。
 - ただし、ニッセイ医療保険（無配当）から総合医療保険（団体型）への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内に受けられた骨髄幹細胞の採取術であってもお支払対象となります。（この場合、継続加入時におけるニッセイ医療保険（無配当）または総合医療保険（団体型）の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。）
 - ※お支払いの対象となる手術は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎり、
- 同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてののみがお支払いの対象となります。

【手術給付金（5倍）】

- お支払いは、被保険者が保険期間中、かつ外来または日帰り入院中に、次の①または②に定める手術を受けられた場合にかぎり、
- ①加入日（*）以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の手術を受けられた場合
 - ※お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎり、
- ②骨髄幹細胞の採取術を受けられた場合
 - ※総合医療保険（団体型）への加入日（*）からその日を含めて1年経過後に受けられた骨髄幹細胞の採取術であることを要します。
 - ただし、ニッセイ医療保険（無配当）から総合医療保険（団体型）への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内に受けられた骨髄幹細胞の採取術であってもお支払対象となります。（この場合、継続加入時におけるニッセイ医療保険（無配当）または総合医療保険（団体型）の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。）
 - ※お支払いの対象となる手術は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎり、
- 同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてののみがお支払いの対象となります。この場合、手術給付金（20倍）をお支払いするときは、手術給付金（5倍）のお支払いはいたしません。
- お支払いは、通算30回を限度とします。
 - ※お支払限度については、更新前後のお支払回数を通算します。

【放射線治療給付金】

- お支払いは、加入日（*）以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の施術を受けられた場合にかぎります。
- お支払いの対象となる施術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における施術にかぎります。
- すでに放射線治療給付金のお支払事由に該当している場合、放射線治療給付金をお支払いすることとなった最後の施術日からその日を含めて60日経過後に受けられた施術がお支払いの対象となります。

（ご注意）

給付金をお支払いできないことがあります。お支払いに関する詳細は「ご加入のみなさまへ」（P113～P117）をご覧ください。

税務上のお取扱い**<保険料>**

- この保険契約には新生命保険料控除制度が適用され、実質保険料（保険料から配当金を控除した金額）は、介護医療保険料控除の対象です。
- ※生命保険料控除の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
（<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>）
- ※介護医療保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
- ※当医療保険以外に介護医療保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当医療保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

<給付金>

- 入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金は、主たる被保険者が受取人の場合、非課税です。

税務の取扱い等について、令和5年1月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は東急株式会社が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した家族特約付総合医療保険（団体型）契約に基づいて運営します。
【引受保険会社】 日本生命保険相互会社

制度内容の変更

- 東急株式会社の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

法令等の改正に伴う変更

- この保険契約のお支払事由、保険料その他この保険契約の内容（以下、「お支払事由等」といいます。）にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約のお支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約のお支払事由等を変更することがあります。

☑ 個人情報の取扱いに関する東急株式会社と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、東急株式会社（以下、会社といいます。）を保険契約者とし、会社および会社の子会社（以下、子会社といいます。）の所属員を加入対象者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、会社および子会社は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、会社がこの保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。会社および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
 - 引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、給付金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、会社、子会社等へその目的の範囲内で提供します。
 - また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き会社、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- （注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

☑ ご相談窓口等

- 募集期間中のお問合せにつきましては、P15に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。
募集期間後のご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。
（なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。）

<団体お問合せ先>

東急保険コンサルティング株式会社 リテール営業部 営業サポートグループ チェックオフチーム TEL 0120-953-809（通話料無料）

<日本生命お問合せ先>

日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL 0120-563-925（通話料無料）

※お問合せの際には、記号証券番号（900-95124）をお知らせください。

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日・12/31～1/3を除く。）】

「障がい」の表記

当パンフレット（「医療保険」部分）では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

☑ 退職後継続加入について

- 定年退職者または関連会社（当契約の募集対象ではない企業）へ転籍した方（※）で「総合医療保険（団体型）」に1年以上継続して加入されている役員・従業員およびその配偶者・子どもは以下のとおり継続加入いただくことができます。（以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。）
 （※）転籍先企業に他の団体保険制度がないことが条件となります。
 《本人》退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額で、退職後も年齢80歳6カ月まで継続加入することができます。
 《配偶者》本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢80歳6カ月まで継続加入することができます。
 《子ども》本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢22歳6カ月まで継続加入することができます。ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員同一の保障額で継続加入ください。

移行手続きについて

- 移行希望の有無を所属会社の医療保険担当者にお申し出ください。その後、東急保険コンサルティング株式会社から、申込書類一式（申込書・口座振替依頼書等）が送付されますので、必要事項をご記入・押印のうえ、必ず期日までにご返送ください。
 なお、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下での移行となります。

保険料について

- 移行手続き時に指定いただいた金融機関の口座から、1年に1回、年一括払保険料を振替させていただきます（毎年9月27日。※ただし、金融機関定休日の場合は翌営業日に振替えます。）。
- 振替ができなかった場合は、別途ご案内いたしますので、期日までに振込いただきます。

配当金について

- 配当金明細書をご郵送後、保険料振替金融機関に振込いたします（12月初旬）。

ご注意点・その他

- 新規加入はできません。
- 保障額の増額および配偶者・子どもの追加加入はできません。
- ご住所および電話番号等に変更があった場合は、東急保険コンサルティング株式会社 リテール営業部 営業サポートグループ チェックオフチームまでご連絡ください。

☑ 退職後継続加入の方の保障額と保険料【概算】（年一括払）

保険年齢	入院給付金日額	本人・配偶者	
		5,000円	10,000円
15歳～19歳	(H16.4.2生～H21.4.1生)	8,031円	16,063円
20歳～24歳	(H11.4.2生～H16.4.1生)	11,756円	23,512円
25歳～29歳	(H6.4.2生～H11.4.1生)	15,946円	31,893円
30歳～34歳	(H1.4.2生～H6.4.1生)	17,518円	35,036円
35歳～39歳	(S59.4.2生～H1.4.1生)	17,692円	35,385円
40歳～44歳	(S54.4.2生～S59.4.1生)	19,031円	38,062円
45歳～49歳	(S49.4.2生～S54.4.1生)	23,629円	47,258円
50歳～54歳	(S44.4.2生～S49.4.1生)	32,010円	64,020円
55歳～59歳	(S39.4.2生～S44.4.1生)	44,581円	89,162円
60歳～64歳	(S34.4.2生～S39.4.1生)	60,644円	121,288円
65歳～69歳	(S29.4.2生～S34.4.1生)	82,644円	165,288円
70歳	(S28.4.2生～S29.4.1生)	103,712円	207,424円
71歳	(S27.4.2生～S28.4.1生)	111,976円	223,953円
72歳	(S26.4.2生～S27.4.1生)	120,474円	240,948円
73歳	(S25.4.2生～S26.4.1生)	128,971円	257,942円
74歳	(S24.4.2生～S25.4.1生)	137,526円	275,053円
75歳	(S23.4.2生～S24.4.1生)	146,082円	292,164円
76歳	(S22.4.2生～S23.4.1生)	154,695円	309,391円
77歳	(S21.4.2生～S22.4.1生)	163,134円	326,269円
78歳	(S20.4.2生～S21.4.1生)	172,155円	344,311円
79歳	(S19.4.2生～S20.4.1生)	180,652円	361,305円
80歳	(S18.4.2生～S19.4.1生)	189,557円	379,114円
こども			
～22歳	(H13.4.2生～)	10,126円	20,253円

保険料は1年ごとにご指定の口座から振替えます。（今回は9月27日。※ただし、金融機関定休日の場合は翌営業日に振替えます。）
 上記は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に加入者数等に基づき算出し、更新日（今回は令和5年10月1日）から適用します。
 加入者数等により保険料が上下する可能性がありますので、目安としてご確認ください。
 保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の給付金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。
 詳細は「定年退職後の継続加入について」・「定年退職以外の退職後のお取扱い」(P35)、「退職後継続加入について」(P39)をご確認ください。

当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
 ※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
 （例：59歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は60歳となります。）

3大疾病保険 [3大疾病保障保険(団体型)] 商品内容のご説明

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。
原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

- ◎ 3大疾病 [がん・急性心筋梗塞・脳卒中] に備える一時金の保障
- ◎ 死亡保障

当パンフレット(「契約概要」(P45~P48)・「注意喚起情報」(P49~P50)を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

- チェック欄
- 保障内容はニーズに合致していますか。
 - ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

● 申込締切日

令和 5年 7月 12日(水)

● 効力発生日

令和 5年 10月 1日(日)

この機会をお見逃しなく!

提出先 勤務先のとうきゅうグループ 団体保険担当窓口 経由 東急保険コンサルティング株式会社

当パンフレットには東急株式会社と保険会社からお知らせする「契約概要」(P45~P48)・「注意喚起情報」(P49~P50)等の重要事項が含まれております。
「正しく告知いただくために」(P121~P122)とあわせてお申込み前に必ずお読みください。なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレットを(ウェブお手続き対象の方は、プリントアウト等のうえ)お読みいただいた後も大切に保管してください。

がん・急性心筋梗塞・脳卒中と死亡に備える保険です。

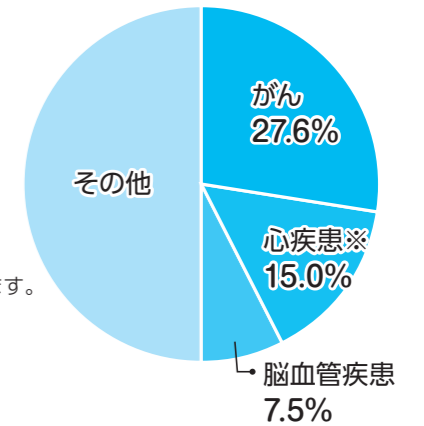
- ◎ 所定の3大疾病 [がん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中] になられた場合に、**3大疾病保険金を一時金**でお受取りになれます。
- ◎ 所定のがん(上皮内新生物等)になられた場合、**上皮内新生物診断保険金(3大疾病保険金の金額の10%)**を一時金でお受取りになれます。
- ◎ 死亡された場合、**死亡保険金(3大疾病保険金と同額)**を一時金でお受取りになれます。
- ◎ 団体保険としての**割引が適用された保険料**です。
- ◎ 医師の診査ではなく、**健康状態等の告知**によるお申込み手続きです。
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。

・お問合せ先はP15の「お問合せ先」にてご確認ください。

☑ 死亡の原因

がん・心疾患※・脳血管疾患で死因の約半数を占めており、とりわけ**がんは死因の約3割**です。

※高血圧性を除く
厚生労働省 「令和2年(2020)人口動態統計(確定数)の概況」
当データの疾患は、当保険における保険金の支払事由の対象となる疾患と異なる場合があります。



☑ がん部位別5年生存率の状況

がんの“5年生存率(その後の5年間で生存する割合)”は、診断から5年後に生存している方(5年サバイバー)でみると、診断時よりも高くなる傾向にあります。

15~99歳男女の部位別サバイバー5年相対生存率(2002-2006年追跡例) (単位: %)

性別	部位別						
	胃	結腸	直腸	肝臓	肺	乳房	子宮頸部
男性	診断時	63.3	70.9	65.5	25.3	22.8	87.4
	診断から5年後(5年サバイバー)	96.8	97.2	92.7	38.0	79.4	89.2
女性	診断時	60.3	65.3	66.9	23.6	37.0	87.6
	診断から5年後(5年サバイバー)	96.5	96.1	94.4	38.4	84.2	90.5

※サバイバー… 診断から一定年数後生存している方をいいます。
※5年サバイバーの5年生存率… 診断から5年後に生存している方に限って算出した、その後の5年間(診断からは合計10年後)の生存者の割合です。

出典: Long-term survival and conditional survival of cancer patients in Japan using population-based cancer registry data. Cancer Science 2014; 105: 1480-6.

参照

保障内容に関する詳細や制限事項については

「契約概要」の「主な保障内容」(P46)
「注意喚起情報」の「保険金をお支払いしない主な場合」(P49)
「制度の詳細とその他取扱い」(P51~P57)

を必ずご確認ください。

☑ 保険額と保険料

(保険料の単位：円)

対象	コース	死亡保険金・ 3大疾病保険金	上皮内新生物 診断保険金	性別	月 払 保 険 料 (概算)											
					満 年 齢											
					15歳~19歳	20歳~24歳	25歳~29歳	30歳~34歳	35歳~39歳	40歳~44歳	45歳~49歳	50歳~54歳	55歳~59歳	60歳~64歳	65歳~69歳	70歳
H15.10.2生 ~H20.10.1生	H10.10.2生 ~H15.10.1生	H5.10.2生 ~H10.10.1生	S63.10.2生 ~H5.10.1生	S58.10.2生 ~S63.10.1生	S53.10.2生 ~S58.10.1生	S48.10.2生 ~S53.10.1生	S43.10.2生 ~S48.10.1生	S38.10.2生 ~S43.10.1生	S33.10.2生 ~S38.10.1生	S28.10.2生 ~S33.10.1生	S27.10.2生 ~S28.10.1生					
本人・配偶者	A	500万円	50万円	男性	970	1,150	1,225	1,415	1,875	2,415	3,785	5,790	8,930	13,850	20,930	26,390
				女性	885	980	1,210	1,645	2,425	3,450	4,450	5,615	6,740	8,550	11,465	13,665
	B	400万円	40万円	男性	776	920	980	1,132	1,500	1,932	3,028	4,632	7,144	11,080	16,744	21,112
				女性	708	784	968	1,316	1,940	2,760	3,560	4,492	5,392	6,840	9,172	10,932
	C	300万円	30万円	男性	582	690	735	849	1,125	1,449	2,271	3,474	5,358	8,310	12,558	15,834
				女性	531	588	726	987	1,455	2,070	2,670	3,369	4,044	5,130	6,879	8,199
	D	200万円	20万円	男性	388	460	490	566	750	966	1,514	2,316	3,572	5,540	8,372	10,556
				女性	354	392	484	658	970	1,380	1,780	2,246	2,696	3,420	4,586	5,466
	E	100万円	10万円	男性	194	230	245	283	375	483	757	1,158	1,786	2,770	4,186	5,278
				女性	177	196	242	329	485	690	890	1,123	1,348	1,710	2,293	2,733

(保険料の単位：円)

(保険料の単位：円)

対象	コース	死亡保険金・ 3大疾病保険金	上皮内新生物 診断保険金	性別	月 払 保 険 料 (概算)								
					満 年 齢								
					71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
S26.10.2生 ~S27.10.1生	S25.10.2生 ~S26.10.1生	S24.10.2生 ~S25.10.1生	S23.10.2生 ~S24.10.1生	S22.10.2生 ~S23.10.1生	S21.10.2生 ~S22.10.1生	S20.10.2生 ~S21.10.1生	S19.10.2生 ~S20.10.1生	S18.10.2生 ~S19.10.1生					
本人・配偶者	A	500万円	50万円	男性	28,470	30,655	32,950	35,355	37,885	40,570	43,155	46,035	49,320
				女性	14,435	15,220	16,045	16,960	18,010	19,155	20,420	21,885	23,590
	B	400万円	40万円	男性	22,776	24,524	26,360	28,284	30,308	32,456	34,524	36,828	39,456
				女性	11,548	12,176	12,836	13,568	14,408	15,324	16,336	17,508	18,872
	C	300万円	30万円	男性	17,082	18,393	19,770	21,213	22,731	24,342	25,893	27,621	29,592
				女性	8,661	9,132	9,627	10,176	10,806	11,493	12,252	13,131	14,154
	D	200万円	20万円	男性	11,388	12,262	13,180	14,142	15,154	16,228	17,262	18,414	19,728
				女性	5,774	6,088	6,418	6,784	7,204	7,662	8,168	8,754	9,436
	E	100万円	10万円	男性	5,694	6,131	6,590	7,071	7,577	8,114	8,631	9,207	9,864
				女性	2,887	3,044	3,209	3,392	3,602	3,831	4,084	4,377	4,718

← 新規加入・増額いただけません。 →

対象	コース	死亡保険金・ 3大疾病保険金	上皮内新生物 診断保険金	性別	月 払 保 険 料 (概算)	
					満 年 齢	
					15歳~19歳	20歳~22歳
H15.10.2生 ~H20.10.1生	H12.10.2生 ~H15.10.1生					
いごも	A	500万円	50万円	男性	970	1,150
				女性	885	980
	B	400万円	40万円	男性	776	920
				女性	708	784
	C	300万円	30万円	男性	582	690
				女性	531	588
	D	200万円	20万円	男性	388	460
				女性	354	392
	E	100万円	10万円	男性	194	230
				女性	177	196

- 当パンフレットにおける年齢は満年齢で記載しております。
※「満年齢」は、更新日時点での被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は切捨てます。
- 保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は9月給与から)

- 上記は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、効力発生日(令和5年10月1日)から適用します。保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。

ご契約の概要について（契約概要）

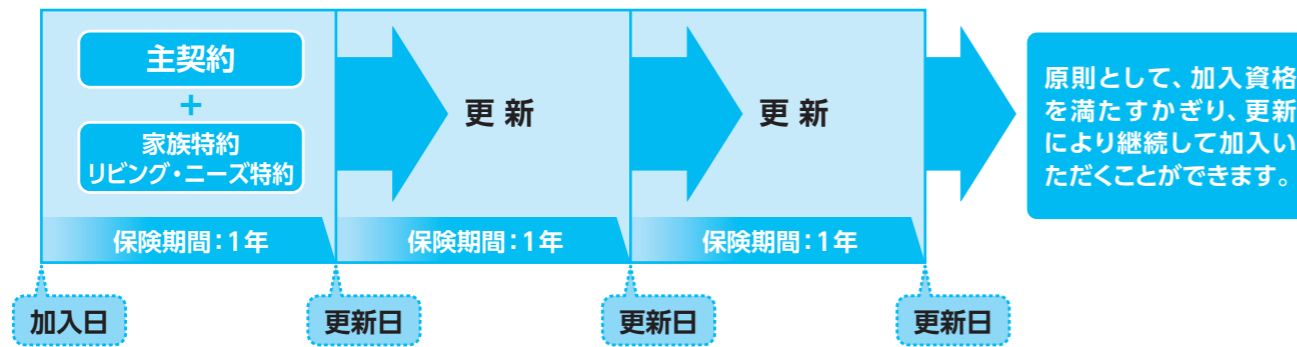
3大疾病保障保険（団体型）

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。
お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。
その他詳細につきましては、「注意喚起情報」等、当パンフレットの該当箇所、ならびに「正しく告知いただくために」をご参照ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者（被保険者）の所定の3大疾病・死亡に対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。

しくみ図（イメージ）



原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。

保険期間

保険期間	効力発生日～令和6年9月30日まで	更新日	毎年10月1日（保険期間1年で更新）
------	-------------------	-----	--------------------

主な保障内容

主契約および家族特約

● 被保険者が保険期間中に次のお支払事由に該当された場合、保険金をお支払いします。

	お支払事由	お支払額	
3大疾病 保険金	①がん (悪性新生物)	加入日(*)前を含めて初めてがん(悪性新生物)と診断確定されたとき (加入日(*)から90日以内に診断確定された場合を除く)	保険金額
	②急性心筋梗塞	加入日(*)以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞を発病し、次の(1)または(2)に該当したとき (1)初めて医師の診療を受けた日から60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと診断されたとき (2)急性心筋梗塞の治療のための手術を受けたとき	
	③脳卒中	加入日(*)以後の疾病を原因として、脳卒中を発病し、次の(1)または(2)に該当したとき (1)初めて医師の診療を受けた日から60日以上他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断されたとき (2)脳卒中の治療のための手術を受けたとき	
上皮内新生物 診断保険金	加入日(*)前を含めて初めてがん(上皮内新生物等)と診断確定されたとき (加入日(*)から90日以内に診断確定された場合を除く)	保険金額 の10%	
死亡保険金	死亡されたとき	保険金額	

※3大疾病保険金・死亡保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。
※3大疾病保険金と死亡保険金を重複してお支払いすることはありません。
※上皮内新生物診断保険金をお支払いした後も、3大疾病保険金・死亡保険金はお支払いの対象となります。
※がんの診断確定とは、がんに関し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたことをいいます。
※急性心筋梗塞、脳卒中を発病しただけでは支払事由に該当せず、3大疾病保険金はお支払いできません。
※所定の高度障がい状態該当時に死亡保険金にかえてお支払いする高度障がい保険金等の取扱いはありません。
※上皮内新生物診断保険金は1回かぎりのお支払いとなります。更新する場合も、更新前後を通算して1回かぎりです。

(*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分について「加入日」を「増額日」と読替えます。

「がん」の表記 について	「がん(悪性新生物)」は、「別表1 対象となる悪性新生物」に定める「悪性新生物」をいい、「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物(皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物)」は含みません。
	「がん(上皮内新生物等)」は、「別表4 対象となる上皮内新生物等」に定める「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物(皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物)」をいいます。
	「がん」は「がん(悪性新生物)」と「がん(上皮内新生物等)」をあわせたものをいいます。

リビング・ニーズ特約

	お支払事由	お支払額
リビング・ニーズ 特約の 特約保険金	余命が6カ月以内と判断されるとき	死亡保険金のうち、 保険金の受取人が指定した保険金額

※保険料の追加負担はありません。
※保険金のご請求額はご加入の保険金額内であれば、ご請求時に100万円単位で自由に設定できます。

参照 保障内容に関する詳細や制限事項については「注意喚起情報」の「保険金をお支払いしない主な場合」(P49)「制度の詳細とその他取扱い」(P51～P57)を必ずご確認ください。

☑ 取扱内容

加入資格

- 以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容（ウェブお手続き対象の方は、専用ウェブサイトに記載の内容）を十分ご確認のうえ、お申込みください。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

「申込書兼告知書」で申込みをされる方は必要事項を記入・押印のうえ「申込書兼告知書」を勤務先のとうきゅうグループ団体保険担当窓口へご提出ください。

- 《本人》 東急株式会社および関連会社の役員・従業員（出向者を含みます。）の方
新規加入・増額は、年齢満15歳以上満70歳以下の方。
継続加入は、年齢満79歳以下の方。
- 《配偶者》 東急株式会社および関連会社の役員・従業員（出向者を含みます。）の配偶者の方
新規加入・増額は、年齢満18歳以上満70歳以下の方。
※民法改正の経過措置により、令和4年4月1日時点で年齢満16歳以上の女性の方は、上記の年齢に満たない場合でも加入いただけます。
継続加入は、年齢満79歳以下の方。
- 《子ども》 東急株式会社および関連会社の役員・従業員（出向者を含みます。）の扶養する子ども（*）で年齢満15歳以上満22歳以下の方。
ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。
この場合、保障額は同一となります。
（*）健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

定年退職後の継続加入について

- 定年退職者または関連会社（当契約の募集対象ではない企業）へ転籍した方（*）で、3大疾病保険に1年以上継続して加入されている役員・従業員およびその配偶者・子どもは次のとおり継続加入いただくことができます。
（*）転籍先企業に他の団体保険制度がないことが条件となります。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。
- ・本人は、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額で、退職後も年齢満79歳まで継続加入することができます。
 - ・配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢満79歳まで継続加入することができます。
 - ・子どもは、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢満22歳まで継続加入することができます。
- ※本人が退職後、本人・配偶者・子どもの新規加入・増額はできません。
※勤務先により、お取扱いできない場合がございます。詳しくは、勤務先のとうきゅうグループ団体保険担当窓口まで、お問合せください。

<ご注意>

- ①一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
②本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。
（同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。）
③配偶者・子どものみで加入することはできません。
④配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
⑤保険期間中に本人に対する3大疾病保険金が支払われた場合や、本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
⑥本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。
ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記のとおり継続加入いただくことができます。
⑦被保険者が余命6カ月以内と判断されることを保険契約者または被保険者が申込時に知っていた場合、その被保険者にはリビング・ニーズ特約の効力は生じません。

定年退職以外の退職後のお取扱い

- 保険期間の途中で退職される方で、希望のある場合にかぎり、残りの保険料を一括して払込みいただければ、退職直後の更新日の前日（9月末日）まで継続加入できます。定年退職者または関連会社（当契約の募集対象ではない企業）へ転籍した方は、「定年退職後の継続加入について」をあわせてご確認ください。

配当金

- この保険契約には、払込みいただいた保険料に対する配当金はありません。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は東急株式会社が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した家族特約付リビング・ニーズ特約付3大疾病保障保険（団体型）契約に基づいて運営します。
[引受保険会社] 日本生命保険相互会社

受取人

- 3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金、リビング・ニーズ特約の特約保険金の受取人について：
被保険者が本人・配偶者の場合、被保険者ご自身です。
被保険者が子どもの場合、本人です。
- 死亡保険金の受取人について：
被保険者が本人の場合、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
被保険者が配偶者・子どもの場合、本人です。

指定代理請求人によるご請求

- 被保険者が保険金の受取人の場合で、保険金の受取人が保険金をご請求できないときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が団体を經由してご請求できます。
○被保険者は、あらかじめ指定代理請求人を指定してください。
○指定代理請求の内容は、次のとおりです。

代理請求できる場合	保険金の受取人が保険金をご請求できない次の事情があるとき、代理請求できます。 ・保険金のご請求の意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合 ・引受保険会社が認める傷病名を知らされていない場合 ・その他保険金をご請求できない特別な事情があると引受保険会社が認めた場合
指定代理請求人の範囲	以下の範囲内で1名を指定代理請求人に指定できます。 ①被保険者と次の関係にある人 ㊦戸籍上の配偶者 ㊧直系血族 ㊨兄弟姉妹 ㊩前㊦㊧のほか、同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 ②上記のほか、被保険者と次の関係にある人で、当社が認めた人 ㊦同居または生計を一にしている人 ㊧財産管理を行っている人 ㊨死亡保険金受取人 ㊩その他前㊦～㊨までに掲げる人と同等の関係にある人 なお、保険金のご請求時においても、この範囲内であることを要します。
代理請求できる保険金	・3大疾病保険金 ・上皮内新生物診断保険金 ・リビング・ニーズ特約の特約保険金

- 被保険者は、上記指定代理請求人の範囲内で、指定代理請求人を変更できます。
○被保険者は、指定代理請求人を指定されている場合、お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。
○指定代理請求人をご指定の場合、3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金、リビング・ニーズ特約の特約保険金とも同一のご指定となります。
○本人が指定代理請求人を指定された場合は、配偶者についても同時に指定されたものとし、その場合の指定代理請求人は本人となります。なお、子どもは指定代理請求人を指定できません。
○指定代理請求人として保険金をご請求できない場合があります。故意に保険金の支払事由を生じさせた方、または故意に保険金の受取人をご請求できない状態にした方は、指定代理請求人として保険金をご請求できません。
○保険金を指定代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその保険金をご請求されてもお支払いできません。

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、P57をご確認ください。

特に注意いただきたい事項について（注意喚起情報）

3大疾病保障保険（団体型）

この「注意喚起情報」は、ご加入（*）のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「契約概要」等、当パンフレットの該当箇所、ならびに「正しく告知いただくために」をご参照ください。なお、保険金をお支払いする場合、お支払いしない場合の詳細は、「制度の詳細とその他取扱い」に記載しておりますのでご確認ください。
 (*）保険金額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

○この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入（*）のお申込みにクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といえます。) 傷病歴等があった場合でも、すべてのご加入（*）のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）、団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず指定された書面（「申込書兼告知書」等）にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

○告知義務に違反された場合は、ご加入（*）を解除させていただきます。保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

○後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。

参照

告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入（*）を承諾した場合、令和5年10月1日（加入日（*））から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。（更新できません。）
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）には、ご加入（*）を承諾する権限がありません。

高度障がい保険金等について

○この保険には、所定の高度障がい状態該当時に死亡保険金にかえてお支払いする高度障がい保険金等の取扱いはありません。

保険金をお支払いしない主な場合

○次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

【主契約および家族特約】

- 次のいずれかによる場合
 - ・加入日（*）前または加入日（*）からその日を含めて90日以内に所定のがんと診断確定されているとき
 - ・急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金のお支払いについて、原因となる疾病が加入日（*）前に生じているとき
- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
 - ・加入日（*）からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - ・保険契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

【リビング・ニーズ特約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
 - ・保険契約者、被保険者、指定代理請求人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

【すべての保険金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

参照

保険金をお支払いする場合、お支払いしない場合の詳細は、「制度の詳細とその他取扱い」に記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

- 本人が加入資格を失われた場合には、本人は保険期間の途中でであってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人が脱退・死亡された場合は、本人の脱退日・死亡日、本人について3大疾病保険金が支払われた場合は、本人が3大疾病保険金の支払事由に該当した日、本人の死亡保険金の全部がリビング・ニーズ特約の特約保険金として指定され、その特約保険金が支払われた場合は、そのお支払いに必要な書類が引受保険会社に到着した日
 - ②配偶者が加入資格を失われた場合は、その日
 - ③子どもが加入資格を失われた場合は、次の更新日の前日
- 脱退された場合、この保険契約の保障は終了します。保障終了日は、脱退となった日の属する月の末日です。ただし、退職者の方は保障終了日翌日以降の保険料を払込みいただいている場合、その保険料を返金します。（例えば、在職者が3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。退職者が3月24日に脱退された場合も3月31日が保障終了日となりますが、払込みいただいた一括払保険料のうち、4月1日以降分の保険料は返金します。）
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度内容の変更

○東急株式会社の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付加特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

〈お問合せ先〉

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
 午前9時～正午、午後1時～午後5時
 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、当パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、東急株式会社経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに東急株式会社のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

〈ニッセイホームページ〉 <https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

指定代理請求人によるご請求に関する留意事項

- 3大疾病保険金・上皮内新生物診断保険金・リビング・ニーズ特約の特約保険金について、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求人が団体を經由してご請求することができます。詳しくは「契約概要」の「指定代理請求人によるご請求」の項目に記載しておりますので、ご確認ください。
- 指定代理請求人を指定されている場合は、指定代理請求人に対しお支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。



「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、P57をご確認ください。

更に詳しい内容について
(制度の詳細とその他取扱い)

この「制度の詳細とその他取扱い」は、「契約概要」・「注意喚起情報」にてご説明した重要な事項の詳細説明や税務上のお取扱い等を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
また、「契約概要」・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」は、お申込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、あわせて必ずご確認ください。


☑ 保険金のお支払事由

●主契約および家族特約

3大疾病保険金	<p>○被保険者が次の①から③までのいずれかに該当されたとき</p> <p>①被保険者が加入日(*)以後保険期間中に、加入日(*)前を含めて初めて悪性新生物(別表1)に罹患し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき (病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下同じ。) ※他の所見による診断確定として、例えば、肝臓がん等、多くの臨床経験から専門医の合意により確立された最新のガイドラインに基づき、他の所見による診断確定を基準としているがんについて、画像診断による診断確定を認めることがあります。</p> <p>②被保険者が加入日(*)以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかに該当されたとき (ア)急性心筋梗塞(別表2)を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき (イ)急性心筋梗塞(別表2)を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所(別表5)において手術(別表6)を受けられたとき</p> <p>③被保険者が加入日(*)以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかに該当されたとき (ア)脳卒中(別表3)を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障がい、運動失調、麻痺等他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき (イ)脳卒中(別表3)を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所(別表5)において手術(別表6)を受けられたとき</p> <p>○この保険契約の全部または一部が更新されない場合で、被保険者がその被保険者についての保険期間満了の日からその日を含めて60日以内に上記②(ア)または③(ア)の診断を受けたときは、引受保険会社はその被保険者についての保険期間満了の日に診断を受けたものとみなして3大疾病保険金をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"> ご注意</p> <p>○3大疾病保険金と死亡保険金は、同一の被保険者についていずれか一方のみのお支払いとなります。3大疾病保険金をお支払いする前にその被保険者について死亡保険金の請求を受け、死亡保険金をお支払いするときは、引受保険会社は、3大疾病保険金をお支払いできません。</p> <p>○3大疾病保険金をお支払いした場合、この保険契約のその被保険者に対する部分は、3大疾病保険金の支払事由に該当したときから、消滅したものとします。3大疾病保険金をお支払いした場合、その支払い後にその被保険者について死亡保険金の請求を受けても、引受保険会社は、死亡保険金をお支払いできません。</p> </div>
上皮内新生物診断保険金	<p>○被保険者が加入日(*)以後保険期間中に、加入日(*)前を含めて初めて上皮内新生物・皮膚のその他の悪性新生物(別表4)に罹患し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"> ご注意</p> <p>○上皮内新生物・皮膚のその他の悪性新生物と診断確定された場合でも、悪性新生物(別表1)、急性心筋梗塞、脳卒中、死亡についての保障は継続します。</p> <p>○上皮内新生物診断保険金は、同一の被保険者について1回かぎりのお支払いとなります。更新する場合も、更新前後を通算して1回かぎりです。</p> </div>
死亡保険金	<p>○被保険者が保険期間中に死亡されたとき</p>

(*) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

●リビング・ニーズ特約

リビング・ニーズ特約の特約保険金	<p>○被保険者が保険期間中にその余命が6カ月以内と判断されるとき</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"> ご注意</p> <p>○リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払い前にその被保険者について死亡保険金または3大疾病保険金が支払われるときには、リビング・ニーズ特約の特約保険金は支払いません。この場合、死亡保険金または3大疾病保険金の受取人からご請求ください。</p> <p>○余命6カ月以内の判断は、引受保険会社が行います。余命6カ月以内の判断は、医師が記入した診断書や請求書類等の内容、もしくは引受保険会社が確認を行った結果に基づいて行います。余命6カ月以内とは、請求時において、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6カ月以内であることをいいます。</p> <p>○死亡保険金の全部をお支払いした場合、請求日に、この保険契約のその被保険者に対する部分は消滅したものとします。死亡保険金の一部をお支払いした場合、保険金額は保険金の受取人が指定した保険金額分について、請求日に減額されたものとします。</p> <p>○特約保険金は同一の被保険者について1回かぎりのお支払いとなります。</p> </div>
-------------------------	--

別表1 対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00 ~ C14
消化器の悪性新生物	C15 ~ C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30 ~ C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40 ~ C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物(C43 ~ C44)のうち 皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45 ~ C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51 ~ C58
男性生殖器の悪性新生物	C60 ~ C63
腎尿路の悪性新生物	C64 ~ C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69 ~ C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73 ~ C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76 ~ C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81 ~ C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)のうち 慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性(出血性)血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)のうち ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

2. 上記1において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号	
／3	・・・悪性、原発部位
／6	・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

別表2 対象となる急性心筋梗塞

対象となる急性心筋梗塞とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版) 準拠」によるものとします。

表1 対象となる急性心筋梗塞の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇

表2 対象となる急性心筋梗塞の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	虚血性心疾患(I20～I25)のうち	
	急性心筋梗塞	I21
	再発性心筋梗塞	I22

別表3 対象となる脳卒中

対象となる脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版) 準拠」によるものとします。

表1 対象となる脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血および頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障がいされることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
脳卒中	脳血管疾患(I60～I69)のうち	
	くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	脳梗塞	I63

別表4 対象となる上皮内新生物等

1. 対象となる上皮内新生物等とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版) 準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物(C43～C44)のうち 皮膚のその他の悪性新生物 上皮内新生物	C44 D00～D09

2. 上記1において「上皮内新生物等」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

(1) 皮膚のその他の悪性新生物(C44)

第5桁性状コード番号	
/3	・・・悪性、原発部位
/6	・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
/9	・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(2) 上皮内新生物(D00～D09)

第5桁性状コード番号	
/2	・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

別表5 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
 なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表6 手術

急性心筋梗塞および脳卒中について対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、次の①～④に該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

- ① 開頭術
- ② 開胸術
- ③ ファイバースコープ手術
- ④ 血管・バスケットカテーテル手術

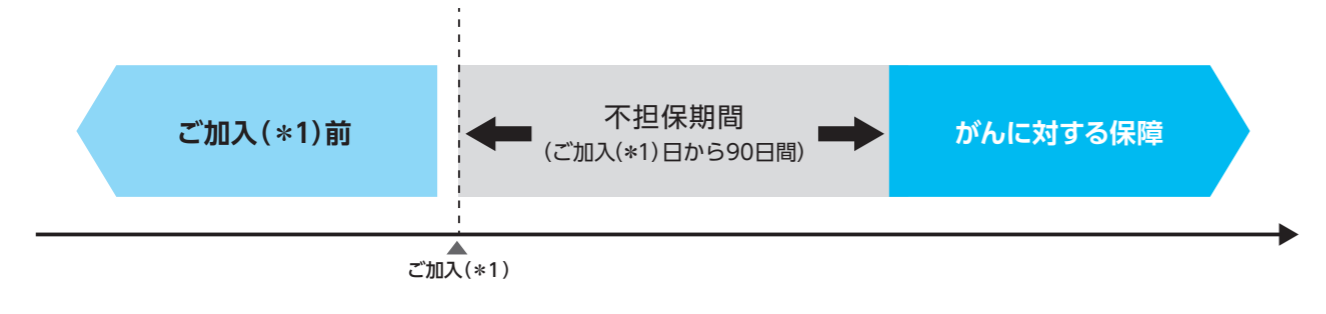
☑ 保険金をお支払いしない場合等（詳細）

がんについて保険金をお支払いしない場合

- がんが診断確定される時期によっては、保険金をお支払いできない場合があります。

がんに対する保障のイメージ

- がんに対する保障については、ご加入（*1）日から90日間は不担保期間となり、不担保期間が経過した後に保障を開始します。（急性心筋梗塞、脳卒中、死亡については、ご加入（*1）日から保障を開始します。）



●がん（悪性新生物）と診断確定されてもお支払いできない場合

- 被保険者がご加入（*1）前がん（悪性新生物）と診断確定されていた場合、3大疾病保険金はお支払いできません。この場合、ご加入（*1）日以後に新たにがん（悪性新生物）と診断確定された場合であっても、3大疾病保険金はお支払いできません（*2）。ただし、急性心筋梗塞、脳卒中、がん（上皮内新生物等）、死亡については保障します。
- 被保険者が不担保期間にがん（悪性新生物）と診断確定された場合、3大疾病保険金はお支払いできません。不担保期間が経過した後に、新たにがん（悪性新生物）と診断確定された場合には、3大疾病保険金の支払対象となります。ただし、不担保期間が経過した後にがん（悪性新生物）と診断確定された場合でも、不担保期間に診断確定されたがん（悪性新生物）の再発・転移等と認められるときは、3大疾病保険金はお支払いできません。

●がん（上皮内新生物等）と診断確定されてもお支払いできない場合

- 被保険者がご加入（*1）前がん（上皮内新生物等）と診断確定されていた場合、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。この場合、ご加入（*1）日以後に新たにがん（上皮内新生物等）と診断確定された場合であっても、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません（*3）。ただし、がん（悪性新生物）、急性心筋梗塞、脳卒中、死亡については保障します。
- 被保険者が不担保期間にがん（上皮内新生物等）と診断確定された場合、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。不担保期間が経過した後に、新たにがん（上皮内新生物等）と診断確定された場合には、上皮内新生物診断保険金の支払対象となります。ただし、不担保期間が経過した後にがん（上皮内新生物等）と診断確定された場合でも、不担保期間に診断確定されたがん（上皮内新生物等）の再発・転移等と認められるときは、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。

- （*1）保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。
- （*2）不担保期間が経過した後に診断確定された場合であっても、3大疾病保険金はお支払いできません。
- （*3）不担保期間が経過した後に診断確定された場合であっても、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。

3大疾病保険金

- 急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金のお支払いは、その原因となる疾病がご加入（*1）日以後に生じた場合にかぎりあります。（原因となる疾病がご加入（*1）前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）
- したがって、原因となる疾病がご加入（*1）前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、これらの保険金はお支払対象となりません。

死亡保険金

- 引受保険会社は、被保険者が次のいずれかにより死亡された場合には、死亡保険金をお支払いしません。
 - ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（*1）日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします。
 - ・保険契約者の故意。
 - ・死亡保険金受取人の故意。ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の死亡保険金受取人にお支払いします。
 - ・戦争その他の変乱。（*4）

- （*4）ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少なく引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

リビング・ニーズ特約の特約保険金

- 引受保険会社は、リビング・ニーズ特約の特約保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、リビング・ニーズ特約の特約保険金をお支払いしません。

- ・保険契約者、被保険者、指定代理請求人の故意。
- ・戦争その他の変乱。（*5）

- （*5）ただし、戦争その他の変乱によって余命が6カ月以内と判断される被保険者の数の増加が、リビング・ニーズ特約の計算の基礎に及ぼす影響が少なく引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、リビング・ニーズ特約の特約保険金の全額をお支払いし、またはその金額を削減してお支払いします。

すべての保険金

- 次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

告知義務違反による解除の場合

ご加入（*1）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（*1）部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

詐欺による取消の場合

保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

保険契約が失効した場合

保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。

- ① 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が、この保険契約の保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。
- ② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき。

- （ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- （イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- （ロ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- （ハ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
- （ニ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- ④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

☑ 税務上のお取り扱い

- <保険料>
- 主契約および家族特約の保険料は、一般生命保険料控除の対象です。
※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
(<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>)
※一般生命保険料控除の対象となる保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
※当3大疾病保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当3大疾病保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。
- <保険金>
- 3大疾病保険金・上皮内新生物診断保険金
被保険者が受取人の場合、非課税です。
※被保険者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。
 - 死亡保険金
《本人》 相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。
《配偶者・子ども》 本人が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。
 - リビング・ニーズ特約の特約保険金
被保険者が受取人の場合、非課税です。
※特約保険金をお受取り後、受取人（被保険者）が死亡した場合、受取った保険金に残余があれば、その部分は相続財産として相続税の課税対象となります。

税務の取り扱い等について、令和5年1月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。
今後、税務の取り扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務取り扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

☑ 個人情報の取扱いに関する東急株式会社と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、東急株式会社（以下、会社といいます。）を保険契約者とし、会社および会社の子会社（以下、子会社といいます。）の所属員を加入対象者とする企業保険です。
そのため、この保険契約の運営にあたっては、会社および子会社は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、会社がこの保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。
会社および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
- 引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、会社、子会社等へその目的の範囲内で提供します。
- また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き会社、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人・指定代理請求人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人および指定代理請求人（以下、受取人および代理人といいます。）の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人および代理人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

☑ ご相談窓口等

- 募集期間中のお問合せにつきましては、P15に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。募集期間後のご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。
（なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。）
- <団体お問合せ先>
東急保険コンサルティング株式会社 リテール営業部 営業サポートグループ チェックオフチーム TEL 0120-953-809（通話料無料）
- <日本生命お問合せ先>
日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL 0120-563-925（通話料無料）
※お問合せの際には、記号証券番号(939-9)をお知らせください。
【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日・12/31～1/3を除く。）】
- <指定紛争解決機関>
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。）
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

「障がい」の表記

当パンフレット（「3大疾病保険」部分）では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

☑ 退職後継続加入について

- 定年退職者または関連会社（当契約の募集対象ではない企業）へ転籍した方（*）で、3大疾病保険に1年以上継続して加入されている役員・従業員およびその配偶者・子どもは次のとおり継続加入いただくことができます。
（*）転籍先企業に他の団体保険制度がないことが条件となります。
- 《本人》 退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額で、退職後も年齢満79歳まで継続加入することができます。
- 《配偶者》 本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢満79歳まで継続加入することができます。
- 《子ども》 本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢満22歳まで継続加入することができます。
ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員同一の保障額で継続加入ください。

移行手続きについて

- 移行希望の有無を所属会社の3大疾病保険担当者にお申し出ください。その後、東急保険コンサルティング株式会社から、申込書類一式（申込書・口座振替依頼書等）が送付されますので、必要事項をご記入・押印のうえ、必ず期日までにご返送ください。（毎年9月27日。※ただし、金融機関休日の場合は翌営業日に振替えます。）
なお、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下での移行となります。

保険料について

- 移行手続き時に指定いただいた金融機関の口座から、1年に1回、年一括払保険料を振替させていただきます。
- 振替ができなかった場合は、別途ご案内いたしますので、期日までに振込いただけます。

ご注意点・その他

- 新規加入はできません。
- 保障額の増額および配偶者・子どもの追加加入はできません。
- ご住所および電話番号等に変更があった場合は、東急保険コンサルティング株式会社 リテール営業部 営業サポートグループ チェックオフチームまでご連絡ください。

☑ 退職後継続加入の方の保障額と保険料 (年一括払)

(保険料の単位:円)

対象	コース	死亡保険金・ 3大疾病保険金	上皮内新生物 診断保険金	性別	年払保険料〔概算〕(年一括払)											
					満年齢											
					15歳~19歳	20歳~24歳	25歳~29歳	30歳~34歳	35歳~39歳	40歳~44歳	45歳~49歳	50歳~54歳	55歳~59歳	60歳~64歳	65歳~69歳	70歳
					H15.10.2生 ~H20.10.1生	H10.10.2生 ~H15.10.1生	H5.10.2生 ~H10.10.1生	S63.10.2生 ~H5.10.1生	S58.10.2生 ~S63.10.1生	S53.10.2生 ~S58.10.1生	S48.10.2生 ~S53.10.1生	S43.10.2生 ~S48.10.1生	S38.10.2生 ~S43.10.1生	S33.10.2生 ~S38.10.1生	S28.10.2生 ~S33.10.1生	S27.10.2生 ~S28.10.1生
本人・配偶者	A	500万円	50万円	男性	11,290	13,386	14,259	16,470	21,825	28,110	44,057	67,395	103,945	161,214	243,625	307,179
				女性	10,301	11,407	14,084	19,147	28,227	40,158	51,798	65,358	78,453	99,522	133,452	159,060
	B	400万円	40万円	男性	9,032	10,708	11,407	13,176	17,460	22,488	35,245	53,916	83,156	128,971	194,900	245,743
				女性	8,241	9,125	11,267	15,318	22,581	32,126	41,438	52,286	62,762	79,617	106,762	127,248
	C	300万円	30万円	男性	6,774	8,031	8,555	9,882	13,095	16,866	26,434	40,437	62,367	96,728	146,175	184,307
				女性	6,180	6,844	8,450	11,488	16,936	24,094	31,078	39,215	47,072	59,713	80,071	95,436
	D	200万円	20万円	男性	4,516	5,354	5,703	6,588	8,730	11,244	17,622	26,958	41,578	64,485	97,450	122,871
				女性	4,120	4,562	5,633	7,659	11,290	16,063	20,719	26,143	31,381	39,808	53,381	63,624
	E	100万円	10万円	男性	2,258	2,677	2,851	3,294	4,365	5,622	8,811	13,479	20,789	32,242	48,725	61,435
				女性	2,060	2,281	2,816	3,829	5,645	8,031	10,359	13,071	15,690	19,904	26,690	31,812

(保険料の単位:円)

対象	コース	死亡保険金・ 3大疾病保険金	上皮内新生物 診断保険金	性別	年払保険料〔概算〕(年一括払)									
					満年齢									
					71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	
					S26.10.2生 ~S27.10.1生	S25.10.2生 ~S26.10.1生	S24.10.2生 ~S25.10.1生	S23.10.2生 ~S24.10.1生	S22.10.2生 ~S23.10.1生	S21.10.2生 ~S22.10.1生	S20.10.2生 ~S21.10.1生	S19.10.2生 ~S20.10.1生	S18.10.2生 ~S19.10.1生	
本人・配偶者	A	500万円	50万円	男性	331,390	356,824	383,538	411,532	440,981	472,234	502,324	535,847	574,084	
				女性	168,023	177,160	186,763	197,414	209,636	222,964	237,688	254,741	274,587	
	B	400万円	40万円	男性	265,112	285,459	306,830	329,225	352,785	377,787	401,859	428,677	459,267	
				女性	134,418	141,728	149,411	157,931	167,709	178,371	190,151	203,793	219,670	
	C	300万円	30万円	男性	198,834	214,094	230,122	246,919	264,588	283,340	301,394	321,508	344,450	
				女性	100,814	106,296	112,058	118,448	125,781	133,778	142,613	152,844	164,752	
	D	200万円	20万円	男性	132,556	142,729	153,415	164,612	176,392	188,893	200,929	214,338	229,633	
				女性	67,209	70,864	74,705	78,965	83,854	89,185	95,075	101,896	109,835	
	E	100万円	10万円	男性	66,278	71,364	76,707	82,306	88,196	94,446	100,464	107,169	114,816	
				女性	33,604	35,432	37,352	39,482	41,927	44,592	47,537	50,948	54,917	

(保険料の単位:円)

対象	コース	死亡保険金・ 3大疾病保険金	上皮内新生物 診断保険金	性別	年払保険料〔概算〕(年一括払)	
					満年齢	
					15歳~19歳	20歳~22歳
					H15.10.2生 ~H20.10.1生	H12.10.2生 ~H15.10.1生
いども	A	500万円	50万円	男性	11,290	13,386
				女性	10,301	11,407
	B	400万円	40万円	男性	9,032	10,708
				女性	8,241	9,125
	C	300万円	30万円	男性	6,774	8,031
				女性	6,180	6,844
	D	200万円	20万円	男性	4,516	5,354
				女性	4,120	4,562
	E	100万円	10万円	男性	2,258	2,677
				女性	2,060	2,281

- 当パンフレットにおける年齢は満年齢で記載しております。
※「満年齢」は、更新日時点での被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は切捨てます。
- 保険料は1年ごとにご指定の口座から振替えます。(今回は9月27日)

- 上記は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、効力発生日(令和5年10月1日)から適用します。保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、更新後の保険料は更新前より高くなります。

拠出型企業年金保険(Ⅱ)【ドリームライフ】

在職中にごつごつ積み立て
充実したセカンドライフにおすすめのマネープラン！

本制度の3つの特長

- 公的年金受給開始前の「つなぎ年金」として活用できます。
- 支払った掛金は「個人年金保険料控除」の対象となります。
所定の要件を満たすことにより、個人年金保険料控除が受けられ、実質的な税負担額が軽減されます。
(注) 詳しくはP67「税法上の取扱」をお読みください。
- 予定利率は1.25%です。
(注) 令和5年1月1日時点。予定利率は将来的に変更されることもあります。
また予定利率は掛金のうち引受保険会社の保険事務費等を控除した額に対する利率であり、
払込掛金に対する利率ではありません。予定利率は預金等の利回りとは異なります。

意向確認のお願い

加入(増口)にあたっては、このパンフレット(「契約概要」、「注意喚起情報」)をお読みいただき、ご自身のご意向(ニーズ)に沿った内容となっているか、お申し込み前に必ずご確認(チェック)をお願いします。
(チェック欄はご自身のチェックにご使用ください。ご提出いただく必要はありません。)

以下の契約内容をご自身のご意向(ニーズ)に沿っているか、お申し込み前に必ずご確認(了知)ください。

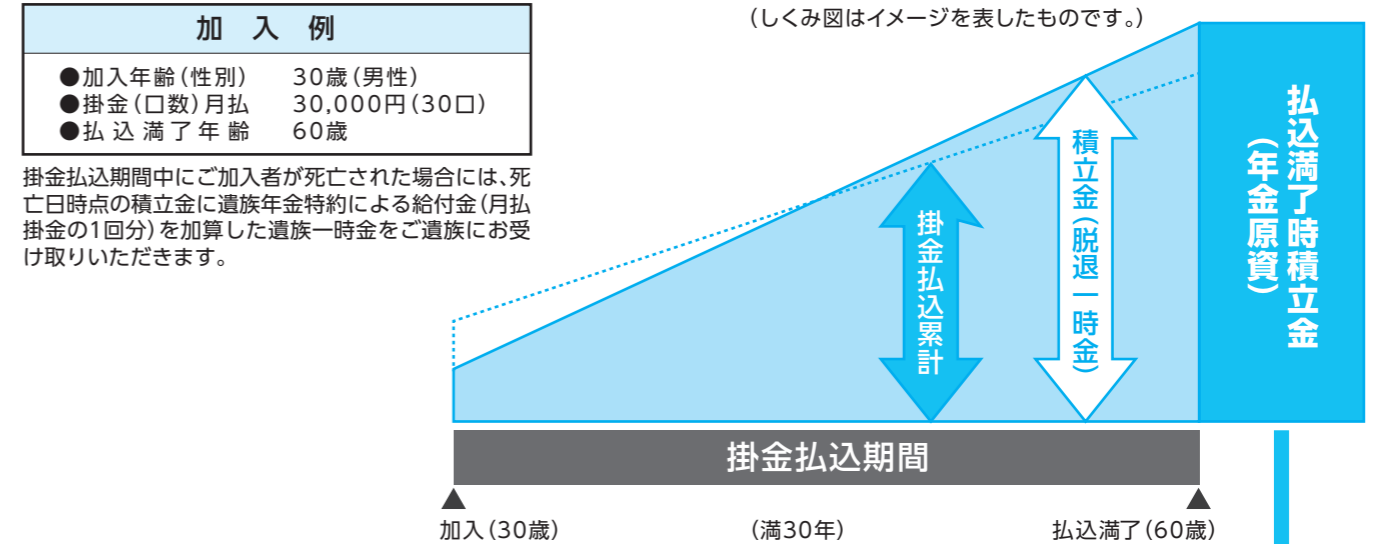
- チェック
- 加入期間によっては、積立金(年金原資、脱退一時金額)が掛金払込累計額を下回ることがあります。
⇒ 詳しくはP63・64「給付額試算表」、P124「5. 積立金(年金原資、脱退一時金額)について」をお読みください。
 - 給付内容・給付額試算表の金額等をご意向(ニーズ)に沿っていますか？
⇒ 詳しくはP63・64「給付額試算表」、P65・66「年金・一時金のお受け取りおよび受取人」、P66「年金の種類」をお読みください。
 - 掛金・掛金払込方法・掛金払込期間はご意向(ニーズ)に沿っていますか？
⇒ 詳しくはP65「掛金」をお読みください。

事務局 東急保険コンサルティング(株) 引受保険会社(事務幹事会社) 第一生命保険株式会社 総合法人第三部
・お問合せ先はP15の「■お問合せ先」にてご確認ください。

制度の概要

この制度は拠出型企業年金保険(Ⅱ)の税制適格プランで、在職中に掛金を積み立て、払込満了時の積立金を原資として払込満了時(または加入10年以上満56歳以上の脱退時)に次の年金種類から1つをお選びいただけます。

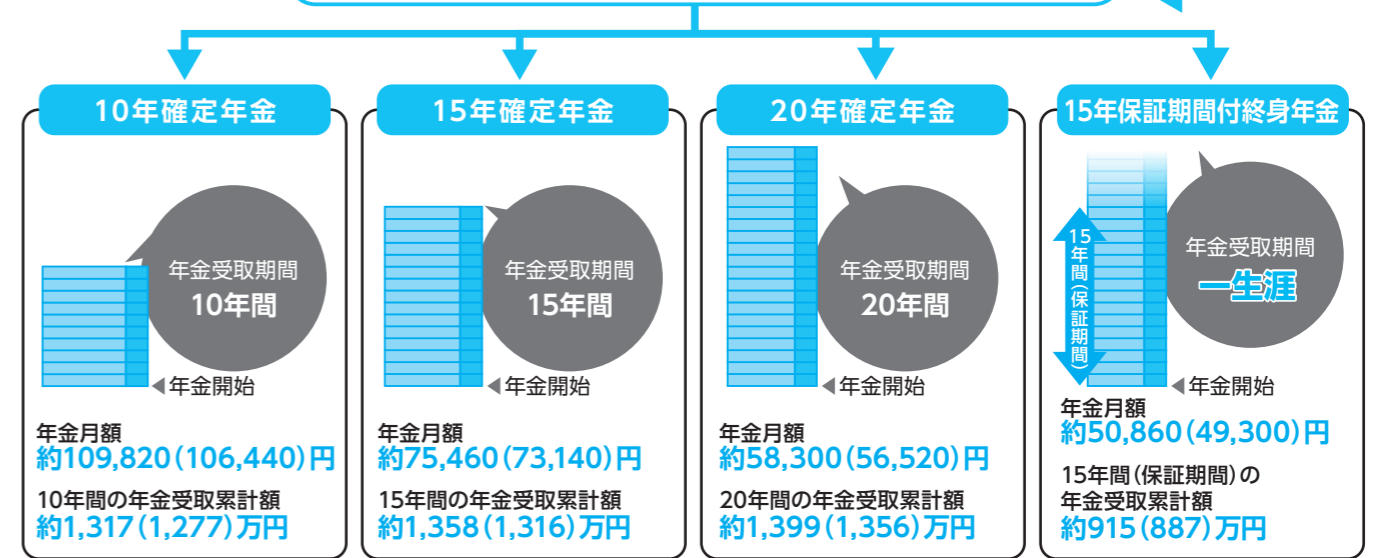
しくみ図



払込満了までの掛金累計額	1,080万円
払込満了時積立金(年金原資)	【I表該当会社】約1,213万円 【II表該当会社】約1,252万円

(注) 加入期間によっては、積立金(年金原資、脱退一時金額)が掛金払込累計額を下回ることがあります。詳しくはP124「5. 積立金(年金原資、脱退一時金額)について」をお読みください。

払込満了時に以下の年金種類から1つをお選びいただけます。



年金のお受け取りに代えて払込満了時積立金(年金原資)を一時金でお受け取りいただくこともできます。



ご注意

(注)【I表該当会社】と【II表該当会社】では給付額が異なります。I表については()内の給付額、II表については()なしの給付額となります。【I表該当会社】と【II表該当会社】はP63でご確認ください。
(注) 積立金、年金月額および年金受取累計額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。
積立金は毎年の決算実績等により算出され、年金月額は積立金をもとに年金開始時点における基礎率等(予定利率等)によって算出されます。

・記載の積立金および年金月額は令和5年1月1日時点の予定利率等にもとづき計算したものです。
・数値の算出条件の詳細は、P64「しくみ図・給付額試算表の数値について」をお読みください。

給付額試算表

<月掛金 15,000円 (15口)加入、60歳年金開始の場合>

【I表該会社】月払給付額試算表 <記載の数値は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。>

(単位:円)

加入年数	掛金払込累計額	積立金 (年金原資、 脱退一時金額)	返還 予定率	年金月額				
				10年確定年金	15年確定年金	20年確定年金	15年保証期間付終身年金	
				男性・女性共通			男性	女性
1年	180,000	約 176,400	約 98%	約 1,540	約 1,060	約 820	約 710	約 630
2	360,000	約 354,100	約 98%	約 3,100	約 2,130	約 1,640	約 1,430	約 1,270
3	540,000	約 533,200	約 98%	約 4,670	約 3,210	約 2,480	約 2,160	約 1,910
4	720,000	約 714,000	約 99%	約 6,260	約 4,300	約 3,320	約 2,900	約 2,560
5	900,000	約 896,500	約 99%	約 7,860	約 5,400	約 4,170	約 3,640	約 3,220
6	1,080,000	約 1,080,500	約 100%	約 9,470	約 6,510	約 5,030	約 4,380	約 3,880
7	1,260,000	約 1,266,400	約 100%	約 11,100	約 7,630	約 5,890	約 5,140	約 4,540
8	1,440,000	約 1,454,100	約 100%	約 12,750	約 8,760	約 6,770	約 5,900	約 5,220
9	1,620,000	約 1,643,700	約 101%	約 14,410	約 9,900	約 7,650	約 6,670	約 5,900
10	1,800,000	約 1,834,800	約 101%	約 16,090	約 11,050	約 8,540	約 7,450	約 6,580
11	1,980,000	約 2,027,900	約 102%	約 17,780	約 12,220	約 9,440	約 8,230	約 7,280
12	2,160,000	約 2,222,900	約 102%	約 19,490	約 13,390	約 10,350	約 9,030	約 7,980
13	2,340,000	約 2,419,600	約 103%	約 21,210	約 14,580	約 11,260	約 9,820	約 8,690
14	2,520,000	約 2,618,100	約 103%	約 22,950	約 15,770	約 12,190	約 10,630	約 9,400
15	2,700,000	約 2,818,700	約 104%	約 24,710	約 16,980	約 13,120	約 11,450	約 10,120
16	2,880,000	約 3,021,000	約 104%	約 26,490	約 18,200	約 14,060	約 12,270	約 10,840
17	3,060,000	約 3,225,200	約 105%	約 28,280	約 19,430	約 15,010	約 13,100	約 11,580
18	3,240,000	約 3,431,600	約 105%	約 30,090	約 20,670	約 15,980	約 13,940	約 12,320
19	3,420,000	約 3,640,000	約 106%	約 31,920	約 21,930	約 16,950	約 14,780	約 13,070
20	3,600,000	約 3,850,200	約 106%	約 33,760	約 23,200	約 17,920	約 15,640	約 13,820
21	3,780,000	約 4,062,400	約 107%	約 35,620	約 24,470	約 18,910	約 16,500	約 14,580
22	3,960,000	約 4,276,500	約 107%	約 37,500	約 25,760	約 19,910	約 17,370	約 15,350
23	4,140,000	約 4,492,600	約 108%	約 39,390	約 27,070	約 20,920	約 18,250	約 16,130
24	4,320,000	約 4,711,100	約 109%	約 41,310	約 28,380	約 21,930	約 19,130	約 16,910
25	4,500,000	約 4,931,700	約 109%	約 43,240	約 29,710	約 22,960	約 20,030	約 17,710
26	4,680,000	約 5,154,300	約 110%	約 45,200	約 31,050	約 24,000	約 20,930	約 18,510
27	4,860,000	約 5,379,500	約 110%	約 47,170	約 32,410	約 25,050	約 21,850	約 19,310
28	5,040,000	約 5,606,800	約 111%	約 49,160	約 33,780	約 26,100	約 22,770	約 20,130
29	5,220,000	約 5,836,900	約 111%	約 51,180	約 35,170	約 27,180	約 23,710	約 20,960
30	5,400,000	約 6,069,700	約 112%	約 53,220	約 36,570	約 28,260	約 24,650	約 21,790

(注1) 積立金、返還予定率および年金月額は加入時点で定まるものではありません。年金月額は、積立金(年金原資、脱退一時金額)をもとに、年金開始時点における予定利率等によって算出されます。

(注2) 加入期間によっては、積立金(年金原資、脱退一時金額)が掛金払込累計額を下回ることがあります。

(注3) 年金の受取要件については、P65・66「年金・一時金のお受け取りおよび受取人」をお読みください。

【I表該会社】東急不動産、東急リパブル、石勝エクステリア、石勝グリーンメンテナンス、東急コミュニティー、東急リゾート、東急リゾーツ&ステイ、東急住宅リース、東急リパブルスタッフ、東急Re・デザイン、ライフ&ワークデザイン

【II表該会社】東急、東急電鉄およびI表該会社以外の加入会社

(注1) P149・150に記載の現在加入者がいない★☆の会社については、5名以上のお申し込みがあった場合に加入が可能になります。

★の会社はI表、☆の会社はII表該会社です。

(注2) I表該会社とII表該会社間で転籍される場合は転籍時に脱退いただくこととなります。

上記数値については、P64「しくみ図・給付額試算表の数値について」をお読みください。

【II表該会社】月払給付額試算表 <記載の数値は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。>

(単位:円)

加入年数	掛金払込累計額	積立金 (年金原資、 脱退一時金額)	返還 予定率	年金月額				
				10年確定年金	15年確定年金	20年確定年金	15年保証期間付終身年金	
				男性・女性共通			男性	女性
1年	180,000	約 177,900	約 98%	約 1,560	約 1,070	約 820	約 720	約 630
2	360,000	約 357,600	約 99%	約 3,130	約 2,150	約 1,660	約 1,450	約 1,280
3	540,000	約 539,000	約 99%	約 4,720	約 3,240	約 2,510	約 2,190	約 1,930
4	720,000	約 722,200	約 100%	約 6,330	約 4,350	約 3,360	約 2,930	約 2,590
5	900,000	約 907,400	約 100%	約 7,950	約 5,460	約 4,220	約 3,680	約 3,250
6	1,080,000	約 1,094,700	約 101%	約 9,600	約 6,590	約 5,090	約 4,440	約 3,930
7	1,260,000	約 1,283,900	約 101%	約 11,250	約 7,730	約 5,970	約 5,210	約 4,610
8	1,440,000	約 1,475,300	約 102%	約 12,930	約 8,890	約 6,870	約 5,990	約 5,290
9	1,620,000	約 1,668,900	約 103%	約 14,630	約 10,050	約 7,770	約 6,780	約 5,990
10	1,800,000	約 1,864,500	約 103%	約 16,350	約 11,230	約 8,680	約 7,570	約 6,690
11	1,980,000	約 2,062,300	約 104%	約 18,080	約 12,420	約 9,600	約 8,370	約 7,400
12	2,160,000	約 2,262,200	約 104%	約 19,830	約 13,630	約 10,530	約 9,190	約 8,120
13	2,340,000	約 2,464,300	約 105%	約 21,610	約 14,840	約 11,470	約 10,010	約 8,850
14	2,520,000	約 2,668,700	約 105%	約 23,400	約 16,080	約 12,420	約 10,840	約 9,580
15	2,700,000	約 2,875,200	約 106%	約 25,210	約 17,320	約 13,380	約 11,680	約 10,320
16	2,880,000	約 3,084,200	約 107%	約 27,040	約 18,580	約 14,360	約 12,520	約 11,070
17	3,060,000	約 3,295,500	約 107%	約 28,890	約 19,850	約 15,340	約 13,380	約 11,830
18	3,240,000	約 3,509,000	約 108%	約 30,770	約 21,140	約 16,340	約 14,250	約 12,600
19	3,420,000	約 3,724,700	約 108%	約 32,660	約 22,440	約 17,340	約 15,130	約 13,370
20	3,600,000	約 3,942,800	約 109%	約 34,570	約 23,750	約 18,360	約 16,010	約 14,160
21	3,780,000	約 4,163,600	約 110%	約 36,510	約 25,080	約 19,380	約 16,910	約 14,950
22	3,960,000	約 4,386,800	約 110%	約 38,460	約 26,430	約 20,420	約 17,820	約 15,750
23	4,140,000	約 4,612,500	約 111%	約 40,440	約 27,790	約 21,470	約 18,730	約 16,560
24	4,320,000	約 4,840,600	約 112%	約 42,440	約 29,160	約 22,540	約 19,660	約 17,380
25	4,500,000	約 5,071,100	約 112%	約 44,470	約 30,550	約 23,610	約 20,600	約 18,210
26	4,680,000	約 5,304,100	約 113%	約 46,510	約 31,960	約 24,700	約 21,540	約 19,040
27	4,860,000	約 5,539,600	約 113%	約 48,570	約 33,380	約 25,790	約 22,500	約 19,890
28	5,040,000	約 5,777,700	約 114%	約 50,660	約 34,810	約 26,900	約 23,470	約 20,750
29	5,220,000	約 6,018,400	約 115%	約 52,770	約 36,260	約 28,020	約 24,440	約 21,610
30	5,400,000	約 6,261,600	約 115%	約 54,910	約 37,730	約 29,150	約 25,430	約 22,480

(注1) 積立金、返還予定率および年金月額は加入時点で定まるものではありません。年金月額は、積立金(年金原資、脱退一時金額)をもとに、年金開始時点における予定利率等によって算出されます。

(注2) 加入期間によっては、積立金(年金原資、脱退一時金額)が掛金払込累計額を下回ることがあります。

(注3) 年金の受取要件については、P65・66「年金・一時金のお受け取りおよび受取人」をお読みください。

必ず
お読み
ください

しくみ図・給付額試算表の数値について

●しくみ図・給付額試算表の数値は次の条件で計算しています。条件が変動した場合には、数値は増減することがあり、実際の受取額をお約束するものではありません。

- ご加入者全員の加入口数の合計が常にI表では190万円(1,900口)を、II表では1,615万円(16,150口)を維持し、掛金が毎月所定の払込期日までに入金されたものとしています。加入口数の合計は、令和4年12月分の加入口数にもとづき設定しています。
- 積立金は、各引受保険会社の予定利率および引割割合(令和5年1月1日時点)にもとづき計算しています。年金月額は、事務幹事会社(第一生命保険)の予定利率(令和5年1月1日時点)にもとづき計算しています。
- 記載の数値には配当金を加算していません。
- 返還予定率は、積立金(年金原資、脱退一時金額)÷掛金払込累計額で計算しています。

●15年保証期間付終身年金の年金月額は性別・年金開始年齢により異なります。

加入資格

加入日現在、満50歳未満の方で、払込満了日までの期間が満10年以上あるとうきゅうグループ(P149・150参照)の役員および従業員(非日勤を除く)。

退職により団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

掛金

●加入口数

月払：3,000円(3口)以上100,000円(100口)以下で、1,000円(1口)単位で設定できます。

●払込方法

月払掛金は毎月の給与から引き落としされます。

●払込満了日

会社ごとに以下のいずれかで設定されています。P149・150「とうきゅうグループ団体保険制度会社別加入一覧」をご確認ください。

記載の数字により以下のとおりの払込満了日となります。

1. 60歳に達した直後の3月末日および9月末日
2. 60歳に達した直後の3月15日および9月15日
3. 60歳に達した日の属する月の末日
4. 60歳に達した直後の3月末日
5. 65歳に達した直後の3月末日および9月末日(対象者：従業員(アクティブ60s社員))

●掛金負担者

ご加入者

新規加入・増口および一部掛金払込中止

●新規加入

年1回10月1日に加入いただけます。

●増口(掛金の増額)

年1回10月1日に増口いただけます。

●一部掛金払込中止(掛金の減額)

以下の7つの事由のいずれかに該当した場合に限り、お申し出により年1回10月1日に掛金の一部を払い込み中止いただけます。

ただし、3,000円(3口)以上のお払い込みの継続が必要となります。

なお、中止部分の積立金は、中止時には払い出さず積み立てておきます。

【事由】①災害 ②疾病・障害 ③住宅の取得 ④教育 ⑤結婚 ⑥債務の弁済 ⑦その他掛金のお払い込みに支障のある場合

配当金

●毎年の配当金は、それぞれの支払時期の前年度の決算実績等により決定します。**決算実績等によってはお支払いできない年度もあります。**

●配当金は一時金受取できません。

- ・年金受給権取得前の配当金は、全額が積立金の増額に充当されます。
なお、年度途中で脱退された場合(死亡による脱退も含む)はその年の配当金はありません。
- ・年金受給権取得後の配当金は、全額が年金の増額に充当されます。

年金・一時金のお受け取りおよび受取人

年金・一時金のお受け取り

●年金

年金開始日(年金受給権取得日の翌月1日)より、年金受給権取得時点の積立金をもとに、ご加入者は年金をお受け取りいただけます。

なお、年金受給権取得時に積立金(年金原資)の委託先を引受保険会社の中から1社お選びいただけます。

(ただし、年金の支払事務は事務幹事会社が行います。)

年金のお受け取りに代えて、積立金を一時金でお受け取りいただくこともできます。

■年金受給権取得日

下記いずれかの日が年金受給権取得日となります。

- ①払込満了日
- ②加入10年以上かつ満56歳以上で、払込満了日に達する前に死亡以外の事由により脱退したとき
(ただし、確定年金を選択する場合は、年金受給権取得を満60歳以上となるまで年単位で繰り延べることとなります。なお、繰延後の掛金のお払い込みはできません。)

■年金受給権取得の繰延(任意繰延)

年金受給権取得を1年単位で最長10年間繰り延べるができます。

なお、繰延選択以後は、掛金のお払い込み、繰延期間の変更、繰延期間終了後の再繰延のお取り扱いはできません。

■年金受取時期

年金の受取日は、毎年2月、5月、8月および11月の各20日となります。

(20日が土・日・祝日の場合はその直前の営業日にお受け取りいただけます。)

なお、お受け取りいただく年金は年金受取月の前月分までとなります。

●脱退一時金

年金受給権取得日前(掛金払込期間中)に脱退された場合には、ご加入者に脱退日時点の積立金を一時金でお受け取りいただけます。

●遺族一時金

年金受給権取得日前(掛金払込期間中)にご加入者が死亡された場合には、ご遺族に死亡日時点の積立金に遺族年金特約による給付金(月払掛金の1回分)を加算した額をお受け取りいただけます。

受取人

●年金・脱退一時金

ご加入者

●遺族一時金

ご遺族(※)

(※)ご遺族とはご加入者の配偶者(事実上婚姻と同様の関係にある者を含む)・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹を指します。(お受け取りの順位は労働基準法施行規則第42条から第45条の定めに従います。)

(注)ご加入者が任意に受取人を変更することはできません。

また、遺言により受取人を変更することもできません。(労働基準法施行規則第43条第2項に規定される遺言の取り扱いは除きます。)

年金の種類

10年確定年金

●年金開始日以降、10年間、ご加入者の生存・死亡にかかわらず、年金をお受け取りいただけます。

●ご加入者が年金受取期間中に一時金でのお受け取りを希望された場合には、残余期間に対応する年金現価をお受け取りいただけます。

●ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、ご遺族(※)に残余期間中、年金をお受け取りいただくか、年金に代えて残余期間に対応する年金現価を一時金でお受け取りいただけます。

15年確定年金

●年金開始日以降、15年間、ご加入者の生存・死亡にかかわらず、年金をお受け取りいただけます。

その他のお取り扱い内容は10年確定年金と同一となります。

20年確定年金

●年金開始日以降、20年間、ご加入者の生存・死亡にかかわらず、年金をお受け取りいただけます。

その他のお取り扱い内容は10年確定年金と同一となります。

15年保証期間付終身年金

●年金開始日以降、15年間(保証期間)はご加入者の生存・死亡にかかわらず、年金をお受け取りいただけます。

保証期間経過後はご加入者が生存されている限り年金をお受け取りいただけます。

●ご加入者が保証期間中に一時金でのお受け取りを希望された場合には、残余保証期間に対応する年金現価をお受け取りいただけます。この場合、保証期間経過後、ご加入者が生存されているときは、年金のお受け取りを再開できます。

ただし、年金再開後は一時金をお受け取りいただくことはできません。

●ご加入者が保証期間中に死亡された場合、ご遺族(※)に残余保証期間中、年金をお受け取りいただくか、年金に代えて残余保証期間に対応する年金現価を一時金でお受け取りいただけます。

(注)ご加入者が死亡された時期によっては、受取累計額が掛金払込累計額・年金原資(積立金)を下回ることがあります。

☑ 個人情報の取扱

保険契約者(団体)は、この保険の運営において入手する加入対象者の個人情報(氏名、性別、生年月日等)[以下、個人情報]を、この保険契約の適切な運営を目的として、この保険の事務手続きのために利用し、保険契約を締結する生命保険会社へ提供します。

生命保険会社は、受領した個人情報を次の目的のために利用します。

- ①各種保険契約の引受け・継続・維持管理・給付金等の支払い
- ②生命保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス^(※)の案内・提供および契約の維持管理
- ③生命保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービス^(※)の充実
- ④その他、保険に関連・付随する業務

また、生命保険会社は個人情報を保険契約者(団体)および他の引受保険会社全社に上記の目的の範囲内で提供することがあります。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも上記に準じて取り扱われます。引受保険会社は今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更前後のすべての引受保険会社へ提供されることがあります。

(※)各種商品・サービスの詳細は引受保険会社のホームページをご確認ください。

☑ 税法上の取扱

令和5年1月時点

掛金

ご加入者が負担された掛金は、個人年金保険料控除の対象となります。
(所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2)

※生命保険料控除税制改正について

平成24年1月1日以降の新契約より、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の改正がありました。
ただし、当拠出型企業年金保険契約におきましては平成23年12月31日以前に契約いただいているため、従来の制度が適用となります。

※個人年金保険料控除を受けるための主な要件は以下のとおりです。

- ・年金の給付を目的とする契約であること。
- ・年金・解約返戻金以外の金銭の支払いは死亡の場合のみとなっていること。
- ・年金の支払いは年1回以上定期的に行うものであり、かつ、一部一時払の定めのない契約であること。
- ・年金支払開始前の剰余金は年金増額の保険料にあてる契約であること。
- ・年金受取人は、被保険者本人であること。
- ・加入月から保険料払込満了月までの保険料払込期間は10年以上であること。
- ・年金の支払いは終身または支払開始年齢が満60歳以上で支払期間は10年以上であること。

年金

雑所得として他の所得と合算されて所得税の対象となります。

なお、年金年額から必要経費を差し引いた金額が25万円以上となる場合は、税率10.21%の所得税を源泉徴収します。
(平成25年1月より復興特別所得税が含まれます。)

よって、年金のお支払額は源泉徴収分を差し引いた金額となります。

(所得税法第35条・第207条・第208条・第209条、所得税法施行令第326条)

※平成22年10月より、相続等により取得した生命保険契約等に係る年金の税務上のお取り扱いが変更されました。

年金に係る雑所得の対象が、「各年の年金収入金額全額」から「各年の年金収入金額のうち、非課税部分を除く部分」に変更されました。
※平成25年1月1日以降に支払われる相続等により取得した生命保険契約等に係る年金については、源泉徴収が不要となりました。
(所得税法第209条、所得税法施行令第326条)

より詳しい内容等については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp/>】をご参照いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

脱退一時金

一時所得として他の所得と合算されて所得税の対象となります。

一時所得金額＝脱退一時金－払込掛金累計額－特別控除(最高50万円)

一時所得金額の1/2が他の所得と合算されます。

なお、最高50万円の特別控除については、その年に他に一時所得となるものがあつた場合には、それらを合算して適用されます。

(所得税法第22条・第34条、所得税法施行令第183条)

遺族一時金

相続税の対象となります。

受取人が相続人の場合は、所定の非課税枠があります。

非課税枠は、他に死亡保険金があつた場合には、それらを合算して適用されます。

(相続税法第3条・第12条)

(注) 税務のお取り扱いについては、令和5年1月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後のお取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

MEMO

「生きる」を創るがん保険 WINGS



Affac から新登場!!

資料請求はこちらから!
https://www.tokyu-hoken.co.jp/sys/toitsubosyu/form_tb

スマホ・携帯で
簡単アクセス!



割安な団体扱保険料で、ご家族の方もお申込みいただけます!

東急グループ従業員の皆様のご契約者となることで、
 保険料を給与控除でお支払いいただけることに加え、
2親等以内のご家族の方も保険料が割安な団体料率でご加入いただけます。



POINT 1 幅広い保障で経済的負担をサポート

手術・放射線・抗がん剤などの治療費だけでなく、
 特約を付加することで治療前の検査や公的医療保険制度の対象外となる治療まで
 幅広い保障でしっかり備えることができます。

POINT 2 アフラックのよりそうがん相談サポーターが さまざまながんの悩みの解決をサポート

「がんかもしれない」と思ったときから、専門知識を持つ相談員が親身にお応えします。
 ※詳しくはP.71をご覧ください。

POINT 3 健康に不安がある方も、 過去にがん(悪性新生物)を経験された方も お申込みいただけます

※健康状態によって、割増された「特別保険料率に関する特則」や、アフラックが指定する特定の疾病を保障しない「特別条件特則」を付加することでお引受けができる可能性があります。※過去にがん(悪性新生物)を経験された方は、「経験者保険料率に関する特則」を付加して割増された保険料をお支払いいただくことでご契約をお引受けできる場合があります。この場合、一部の給付金の支払事由が異なります。※ご契約可否はアフラック所定の審査によって個別に決まります。詳しくは、募集代理店にお問合せください。

東急グループにおける「がん保険」給付金・保険金 給付実績
 ■2022年給付実績

288件(証券数)

約1億6,989万円

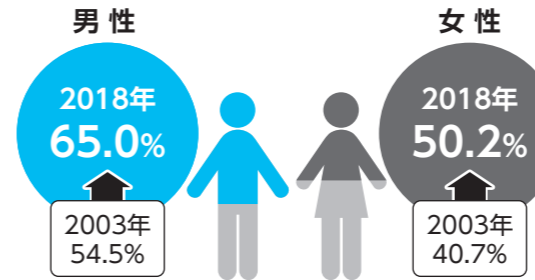
アフラックの「がん保険」は、
 東急グループの多くの方に
 お役立ていただいております!
 2023年1月19日現在 アフラック給付実績調査

ご存知
 ですか?

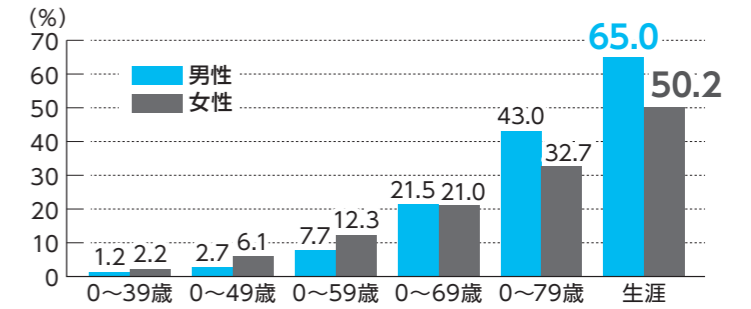
がんは2人に1人がかかる身近な病気です。

男女ともに、年齢が上がるほどがんにかかる割合が高くなります。

一生のうちのがんと診断される人の割合(*1)



がんにかかるリスク 年齢階級別 累積罹患リスク 2018年 全がん(*2)

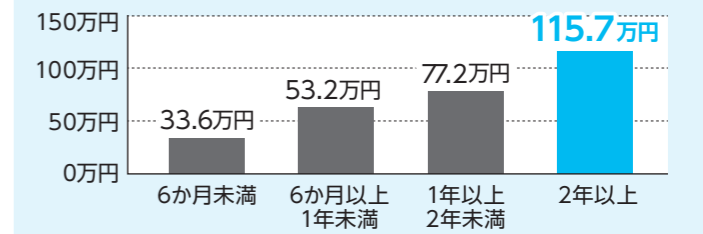


がん治療が長期にわたることで、 治療費の総額が高くなることも あります

「がんとうん治療のこと」について、
 動画でもご確認いただけます。



治療期間別費用総額(*3・4)



〈がん特定治療保障特約〉を付加して、 未承認薬や適応外薬などの治療に備えておくと安心です。

未承認薬・適応外薬とは?

未承認薬	適応外薬
外国(米国や欧州)で有効性が証明され、承認されているものの、日本の薬事承認をまだ得られていない薬など	日本でも薬機法上の承認を得て流通しているが疾患によっては承認がなく治療に使えない薬

未承認薬	適応外薬	合計
104種類	69種類	173種類

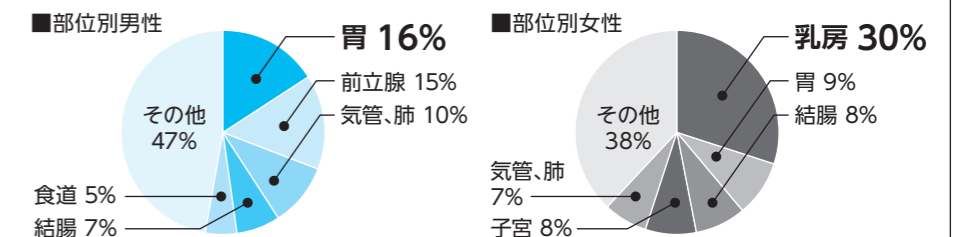
■米国・欧州で承認され日本で未承認または適応外であるがん領域の医薬品数(2021年10月時点)
 国立がん研究センター「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品・適応のリスト(2021/10/31時点のデータ)(承認年月日順)」をもとにアフラック作成

未承認薬や適応外薬での治療は保険外診療となり、全額自己負担となります。
 治療の選択肢を広げるひとつとして、未承認薬や適応外薬などの治療に備えておくと安心です。

(*1)公益財団法人 がん研究振興財団「がんの統計'09・2022」累積がん罹患・死亡リスク 年齢階級別罹患リスク(2003年・2018年罹患・死亡データに基づく)全がん (*2)国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」グラフデータベース 累積罹患リスク(2018年のデータに基づく) (*3)がん罹患患者およびその家族へのアンケート調査(2022年5月アフラック実施) (*4)治療費は、治療にかかった費用のうち、公的医療保険対象となった費用と公的医療保険対象外の費用を合算したものです。なお、公的医療保険対象となった費用は、高額療養費制度を利用した後の自己負担額となっています。

東急グループにおけるがん保険
 部位別「入院給付金」支払い件数

男性 1位 胃がん
 女性 1位 乳がん





割安な団体扱保険料で、ご家族の方もお申込みいただけます！

幅広い保障で経済的負担をサポートします。

契約年齢:0歳～満85歳 (〈がん要精検後精密検査保障特約〉は満20歳～満85歳)

ご希望のプランをお選びいただけます		診断保障基本プラン 診断給付金額50万円	診断保障充実プラン 診断給付金額100万円	保険期間
診断	初めてがん・上皮内新生物と診断確定されたとき	一時金として がん 50万円 上皮内新生物 5万円	一時金として がん 100万円 上皮内新生物 10万円	終身
入院	入院をしたとき	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	
通院	通院をしたとき	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	
治療	所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン剤治療・緩和療養を受けたとき	受けた月ごと ホルモン剤治療のみの場合 2.5万円	受けた月ごと ホルモン剤治療のみの場合 5万円	

月払保険料例【団体取扱】 上記プランの場合 定額タイプ 解約払戻金なしタイプ (特定保険料払込免除特約) なし 保険料払込期間:終身

契約日の満年齢	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳
診断保障基本プラン 男性	1,155円	1,355円	1,590円	1,895円	2,280円	2,780円	3,390円	4,145円	5,165円	6,310円
診断保障基本プラン 女性	1,185円	1,360円	1,585円	1,835円	2,100円	2,380円	2,615円	2,925円	3,280円	3,700円
診断保障充実プラン 男性	2,310円	2,710円	3,180円	3,790円	4,560円	5,560円	6,780円	8,290円	10,330円	12,620円
診断保障充実プラン 女性	2,370円	2,720円	3,170円	3,670円	4,200円	4,760円	5,230円	5,850円	6,560円	7,400円

付帯サービス **アフラックのよりそうがん相談サポート** *1

専門知識を持ったアフラックのよりそうがん相談サポーターがあなたの不安や悩みを傾聴したうえで、適切なサービスをご案内します。

特長1

お一人おひとりに合わせて信頼できる情報や安心して利用できるサービスをご案内し、お困りごとや疑問の緩和・解消をサポートします。

特長2

よりそうがん相談サポーターへの相談は無料で、何度でもご利用いただけます。

特長3

よりそうがん相談サポーターへご相談いただくことで、無料*2や優待価格でご利用いただけるサービスがあります。

*1 よりそうがん相談サポートは、Hatch Healthcare(株)が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
*2 無料の範囲を超える場合は、有料となります。*サービスの詳細は、パンフレットまたはアフラックオフィシャルホームページ(<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html>)にてご確認ください。

ニーズに合わせて特約を付加して、保障を強化できます 特約のみのご契約はできません。

NEW **がん特定治療保障特約**

特定保険外診療給付金	がん診療連携拠点病院等において、公的医療保険制度の対象とならない所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けたとき	受けた月ごと 50万円	10年更新
がんゲノムプロファイリング検査給付金	がんの治療を目的とするがんゲノムプロファイリング検査を受けたとき	受けた月ごと 10万円	

月払保険料例【団体取扱】 〈がん特定治療保障特約〉 保険料払込期間:10年更新

契約日の満年齢	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳
男性	27円	28円	30円	35円	44円	60円	91円	153円	249円	369円
女性	30円	41円	63円	104円	166円	216円	236円	260円	305円	335円

がん先進医療・患者申出療養特約

がん先進医療・患者申出療養給付金	がん先進医療・患者申出療養一時金	自己負担額と同額(通算2,000万円まで) 一時金として1年に1回 15万円	更新10年
------------------	------------------	--	--------------

月払保険料例【団体取扱】 〈がん先進医療・患者申出療養特約〉 保険料払込期間:10年更新

男女共通	全年齢一律 94円
------	------------------

診断給付金複数回支払特約

複数回診断給付金	がん・上皮内新生物それぞれ2年に1回を限度 特約給付金額50万円の場合	がん 50万円 上皮内新生物 5万円	終身
----------	--	-------------------------------------	-----------

月払保険料例【団体取扱】 〈診断給付金複数回支払特約〉 保険料払込期間:終身

契約日の満年齢	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳
男性	230円	280円	330円	390円	460円	550円	650円	770円	870円	930円
女性	230円	270円	310円	350円	380円	410円	430円	440円	460円	480円

NEW **がん要精検後精密検査保障特約**

要精検後精密検査給付金	所定のがんの検診を受診し、医師の要精密検査の判定により精密検査を受けたとき	検診ごとに1年に1回 2万円	更新10年
-------------	---------------------------------------	-----------------------	--------------

月払保険料例【団体取扱】 〈がん要精検後精密検査保障特約〉 保険料払込期間:10年更新

契約日の満年齢	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳
男性	111円	143円	196円	278円	355円	420円	492円	557円	611円	653円
女性	343円	388円	449円	554円	636円	634円	608円	589円	597円	627円

すでにアフラックの「がん保険」にご加入されている方へ

NEW **「生きる」を創るがん保険 WINGS**

ご加入中の「がん保険」を活かして、現在の治療に対応したがん保障へ！

ご契約中のがん保険のご契約内容や限度により中途付加できる特約が異なります。詳しくは、募集代理店にお問合せください。
*「生きる」を創るがん保険 WINGSプラスは、がん保険に中途付加する特約の総称です。

●「先進医療」および「患者申出療養」は、厚生労働大臣が認める医療技術です。これらは医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関が限定されています。また、医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。
●〈がん特定治療保障特約〉〈がん先進医療・患者申出療養特約〉〈がん要精検後精密検査保障特約〉の保険料は所定の年齢まで10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。

●保障の開始まで所定の待ち期間(保障されない期間)があります。
●記載のない年齢の保険料については、担当代理店までお問い合わせください。
●記載の保障内容および保険料は2023年2月現在のものです。
◎商品およびサービスの詳細は「契約概要」等をご覧ください。



団体総合生活補償保険(標準型)+(MS&AD型) 〈あんさんぶる〉

団体契約の割引※により
最大約**40%**割引

WEBでお手続きできます。新規・口数変更はWEBで
手続き可能です。24時間いつでもアクセスできます。
〈対象端末：スマートフォン・タブレット・パソコン〉



保険会社サイトに遷移します。(外部リンク)

詳細はP11を
ご覧ください。

～日常生活の万が一のケガに備えましょう～

5つのポイント

- ポイント1** ご家庭での事故はもちろん、工作中やスポーツ、レジャー中等のさまざまなケガによる死亡・後遺障害・入院・手術・通院に備えられます。
- ポイント2** 天災危険(地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波)によるケガの場合も補償されるため安心です。(天災危険補償)
- ポイント3** 熱中症(日射または熱射による身体障害)による通院や入院、後遺障害等についても補償されます。(熱中症危険補償)
※傷害死亡保険金は支払対象外です。
- ポイント4** 基本補償に加え、日常生活賠償、携行品などオプションも豊富です。

割引率※ 最大約40%

(※団体割引30%、大口契約割引10%(傷害のみ)、損害率による割引5%)なお
団体割引、大口契約割引については、前年度ご加入いただいた被保険者の人数
によって割引率が適用されます。

主な補償内容

基本補償

ケガによる死亡・後遺障害

例) 交通事故で死亡。



ケガによる通院・入院・手術

例) 地震による家具の転倒でケガをして入院。



熱中症による後遺障害・入院・手術・通院

例) 熱中症で後遺障害。



特定感染症による後遺障害・入院・通院

例) 特定感染症に罹患し入院。

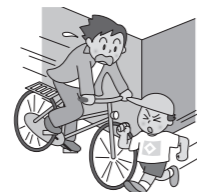


オプション補償

豊富な補償からニーズに合った補償を選べます。

たとえば、近年話題となっている自転車事故によるリスクにも
備えられます。

ご本人やご家族が自転車に乗っている時、万一步行者にケガをさせてしまい法律上の賠償責任を負ったら…あんさんぶるでは、身のまわりオプションの『日常生活賠償』をセットできるので安心です。



〈自転車での加害事故例〉



小学生の児童が自転車で坂を下っている際に女性と衝突。被害者は寝たきりの状態となった。

高額賠償判例
約**9,521万円**
2013年 神戸地裁

ご存じ
ですか!?

自転車保険の加入義務化について

自転車保険の加入を義務づける自治体が増えていきます。
もしもに備えて『日常生活賠償』のセットがオススメです!

代理店・扱者 東急保険コンサルティング(株) 幹事保険会社 三井住友海上火災保険(株) 企業営業第五部第一課

・お問合せ先はP15の「お問合せ先」にてご確認ください。

申込締切日

令和5年7月12日(水)

インターネットでお手続きされる方は、本パンフレット記載のうち「加入申込票」を「インターネット手続き画面」に、「記載」「記入」を「入力」に読み替えてください。

ご加入例 ライフスタイルに合わせて、必要な補償をお選びいただけます。

個人型	基本補償 ケガ・熱中症・特定感染症	身のまわりオプション 携行品損害 日常生活賠償 ホールインワン・アルパトロス費用	疾病オプション 病気
	疾病オプションは、新規加入はできません。(継続のみのお取扱いとなります。)		

保険期間

●令和5年12月1日午後4時から令和6年12月1日午後4時までの1年間、申込みの受付は令和5年7月12日(水)までです。申込締切日以降にご加入を希望される場合は、代理店・扱者または、引受保険会社までお問合せください。

第1回給与引去開始月

●令和5年11月

申込人となる方

●東急株式会社およびそのグループ会社に勤務されている役員・従業員に限ります。(以下、東急グループ各社と記載します。)

申込方法

配布しました『東急グループ団体総合生活補償保険「あんさんぶる」加入申込票』に、ご記入のうえ、ご提出ください。

〈自動継続の取扱いについて〉

前年にご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

- 新規申込みの方→加入申込票の基本補償型、必要事項を記入のうえ、ご勤務先の福利厚生窓口または代理店・扱者へ提出ください。
- 内容を変更して申し込む方→加入申込票に変更内容を記入のうえ、ご勤務先の福利厚生窓口または代理店・扱者へ提出ください。

ご退職時の手続

1. ご退職時にはOBあんさんぶるへ移行、またはあんさんぶるからの脱退を選択していただけます。
2. OBあんさんぶるへ移行する場合、同等の割引率でご加入することができますが、自動継続ではございません。別契約となりますので、OBあんさんぶるへの加入手続きが必要となります。手続きの詳細は東急保険コンサルティングまでご連絡ください。

〔ご注意ください〕

※ご退職時に継続の意思が確認できなかった場合には、原則として最終給与引去り月の翌々月1日をもって脱退とさせていただきます。OBあんさんぶるへ移行を希望される方は必ずご退職前に代理店・扱者へご連絡くださいますようお願いいたします。既に疾病オプションに加入されている方は、健康状況告知不要でOBあんさんぶるに移行できますが、一度脱退されますと新規加入と同じ扱いになるため、健康状況告知が必要となります。

基本補償の被保険者の範囲

個人型の被保険者の範囲

被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、東急グループ各社に勤務されている役員・従業員ご本人およびその家族(構成員等の配偶者・お子さま・ご両親・ご兄弟・ご姉妹・同居のご親族)です。
(*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

夫婦型の被保険者の範囲

●被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、東急グループ各社に勤務されている役員・従業員です。
(*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
●東急グループ各社に勤務されている役員・従業員ご本人が加入いただくことにより、その配偶者ご本人も自動的に被保険者(補償の対象者)となります。

家族型の被保険者の範囲

●被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、東急グループ各社に勤務されている役員・従業員です。
(*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
●東急グループ各社に勤務されている役員・従業員ご本人が加入いただくことにより、下記の方も自動的に被保険者(補償の対象者)となります。
・本人の配偶者
・本人またはその配偶者と同居の親族(6親等内の血族、3親等内の姻族)
・本人またはその配偶者と別居の未婚(婚姻歴のない方)の子(別居中の学生等)

疾病オプションの被保険者の範囲(継続のみのお取扱いとなります。)

個人型の被保険者の範囲

- 下記①～③の要件を充たす方のうち、記名された方が被保険者となります。
- ①東急グループ各社に勤務されている役員・従業員ご本人およびその家族(構成員等の配偶者・お子さま・ご両親・ご兄弟・ご姉妹・同居のご親族)であること。
 - ②ご加入者本人の年令が保険期間の開始時点で満1才～満79才であること。
 - ③加入申込票の健康状況告知の結果、ご加入できると判定されたこと。

☑ 補償型と保険料

基本補償 (天災危険補償・熱中症危険補償・特定感染症危険補償を含む)
(個人型5口、夫婦型5口、家族型7口まで加入可)

身のまわりオプション (基本補償と同型での加入となります。)
オプションのみのご加入はできません。

(いずれも1口
まで加入可)

疾病オプション (前年度のご契約から疾病オプションをご継続の方のみ。)
新規加入は平成28年7月15日をもって終了いたしました。

👉 **どんなときに役に立ちます**

(国内外補償)

乗り物に搭乗中のケガや
接触衝突等によるケガ

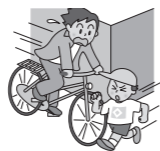


特定感染症に罹患し入院



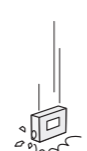
示談交渉サービス付
(国内のみ)

日常生活賠償*1
自転車でぶつかって他人
にケガをさせ法律上の賠
償責任を負った等
(国内外補償(一部国内のみ))



(免責金額なし)

携行品*2
カメラを落として
破損した等
(国内外補償)



(免責金額3,000円)

住宅内家財*2
火災により家財に損害
が発生した等
(国内のみ補償)



(免責金額3,000円)

ホールインワン・アルバトロス*3
ゴルフラウンド中にホールインワン、
アルバトロスを達成した
(国内のみ補償)



(免責金額なし)

👉 **どんなときに役に立ちます**

(国内外補償)

胃潰瘍で入院し療養した



脳梗塞で入院した



病気で放射線治療を受けた



※疾病オプション(三大疾病診断保険金含む)は、継続の方のみのお取り扱い
となります。疾病オプションのみのご加入はできません。

※継続にあたっての注意事項
健康状況告知書質問事項の疾病・症状一覧表に記載されている疾病等(詳細はP145~146をご
覧ください)により、保険金をお支払いした場合は、特定(*4)の疾病・症状について保険金をお支払い
しない条件に変更して継続加入をお引受けします。



補償内容	保険金額*5
傷害死亡・後遺障害保険金額	140万円
傷害入院保険金日額	3,000円
傷害手術保険金	入院中の手術: 傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術: 傷害入院保険金日額の5倍
傷害通院保険金日額	2,000円
月払保険料(1口あたり)	770円(1Q)

日常生活賠償	月払保険料 110円(A1) 保険金額 3億円
--------	----------------------------------

携行品	月払保険料 70円(B1) 保険金額 15万円
-----	----------------------------------

住宅内家財	月払保険料 1,000円(D1) 保険金額 500万円
-------	--------------------------------------

ホールインワン・アルバトロス	月払保険料 380円(C1) 保険金額 50万円 (本人のみ補償)
----------------	---

疾病オプション	月払保険料 390円(1S)
---------	-------------------

三大疾病診断保険金	月払保険料 50円(1T)
-----------	------------------

合計 保険料	
--------	--

補償内容	保険金額*5, 6
傷害死亡・後遺障害保険金額	160万円
傷害入院保険金日額	3,000円
傷害手術保険金	入院中の手術: 傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術: 傷害入院保険金日額の5倍
傷害通院保険金日額	2,000円
月払保険料(1口あたり)	1,460円(2Q)

日常生活賠償	月払保険料 110円(E1) 保険金額 3億円
--------	----------------------------------

携行品	月払保険料 80円(F1) 保険金額 15万円
-----	----------------------------------

住宅内家財	月払保険料 1,020円(H1) 保険金額 500万円
-------	--------------------------------------

ホールインワン・アルバトロス	月払保険料 580円(G1) 保険金額 50万円 (夫婦補償)
----------------	---

月払保険料	疾病オプション(1S)	三大疾病診断保険金(1T)
1~4才	390円	50円
5~9才	290円	50円
10~14才	140円	50円
15~19才	140円	50円
20~24才	230円	60円
25~29才	350円	160円
30~34才	450円	300円
35~39才	470円	450円

月払保険料	疾病オプション(1S)	三大疾病診断保険金(1T)
40~44才	480円	670円
45~49才	620円	1,000円
50~54才	850円	1,230円
55~59才	1,220円	1,950円
60~64才	1,840円	3,720円
65~69才	2,930円	4,970円
70~74才	4,430円	6,340円
75~79才	7,550円	6,590円

・疾病オプション保険料の年齢は、令和5年12月1日現在の年齢となりますのでご注意ください。

補償内容	保険金額*5, 6
傷害死亡・後遺障害保険金額	100万円
傷害入院保険金日額	1,500円
傷害手術保険金	入院中の手術: 傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術: 傷害入院保険金日額の5倍
傷害通院保険金日額	1,000円
月払保険料(1口あたり)	1,430円(3Q)

日常生活賠償	月払保険料 110円(J1) 保険金額 3億円
--------	----------------------------------

携行品	月払保険料 100円(K1) 保険金額 15万円
-----	-----------------------------------

住宅内家財	月払保険料 1,090円(M1) 保険金額 500万円
-------	--------------------------------------

ホールインワン・アルバトロス	月払保険料 910円(L1) 保険金額 50万円 (家族補償)
----------------	---

〈疾病オプション(1S)〉

保険金の種類	保険金額
疾病入院保険金(日額)	5,000円
疾病手術保険金	入院中の手術: 疾病入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術: 疾病入院保険金日額の5倍
疾病放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍

・日本国内外を問わず、さまざまな病気による入院を補償します。(日帰り入院も補償します。支払限度日数は180日、支払対象期間は1,095日となります。)

〈三大疾病診断保険金(追加特約)(1T)〉

保険金の種類	保険金額
三大疾病診断保険金	100万円

・三大疾病診断保険金のみのご加入はできません。疾病オプション(1S)にご加入の方のみセット可能です。

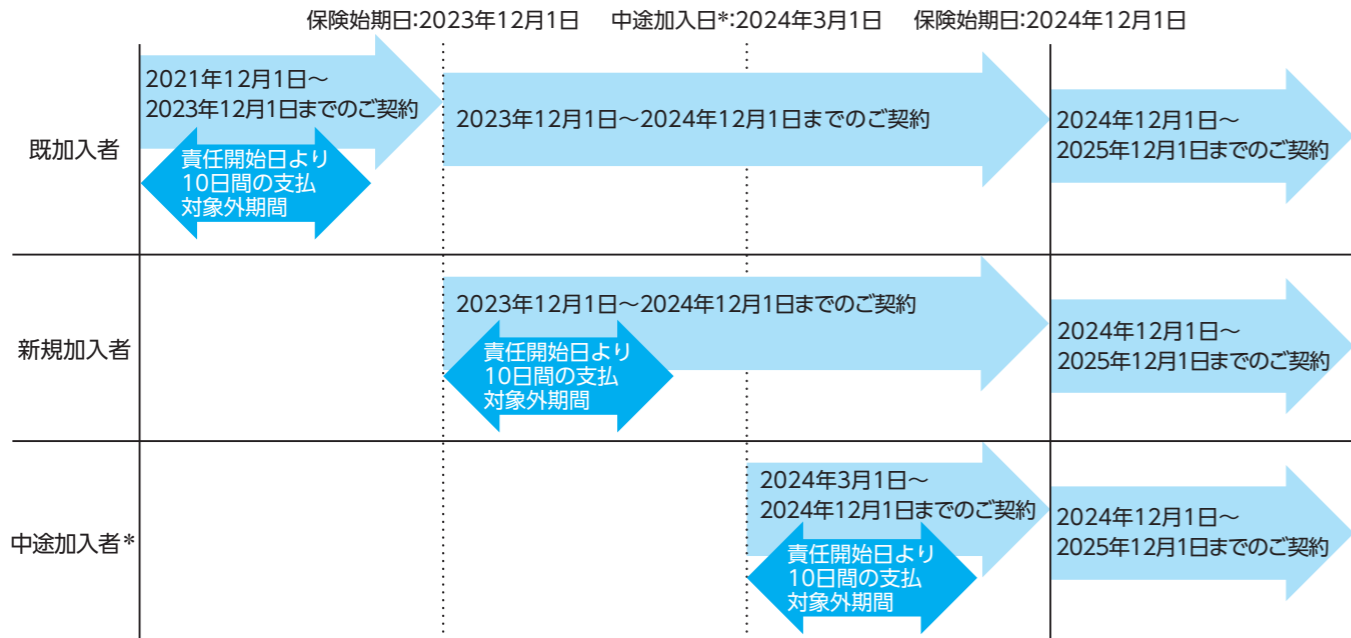
※1 日常生活賠償は、本人が加入いただくことで、本人の配偶者、本人またはその配偶者と同居の本人またはその配偶者の親族および別居の未婚の子までを被保険者(補償の対象者)とします。詳細はP125をご覧ください。
 ※2 携行品、住宅内家財の被保険者の範囲は、基本補償の被保険者の範囲と同一となります。
 ※3 ホールインワン・アルバトロス費用の「夫婦補償」には「夫婦型への変更に関する特約(ホールインワン・アルバトロス費用補償特約)」が、「家族補償」には「家族型への変更に関する特約(ホールインワン・アルバトロス費用補償特約)」がセットされます。被保険者の範囲については、P125をご覧ください。
 ※4 ①保険金をお支払いした疾病・症状が属する疾病・症状一覧表のすべての疾病・症状
 ②上記①と医学上因果関係がある疾病・症状
 なお、この取扱いは今後の保険金お支払い状況によって変更となる場合がありますので、予めご了承ください。
 ※5 特定感染症危険補償については死亡保険金および手術保険金はお支払対象外となります。熱中症危険補償については傷害死亡保険金はお支払対象外となります。
 ※6 保険金額は、すべての被保険者で同額となります。

★被保険者1名あたり、傷害入院保険金日額15,000円、傷害通院保険金日額10,000円が加入限度となります。既にご加入をされている他の傷害保険等との保険金日額の合計が加入限度を超えない口数でご加入ください。
 ★身のまわりオプションのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。
 ●保険料には、損害率による割引や前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って団体割引および大口契約割引が適用されます。

生命保険
医療保険
3大疾病保険
特定感染症危険補償
がん保険
団体総合生活補償保険
補償型+MSAD型
団体長期障害所得補償保険
自動車保険
火災保険地震保険
重要事項のご説明
申込書記入要領
会社別加入一覧

☑ 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約における補償対象外期間について

特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約は初年度責任開始日*からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対して保険金をお支払いしません。



※特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約は2021年12月1日を保険始期日とするご契約より適用となります。2021年12月1日より「あんさんぶる」をご継続頂いております方は、2023年12月1日を保険始期日とするご契約においては10日間の支払対象外期間は適用されません。
新規加入者は初めて「あんさんぶる」に加入した年の12月1日が初年度責任開始日となります。
2023年12月1日から2024年12月1日の保険期間途中で「あんさんぶる」にご加入される方は中途加入日が初年度責任開始日となります。上記図において中途加入者*の中途加入日は一例として2024年3月1日としております。

万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)
事故はいち早く

事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。
インターネット事故受付サービス「三井住友海上保険金請求WEB」は、こちらから
※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。



☑ 【あんさんぶる】引受ガイドライン

あんさんぶるでは、独自の引受ガイドラインを設定しており、引受ガイドラインに抵触した場合は、翌年度以降引受ができない等加入条件の制限をさせていただく場合がございます。
なお、引受保険会社は次年度の本保険引受の審査のため、本保険契約における保険金請求情報を、東急株式会社およびそのグループ会社に提供することがあります。

区分	内容	補足	引受ガイドライン
A	モラルリスク	・飲酒運転等の法令違反 ・事実を偽った不正な保険金請求が行われた場合など	基本的に翌年度以降の保険契約については、お引受できません。また、保険金請求の内容によっては、総合的な判断によりお支払できない場合がありますので、予めご了承ください。
B	その他、割引率維持の観点から右記事故に該当する場合	・通常の傷害事故に比べて通院日数が非常に多いと判断される事故で、引受保険会社より個別に加入内容について見直すよう、申し入れが行われた場合など	事故の発生状況や、保険金請求の内容によっては、総合的な判断により現状の加入口数の制限などを実施する場合があります。 ご加入条件についてお客さまのご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

- ① 保険金をお支払いする場合に該当したときは、30日以内に代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
 - ② 傷害保険金は、「医師による治療が必要な場合において、病院または診療所にて医師の治療を受けたご入院・ご通院等」に対してお支払いいたします。
 - ③ 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛（ギックリ腰を含む）につきましては、原則として他覚的所見が確認できる場合のみ保険金をお支払いいたします。
- 【注1】「他覚的所見が確認できる場合」とは、レントゲン・脳波・筋電図等の検査結果あるいは医師が客観的に把握できる理学的検査所見に異常があるものをいいます。
【注2】他覚的所見がある場合は検査結果を診断書に具体的に明記していただくよう医師にご依頼ください。（医師に他覚的所見の有無をご確認の上、診断書等の必要書類をご提出ください。）

☑ ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。
お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。
なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。
【重要事項のご説明】に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

<ul style="list-style-type: none"> ・保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。） ・保険金額（ご契約金額） ・保険期間（保険のご契約期間） ・保険料・保険料払込方法
--

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。
以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。
内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。
記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

<p>① 皆さまがご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？ 「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。 *ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。 または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？ ・加入申込票の「職業・職務」欄（「職種級別」欄を含みます。）は正しくご記入いただいていますか？ または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？ ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？ *ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。
<p>② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。 被保険者（補償の対象となる方）の範囲はご希望通りとなっていますか？ ◆「健康状況告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。 被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。
 - ・この保険制度に新規加入される場合
 - ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など）
 - ・既にご加入されているがご継続されない場合

団体総合生活補償保険 (MS&AD型) 健康状況告知書ご記入のご案内 (必ずお読みください)

以下の注意点を**お読みいただき、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」**にご記入ください。

- 継続加入の場合で、保険責任を加重^(*)することなく継続いただく場合には、あらかじめ健康に関する告知をいただく必要はありません。
(*)保険金額の増額、支払限度日数の延長等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

1. 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)または団体構成員ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。
(注)告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。

2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 健康に関する告知が必要な方

- ・「疾病補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容の変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- ・健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いいたします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容 (○：あり、×：なし)	回答が必要な質問事項 (○：回答要、×：回答不要)		
疾病補償	質問1	質問2	質問3
○	○	○	×
×	健康に関する告知は不要です		

・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、以下の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

項目名	特約の名称
疾病補償	疾病補償特約
	三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約

5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。
現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6. 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(*) より前に発病した病気 ^(*) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日 ^(*) からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(*) より前に発病した三大疾病 ^(*) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、三大疾病を発病した時が、医師によってがん ^(*) と診断された日または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

- (*)1 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時」をいいます。
- (*)2 その病気と医学上因果関係がある病気を含まず。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。
- (*)3 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
- (*)4 その三大疾病と医学上因果関係がある病気を含まず。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

7. その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただしお申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

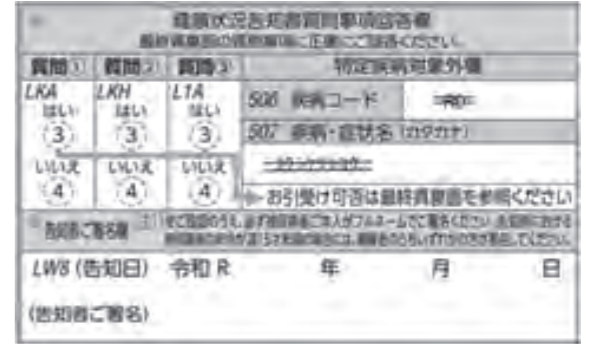
特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

- 継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群^(*)については、保険金をお支払いしません。この条件の各特約における取扱いは、次のとおりです。
(*) お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご継続時には、あらかじめ現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。あらかじめ告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。 <告知の結果、お引受けできる場合> 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。 この場合は、加入申込票の「特定疾病対象外欄」を以下のとおりご記入ください。なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。 <告知の結果、お引受けできない場合> ご加入をご継続いただくことができません。
三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】

加入申込票の疾病コード、疾病・症状名(カタカナ)を二重線で削除したうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。



- ・各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記からアクセスいただけます。
ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



☑ 保険金のお支払等について

※印を付した用語については、P88～89の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

基本補償(団体総合生活補償保険(標準型))

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合				
傷害死亡保険金 ★傷害補償(標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	<p>傷害死亡・後遺障害保険金額の全額</p> <p>(注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。</p> <p>(注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金(特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症*に関する後遺障害保険金を含みます。)がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●P82の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ <p>など</p> <p>(注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p> <p><家族型への変更に関する特約または夫婦型への変更に関する特約をセットする場合></p> <table border="1"> <tr> <td>上記に追加される事由</td> <td>●P82の「補償対象外となる職業」に従事するケガ</td> </tr> <tr> <td>上記から除外される事由</td> <td>●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ</td> </tr> </table>	上記に追加される事由	●P82の「補償対象外となる職業」に従事するケガ	上記から除外される事由	●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ
上記に追加される事由	●P82の「補償対象外となる職業」に従事するケガ						
上記から除外される事由	●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ						
傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	<p>傷害死亡・後遺障害保険金額 ×</p> <p>約款所定の保険金支払割合(4%～100%)</p> <p>(注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注2) 被保険者が事故の発生日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。</p> <p>(注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金(特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症*に関する後遺障害保険金を含みます。)がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<p>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症*の発病*</p> <p>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症の発病</p> <p>●戦争、その他の変乱*、暴動による特定感染症の発病(テロ行為による特定感染症の発病は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</p> <p>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による特定感染症の発病</p> <p>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による特定感染症の発病</p> <p>●傷害保険金をお支払いすべきケガ*による特定感染症</p> <p>●保険責任開始日からその日を含めて10日以内の特定感染症の発病(ただし、この保険契約が特定感染症を補償する継続契約の場合は、保険金の支払対象となります。)</p> <p>など</p>				
傷害入院保険金 ★傷害補償(標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	<p>傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数</p> <p>(注1) 事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の入院*に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。</p> <p>(注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>					
傷害手術保険金 ★傷害補償(標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合	<p>① 入院*中に受けた手術*の場合</p> <p>傷害入院保険金日額 × 10</p> <p>② ①以外の手術の場合</p> <p>傷害入院保険金日額 × 5</p> <p>(注) 1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限り、また、1事故に基づくケガ*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。</p>					
傷害通院保険金 ★傷害補償(標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。)	<p>傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数</p> <p>(注1) 事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の通院*に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。</p> <p>(注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>					

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症による後遺障害保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	保険期間中に特定感染症*を発病*し、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	<p>傷害死亡・後遺障害保険金額 ×</p> <p>約款所定の保険金支払割合(4%～100%)</p> <p>(注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、特定感染症*による後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注2) 被保険者が発病*の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、発病の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、特定感染症による後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。</p> <p>(注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金または特定感染症による後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害死亡・後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	
特定感染症による入院保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	保険期間中に特定感染症*を発病*し、その直接の結果として、次のいずれかに該当した場合(以下、この状態を「感染症入院」といいます。)	<p>傷害入院保険金日額 × 感染症入院の日数</p> <p>(注1) 特定感染症*を発病*した日からその日を含めて180日を経過した後の感染症入院に対しては、特定感染症による入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする感染症入院の日数は180日が限度となります。</p> <p>(注2) 傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p> <p>(注3) 特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>	
特定感染症による通院保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	保険期間中に特定感染症*を発病*し、その特定感染症のため通院*された場合(以下、この状態を「感染症通院」といいます。)	<p>傷害通院保険金日額 × 感染症通院の日数</p> <p>(注1) 特定感染症*を発病*した日からその日を含めて180日を経過した後の感染症通院に対しては、特定感染症による通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする感染症通院の日数は90日が限度となります。</p> <p>(注2) 傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中に通院*された場合は、特定感染症による通院保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3) 傷害通院保険金または特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による通院保険金を重ねてはお支払いしません。</p> <p>(注4) 特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>	

補償対象外となる運動等／補償対象外となる職業
<p>補償対象外となる運動等</p> <p>山岳登山^(※1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(※2)操縦^(※3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗</p> <p>(※1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。</p> <p>(※2) グライダーおよび飛行船は含みません。</p> <p>(※3) 職務として操縦する場合は含みません。</p> <p>(※4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。</p> <p>補償対象外となる職業</p> <p>オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士</p> <p>その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業</p>

生命保険

医療保険

3大疾病保険

抽出型養老年金保険Ⅱ

がん保険

任意型生活補償保険
(標準型+MS&D型)

団体長期障害所得補償保険

自動車保険

火災保険地震保険

重要事項のご説明

申込書記入要領

会社別加入一覧

●日常生活賠償

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約	<p>① 保険期間中の次のア. またはイ. の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>② 日本国内において保険期間中の次のア. またはイ. の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等^{(*)1}を運行不能^{(*)2}にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>ア. 本人の居住の用に供される住宅^{(*)3}の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>(*)1 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 (*)2 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (*)3 敷地内の動産および不動産を含みます。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者[*]、同居の親族および別居の未婚[*]の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限り)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額+判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金- 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額- [免責金額[*](0円)]</p> <p>(注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ● 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ● 他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ● 被保険者と同居する親族[*]に対する損害賠償責任 ● 被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ● 第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ● 心神喪失に起因する損害賠償責任 ● 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ● 自動車等[*]の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ● 戦争、その他の変乱[*]、暴動による損害 ● 地震もしくは噴火またはこれらによる原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 <p>など</p>

●携行品

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約 (携行品損害補償特約用)セット	<p>保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品^{(*)1}に損害が発生した場合</p> <p>(*)1 「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品^{(*)2}をいいます。ただし、P84の「補償対象外となる主な「携行品」」を除きます。 (*)2 「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。</p>	<p>[損害の額]- [免責金額[*](1回の事故につき3,000円)]</p> <p>(注1) 損害の額は、再調達価額[*]によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合には、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 (注2) 損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券・宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ● 被保険者と同居する親族[*]の故意による損害 ● 自動車等[*]の無資格運転、酒気帯び運転[*]または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ● 公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ● 携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ● 携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他の外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ● 偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ● 携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。 ● 携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ● 戦争、その他の変乱[*]、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらによる原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ● P84の「補償対象外となる主な「携行品」」の損害 <p>など</p>

補償対象外となる主な「携行品」

船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハングライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型(無人機等を含みます。)
およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯型通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯型パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、漁具(釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。)、稿本(本などの原稿)・設計書・図案・証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勳章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ

など

●住宅内家財

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
(住宅内生活用動産)損害保険金 ★住宅内生活用動産補償特約 ☆新価保険特約 (住宅内生活用動産補償特約用)セット	<p>保険期間中の日本国内における偶然な事故(盗難・損壊^{(*)1}・火災など)により、被保険者の居住の用に供される住宅^{(*)2}内に所在する、被保険者または被保険者と生計を共にする親族[*]が所有する生活用動産^{(*)3}に損害が発生した場合</p> <p>(*)1 「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。 (*)2 敷地を含みます。 (*)3 「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、什(じゅう)器、衣服、その他生活に必要な動産をいいます。ただし、下記の「補償対象外となる主な「生活用動産」」を除きます。</p>	<p>[損害の額]- [免責金額[*](1回の事故につき3,000円)]</p> <p>(注1) 損害の額は、再調達価額[*]によって定めます。ただし、被害物が貴金属、宝玉石、書画、骨董(とう)、彫刻物等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合には、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 (注2) 損害の額は、貴金属、宝玉石、書画、骨董(とう)、彫刻物等については、1個、1組または1対について30万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、住宅内生活用動産保険金額が限度となります。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ● 被保険者と生計を共にする親族[*]の故意による損害 ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ● 自動車等[*]の無資格運転、酒気帯び運転[*]または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ● 公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ● 生活用動産の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ● 生活用動産の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他の外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、生活用動産が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ● 偶然な外来の事故に直接起因しない生活用動産の電氣的事故・機械的事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ● 生活用動産である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の生活用動産に発生した損害を除きます。 ● 生活用動産の置き忘れまたは紛失による損害 ● 生活用動産に加工(修理を除きます。)を施した場合、加工着手後に発生した損害 ● 生活用動産に対する修理、調整の作業(点検または試運転を伴う場合には、これらを含みます。)上の過失または技術の拙劣によって発生した損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ● 詐欺または横領によって生活用動産に発生した損害 ● 楽器の弦(ピアノ線を含みます。)、の切断・打楽器の打皮の破損・楽器の音色または音質の変化による損害 ● 戦争、その他の変乱[*]、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらによる原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ● 下記の「補償対象外となる主な「生活用動産」」の損害 <p>など</p>

補償対象外となる主な「生活用動産」

船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハングライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型(無人機等を含みます。)
およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯型通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯型パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、稿本(本などの原稿)・設計書・図案・証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勳章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ

など

●ホールインワン・アルバトロス

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用) ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	日本国内のゴルフ場*において被保険者が達成した次のホールインワン*またはアルバトロス*について、達成のお祝いとして実際にかつた費用をお支払いします。 ①次のアおよびイの両方が目撃*したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には次の方をいいます。) 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出入りする造園業者・工業者 など (注)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。	次の費用のうち実際に支出した額 ア. 贈呈用記念品購入費用(*1) イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場*に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ*に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護(*2) またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン*またはアルバトロス*を記念して作成するモニュメント等の費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。) (*1) 贈呈用記念品には貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特につくられたプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます。 (*2) 自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。 (注1) 保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 (注2) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他に存在する場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (注4) 保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。	●日本国外で達成したホールインワン*またはアルバトロス* ●ゴルフ場*の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人*が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など (*)[ゴルフ場の使用人]には、臨時雇いを含みます。
	②達成証明資料(*1)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー 35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書(*2)により証明できるものに限りします。 (*1)[達成証明資料]とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。 (*2)[引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書]には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。 (a) 同伴競技者 (b) 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) (c) ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者 (注) この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。		

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約(1Q・2Q・3Qセット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。
熱中症危険補償特約(1Q・2Q・3Qセット)	保険期間中の急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いします。
家族型への変更に関する特約(3Qセット)	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。
夫婦型への変更に関する特約(2Qセット)	
住宅内生活用動産臨時費用保険金対象外特約(D1・D2・H1・H2・M1・M2セット)	住宅内生活用動産臨時費用保険金をお支払いしません。
住宅内生活用動産残存物取片づけ費用保険金対象外特約(D1・D2・H1・H2・M1・M2セット)	住宅内生活用動産残存物取片づけ費用保険金をお支払いしません。
住宅内生活用動産失火見舞費用保険金対象外特約(D1・D2・H1・H2・M1・M2セット)	住宅内生活用動産失火見舞費用保険金をお支払いしません。

家族型への変更に関する特約(ホールインワン・アルバトロス費用補償特約用)(L1・L3セット)	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)における被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する者とします。 ① 配偶者*、② 同居の親族、③ 別居の未婚*の子 (注)「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。
夫婦型への変更に関する特約(ホールインワン・アルバトロス費用補償特約用)(G1・G3セット)	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)における被保険者は、本人およびその配偶者*とします。

疾病オプション(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P87(☆)参照	保険期間の開始後*に発病*した病気*のため、保険期間中に入院*された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (*1) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	疾病入院保険金日額×疾病入院の日数 (注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・ 疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・ 1回の疾病入院*について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払する期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気* ● 精神障害*(*1)およびそれによる病気* ● 戦争、その他の変乱*、暴動による病気*(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(*2) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気*(*2) ● 妊娠または出産(「療養の給付」等)(*3)の対象となるべき期間については、保険金をお支払いしません。 ● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ● 健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気*(*4)(加入者証等に記載されます。) など (注) 保険期間の開始時*(*5)より前に発病*した病気*(*4)については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開始された日*(*6)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的)にセットされます。)のセット後の内容となります。 <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (*2) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*3) 公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (*4) その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P87(☆)参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に手術*を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後*に発病*した病気*の治療のために、保険期間中に手術を受けた場合 (*1) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ① 入院*中に受けた手術の場合 疾病入院保険金日額×10 ② ①以外の手術の場合 疾病入院保険金日額×5 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	
疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P87(☆)参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に放射線治療*を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後*に発病*した病気*の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けた場合 (*1) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療*について、次の額をお支払いします。 疾病入院保険金日額×10 (注1) 同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2) 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。	

生命保険

医療保険

3大疾病保険

特定疾病補償

がん保険

特定疾病補償

特定疾病補償

自動車保険

火災保険・地震保険

重要事項のご説明

申込書記入要領

会社別加入一覧

●三大疾病診断保険金(追加特約)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合								
三大疾病診断保険金 ★三大疾病診断 保険金補償(待機 期間不設定型)特 約	医師*によって、特約記載の三大疾病(がん(悪性新生物)*、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。)に罹患、発病*したことが診断され、治療*を開始し、下表の支払要件を充足した場合(保険期間中にがんと診断された場合、または急性心筋梗塞もしくは脳卒中により入院*された場合に限りです。) <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払事由</th> <th>支払要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>がん(悪性新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検)*(*)により診断された場合に限りです。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>急性心筋梗塞を発病したこと。</td> <td>その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。</td> </tr> <tr> <td>脳卒中を発病したこと。</td> <td>その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。</td> </tr> </tbody> </table>	支払事由	支払要件	がん(悪性新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検)*(*)により診断された場合に限りです。	-	急性心筋梗塞を発病したこと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。	脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。	三大疾病診断保険金額の全額 (注1) 保険期間中1回に限りです。 (注2) 被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」((注)を除きます。)のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。 ●がん(悪性新生物)*、急性心筋梗塞または脳卒中を発病*した時が、この保険契約の始期日*(*)より前の場合 ●既に保険金をお支払いしたがんの再発・転移によるがん(既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。) ●既に保険金をお支払いした急性心筋梗塞または脳卒中(これと医学上因果関係がある急性心筋梗塞または脳卒中を含みます。) など (*)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。
	支払事由	支払要件									
	がん(悪性新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検)*(*)により診断された場合に限りです。	-									
急性心筋梗塞を発病したこと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。										
脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。										
(* 1) 病理組織学的所見(生検)が得られない場合、他の所見による診断も認めることがあります。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 三大疾病診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者ががん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中(*2)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時が、がん診断時または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院の開始時からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (* 2) がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中と医学上因果関係がある病気*を含みます。											

(☆) 疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金)
 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】
 病気*を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院(*1)の原因となった病気(*2)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。
 ① 病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額
 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額
 ただし、病気(*2)を発病した時が、その病気による入院(*1)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。
 (* 1) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
 (* 2) 疾病入院(*1)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

【※印の用語のご説明《50音順》】

- 「アルバトロス」とは、ホールインワン*以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気*をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気*(これと医学上因果関係がある病気*を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
- 「がん(悪性新生物)」には、上皮内新生物を含みます。
- 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
 (*)いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
 ①細菌性食中毒
 ②ウイルス性食中毒
 (*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
 ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
 ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギプス等*の固定具を装着した場合に限りです。
 ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限りです。
- 「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*を除きます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- 「ゴルフ場」とは、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。
- 「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間*内において、支払いの限度となる日数をいい、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称
・疾病入院保険金
- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院*が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称
・疾病入院保険金
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(*1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 ② 先進医療*に該当する診療行為(*2)
 (*1) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
 (*2) ②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りです。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術*または放射線治療*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限りです。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療*を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成したゴルフ場*に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
- 「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。

生命保険
 医療保険
 3大疾病保険
 団体総合生活補償保険Ⅱ
 団体総合生活補償保険Ⅰ
 標準型+MS&D型
 団体長期障害所得補償保険
 自動車保険
 火災保険/地震保険
 重要事項のご説明
 申込書記入要領
 会社別加入一覧

- 「特定感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。
 - ①一類感染症
 - ②二類感染症
 - ③三類感染症
 - ④指定感染症^(注)
 (注) 指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。
- 「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「発病」とは、医師*が診断^(*)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。
(*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病氣」とは、被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病氣によって被ったケガについては、病氣として取り扱います。
- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
 - ②先進医療*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為
 (注)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
- 「ホールインワン」とは、各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- 「目撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、達成後に被保険者から呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません。

補償内容の留意事項

- 誤解しやすい傷害事故
傷害保険の補償対象となる事故は、急激かつ偶然、外来の三要件が必要となります。次の事例は急激性・偶然性および外来性の要件がないため傷害保険の対象とはなりませんので、ご了承ください。
○テニス肘 ○ヘルニア ○靴ずれ ○日焼け など
- 傷害通院時の保険金についてのご注意
 - ・柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
 - ・1日の内で違うケガにより2か所以上の病院(診療科)へ通院した場合でも傷害通院保険金は重複してはお支払いしません。
 - ・病氣とケガの関係について
病氣により、ケガの回復が遅れた時は、病氣の影響を医師に確認の上、傷害保険金を支払います。(たとえば、骨の折れやすくなる病氣の骨粗鬆症等)

保険金をお支払いする場合に該当したときの手続

〈保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡〉

保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

〈保険金支払いの履行期〉

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(※1)をご提出いただく日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(※2)を終えて保険金をお支払いします。^(※3)

- (※1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。
- (※2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (※3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

〈保険金のご請求時にご提出いただく書類〉

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
 - ・引受保険会社所定の同意書
 - ・事故原因・損害状況に関する資料
 - ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)
 - ・引受保険会社所定の診断書
 - ・診療状況申告書
 - ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
 - ・死亡診断書
 - ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
 - ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
 - ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

〈代理請求人について〉

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

〈示談交渉サービス〉

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

〈示談交渉を行うことができない主な場合〉

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

ご加入にあたってのご注意

- この保険は東急株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者をご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を被保険者に返還します。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

●〈引受保険会社〉

【団体総合生活補償保険(標準型)】

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。

それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。(なお、それぞれの会社の引受割合は決定しだいでご案内します)
三井住友海上火災保険(株)(幹事会社)
東京海上日動火災保険(株)
損害保険ジャパン(株)
あいおいニッセイ同和損害保険(株)

【疾病オプション(団体総合生活補償保険(MS&AD型))】

この契約は三井住友海上火災保険(株)が単独で引受を行っております。

〈経営破綻した場合等の保険契約者の保護について〉

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

- ①基本補償・身のまわりオプション(団体総合生活補償保険(標準型))
保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
 - ②疾病オプション(団体総合生活補償保険(MS&AD型))
保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。
 - ③三大疾病診断保険金(団体総合生活補償保険(MS&AD型)) 保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問合せください。
 - ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
 - <税法上の取扱い>(令和5年4月現在)
 - ・払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。
 - (注1) 傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、基本補償および身のまわりオプションの場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。
 - (注2) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 - 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社がP127、130に記載の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

無料電話相談サービス付 団体長期障害所得補償保険〈GLTD〉

WEBでお手続きできます。新規・口数変更はWEBで手続き可能です。24時間いつでもアクセスできます。
〈対象端末：スマートフォン・タブレット・パソコン〉



詳細は P12 をご覧ください。

※保険会社サイトに遷移します。(外部リンク)

病気やケガで収入減少、医療費などの支出も増加… GLTDが長期的にサポートします

病気、ケガで働けない状態が連続90日(支払対象外期間)を超えて続いたときに保険金を受け取ることができます。

就業障害発生当初…

病気やケガによる就業障害により収入が減少…

収入	支出
月収+賞与 [会社制度] 有給休暇 + 病気休暇等	生活費 + 医療費
収入減少	支出増加

就業障害発生から90日後…

働けない状態が長期になっても、給料補償があれば安心!

収入	支出
補償 [GLTD] [公的給付] 傷病手当金	生活費 + 医療費

誰にでも起こりうるもしものが起きて長期間働けなくなった時、補償します

voice 加入されたお客さまの声



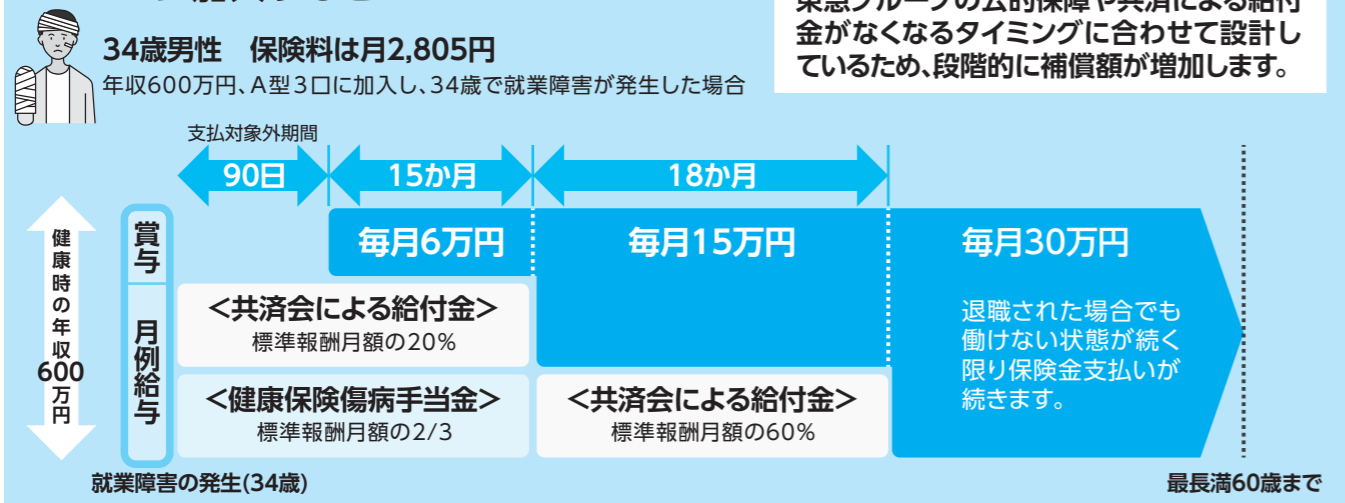
安価で手厚い補償が得られるから
加入了。

自分が万が一働けなかった時の不安が
少しは解消できると思って加入了。



家計の心配が
なければ治療に
専念できる!

GLTDに加入すると…



※この図は制度を分かりやすくするために簡略化したものです。

●被保険者(保険の対象となる方)が、日本国内または国外において、保険期間中に業務外の身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業障害となった場合に、被保険者が被る損失に対して長期にわたって補償する保険です。
(支払例)
Aさん:34歳男性 扶養者:妻・子2人(年収600万円)が病気・ケガで働けなくなった場合(団体長期障害所得補償保険に3口加入、共済会からの補償のある場合)
支払対象外期間90日後、最初の15か月間は月額6万円、16か月目以降33か月までは月額15万円、34か月目以降最長満60歳まで月額30万円をお支払いします。
(告知の大切さについてのご説明)
○告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

取扱代理店 東急保険コンサルティング(株) 引受保険会社 損害保険ジャパン(株) 企業営業第五部第三課

・お問合せ先はP15の「お問合せ先」にてご確認ください。

無理せずに、いざという時のため、**団体割引等による割安な保険料**
通常加入よりも割安な保険料のお支払で、安心の補償が受けられます。

東急グループ団体割引 健康経営割引 最長
30% + 5% **満60歳** まで所得を補償*

※業務外に病気やケガで働けなくなった場合、就業障害であるかぎり、最長満60歳まで保険金をお支払いします。ただし、①死亡したり②完全に職場に復帰した場合、以降については、保険金のお支払いの対象となりません。

加入対象者 満15歳以上満59歳以下の東急グループの職員。ただし、非常勤、パート、アルバイトの従業員および週労働時間が30時間に満たない従業員を除きます。ただし、欠勤等があっても収入が減少しない方はご加入いただけます。

病気やケガで長期間働けなくなった時の事例別受け取り補償イメージ(A型3口に加入した場合)

病気やケガで入院
交通事故にあい働けない状態が25年続いた

総額 約8,280万円
毎月6~30万円×約297か月分(支払い対象期間)の就業障害保険金(ケガ)

精神障害
精神疾患により働けない状態が2年続いた

総額 約180万円
毎月6~30万円×約21か月分(支払い対象期間)の就業障害保険金(精神疾患)

復職後の収入減少
がん治療で入院し8か月後に復職後も勤務時間の短縮が4か月続いた

総額 約42万円
毎月6万円×5か月+毎月6万円×50%(所得喪失率)×4か月の就業障害保険金(復職)

※仕事に復職した後も就業障害が残り、かつ収入が健康時の80%未満の場合は、その減少した所得の割合に応じて補償します。

ポイント 1

自宅療養時も補償

入院・通院に加え自宅療養時も補償します。

ポイント 2

病気やケガで「退職した後も安心」

後遺障害により万が一退職された場合でも、働けない状態が続くかぎり保険金のお支払いは続きます。

ポイント 3

ほぼすべての病気を補償

がん、心筋こうそく、脳卒中、胃・十二指腸かいよう、輸血後肝炎・急性肝炎等の肝臓病、腎不全、ネフローゼ・腎炎等の腎臓病、白血病等の血液疾病、肺結核、肺炎等の呼吸器疾患、糖尿病、こうげん病など。ただし、政府労災で認定された業務上の疾病は保険金支払いの対象となりません。

●精神疾患(うつ病など)も補償
精神障害補償特約がセットされており、(対象期間2年間)

生命保険

医療保険

3大疾病保険

拠出現業年金保険Ⅱ

がん保険

団体長期障害所得補償保険

団体長期障害所得補償保険

自動車保険

火災保険地震保険

重要事項のご説明

申込書記入要領

会社別加入一覧

☑ 月払保険料

A型	一部復職補償プラン <small>(復職後の収入ダウンも補償できるプランです。)</small>	B型	休職時のみ補償プラン
右記 B型 に加え、支払対象外期間(90日)後に一部復職した場合も補償対象となります。 ※支払対象外期間が終わった後に仕事に復職された場合、身体障害が残ったことで就業に支障があり、所得の額が20%を超えて減少しているようなときは、その割合に応じて保険金をお支払いします。 (注) 所得喪失率=(就業障害発生前の所得額-回復所得額) / 就業障害発生前の所得額 ※支払対象外期間内に一部復職した場合は補償の対象外になります。		就業障害により休職されている場合のみが対象となり、復職された場合は補償の対象外になります。	
毎月の保険料は男女、年齢に関係なく		毎月の保険料は男女、年齢に関係なく	
1口一律947円 となります。		1口一律840円 となります。	

(保険期間1年 支払対象外期間90日 対象期間満60歳まで 団体割引30% 業務外のみ補償特約、精神障害補償特約セット)

加入口数 (保険金月額)	1口 (2-5-10万円)	2口 (4-10-20万円)	3口 (6-15-30万円)	4口 (8-20-40万円)	5口 (10-25-50万円)
A型の月額保険料	947円	1,894円	2,841円	3,788円	4,735円
B型の月額保険料	840円	1,680円	2,520円	3,360円	4,200円

- 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(令和5年2月現在)
- 1口(2-5-10万円)とは-支払対象外期間90日後、最初の15か月は月額2万円、16か月目以降18か月間は月額5万円、34か月目以降最長満60歳まで月額10万円のお支払いとなります。
- 精神障害については、対象期間2年(1口あたり保険金月額-支払対象外期間90日後、最初の15か月は月額2万円、16か月目以降9か月間は月額5万円)となります。
- ご加入口数は、最高5口まで、かつ最高保険金額がご加入直前12か月における平均月間所得額×60%以内でお決めください。ただし、就業不能にも関わらず得られる役員報酬や年金、利子、配当、不動産賃料などは平均月間所得額に含めることはできません。〈例〉税込年収600万円の方は、600万円÷12か月×60%=30万円となり、最高3口まで加入できます。
- ご加入者の年齢構成によって毎年保険料を見直しますので、翌年度以降の保険料は増減する可能性があります。
- 補償開始後満60歳までの期間が3年未満の被保険者は対象期間3年となります。
- 保険期間の途中での型の変更ならびに増口はできませんのであらかじめご了承ください。
- 支払対象外期間開始後に一時的に復職し、その原因となった身体障害により再び就業障害となった場合には、その支払対象外期間において通算した復職日数が7日以下である場合にかぎり、支払対象外期間に復職日数を加えた期間を通算して同一の支払対象外期間とします。

◎保険金のお支払方法等重要な事項は、P131「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

＜ご参考＞年収別最大加入口数表

年収	最大加入口数
400万円未満	1口
400万円以上	2口
600万円以上	3口
800万円以上	4口
1,000万円以上	5口

☑ 制度の内容

- 加入資格** 令和5年10月1日現在で**満15歳以上満59歳以下**の正式な雇用関係にあるすべての従業員
(ただし、非常勤、パート、アルバイトの従業員および週労働時間が30時間に満たない従業員を除きます。)
- 募集期間** 原則として、申込みの受付は**7月12日(水)**までです。
- 保険期間** **令和5年10月1日** 午後4時から**1年間** (以降1年更新)
- 対象期間** 満60歳まで (ただし、補償開始後60歳までの対象期間が3年未満の被保険者は対象期間3年とします。)
- 支払対象外期間** 90日
- 加入対象者** P149～P150記載企業において加入資格要件を満たす従業員
- 保険契約者** 東急株式会社
- 第1回給与引去開始月** 令和5年10月
- 退職時の取扱い** 退職された場合は、本制度からは脱退となります。
- 自動継続について** 前年からお加入の皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年同条件での自動継続加入の扱いとさせていただきます。

「団体長期障害所得補償保険」にご加入の皆さまに
SOMPO健康・生活サポートサービスのご案内

SOMPO健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンの団体長期障害所得補償保険にご加入いただいている皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

サービスメニュー

24時間・365日

●健康・医療相談サービス

病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々な相談に経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話でお応えします。

●医療機関情報提供サービス

ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などをご提供します。

●専門医相談サービス(予約制)

より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話でご相談いただけます。

●人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス

人間ドック紹介・予約

全国の提携医療施設の中からご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

PET検診 紹介・予約

がんの早期発見につながるといわれ注目されているPET検診に関するご質問にお応えします。また、全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

郵送検査紹介

ご自宅にいながら検査ができるサービスをご紹介します。

●介護関連相談サービス

介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお応えします。

●法律・税務・年金相談サービス(予約制・30分間)

法律・税務・年金のご相談に専門家が電話でお応えします。

●メンタルヘルス相談

臨床心理士が、個別のメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。

平日 9:00～22:00、土曜 10:00～20:00
※日祝・年末年始(12/29～1/4)を除きます。

●メンタルITサポート (Webストレスチェック)

ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。

24時間・365日

- ※1 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
- ※2 ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- ※3 ご利用は日本国内からにかぎりあります。
- ※4 ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。
- ※5 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

用語のご説明

- (1) 就業障害とは下記のような状態をいいます。
- ①【A型】 支払対象外期間中：身体障害により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態。
対象期間中：身体障害により身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%を超えている状態。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。
 - ②【B型】 身体障害により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態。
- (2) ①【支払対象外期間】 就業障害が開始した日から起算して、継続して就業障害である協定書記載の期間(日数)をいい、保険金お支払いの対象とならない期間をいいます。
- ②【所得喪失率】 (就業障害発生前の所得額－回復所得額)／就業障害発生前の所得額
 - ③【回復所得額】 支払対象外期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。
- (3) 支払基礎所得額は保険金算出の基礎となる所得の額をいい、被保険者の属する公的医療保険制度に応じて、平均月間所得に対する一定割合内で設定いただけます。
- (4) 平均月間所得額とは就業障害が開始した日の属する月の直前12か月の被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業障害が開始した日の属する月の直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。
- (5) 対象期間とは支払対象外期間終了日の翌日から起算する協定書記載の期間をいい、損保ジャパンが保険金を支払う期間の限度となる期間をいいます。
- ※用語のご説明は、P132～133にもございます。あわせてご覧ください。

補償の内容

保険期間中に業務外の事由により身体障害(病気またはケガ)による就業障害が開始し、支払対象外期間を超えて就業障害状態が続いた場合に、対象期間[在職・非在職を問いません。]を限度に保険金を毎月お支払いします。

保険金をお支払いする場合【契約概要参照部】

保険の対象となる方が、業務外の事由により経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態が所定の支払対象外期間を超えて継続した場合保険金をお支払いします。

【A型】にご加入の方は支払対象外期間後に復職し、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超である場合も保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合【契約概要参照部】

- 次の事由による病気やケガによる就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。
- ①故意または重大な過失
 - ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用した場合は除きます。)
 - ④妊娠、出産、早産、流産
 - ⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの
 - ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
 - ⑦精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害はお支払いの対象となります(血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。)。また、お支払いは、対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。
 - ⑧自動車または原動機付自転車の無資格運転または酒気を帯びた状態での運転
 - ⑨地震、噴火またはこれらによる津波
 - ⑩発熱等の他覚的症候のない感染
 - ⑪業務上の事由または通勤により被った傷害
 - ⑫業務上の疾病(政府労災で認定された場合にかぎりまず) など

保険金のお支払いに関する注意

- ①制度脱退後に開始した就業障害については、お支払いの対象となりません。
- ②就業障害が発生した場合に、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。就業障害期間が開始した日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- ③保険金は、身体の障害によって所定の就業障害が継続している期間を対象として算出していますので、休職期間すべてを対象とするお支払いができないこともあります。
- ④他の身体障害(病気またはケガ)の影響等があった場合や他の保険契約等がある場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
- ⑤保険金をお支払いする就業障害がおきた場合、お支払いの内容等より、継続加入をお断りすることや、継続加入の条件を制限することがあります。
- ⑥保険金のご請求にあたっては、被保険者の収入を証明する書類、診断書等所定の書類をご提出いただけます。

告知の大切さについてのご説明

- ①告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
- ※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- ②告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり**保険金がお受け取りいただけない場合があります。**
- ※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報の説明)」を必ずお読みください。

(ご注意)

- ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
- (※)保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
 - ・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
 - ＊次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。
 - ①特別な条件を付けずにご加入いただけます。
 - ②特別な条件付きでご加入いただけます(「特定の疾病群について補償対象外とする条件付き(「特定疾病等対象外の条件」セット)」でご加入いただけます。)
 - ③今回はご加入いただけません。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きでのご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

ご加入にあたっての注意点

- ◆ご加入の際は、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。
 - ・被保険者の満年齢、性別、職業・職務など
 - ・他の同種の保険契約がある場合には「他の保険契約」欄に必ずご記入ください。
 - ・ご加入時には「被保険者告知書」にご回答のうえ、被保険者ご本人が署名してください。
 - ◆ご加入内容の変更の際は必ず問い合わせ先までご連絡ください。
 - ・お仕事の内容が変わる場合またはお仕事をやめる場合
 - ・ご加入直前における被保険者の所得の平均月間額が減少された場合 など
 - ◆本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(令和3年2月現在)
 - ◆保険金は、全額非課税で受け取ることができます。申告等は必要ありません。
- この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、損害保険ジャパンは、幹事保険会社として他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。
- 引受保険会社は次のとおりです。(なお、それぞれの会社の引受け割合は決定しだいご案内します)
- 損害保険ジャパン株式会社(幹事会社)
 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
 東京海上日動火災保険株式会社
 三井住友海上火災保険株式会社

生命保険

医療保険

3大疾病保険

抛出現存年金保険Ⅱ

がん保険

団体長期障害所得補償保険

団体長期障害所得補償保険

自動車保険

火災保険地震保険

重要事項のご説明

申込書記入要領

会社別加入一覧

とうきゅうグループ 団体扱自動車保険



とうきゅうグループ 団体扱自動車保険のメリット

メリット1 東急グループ大口団体扱割引

20% 割引*1



*1 大口団体扱割引率は東急グループ団体扱自動車保険の「ご契約台数」と「損害率」をもとに毎年見直しされます。算出された前述の大口団体扱割引20%は、令和5年5月1日～令和6年4月30日の間に始期日を有するご契約に適用されます。

メリット2 ご家族のお車も“団体扱”で加入できます

次の方が所有・使用する車は団体扱としてご契約できます。

- 1 保険契約者
- 2 保険契約者の配偶者
- 3 保険契約者またはその配偶者の同居の親族
- 4 保険契約者またはその配偶者の同居の扶養親族

※保険契約者は東急グループの会社で東急株式会社社が認める企業にお勤めの方・ご退職者の方が対象となります。
 ※ご契約のお車を主に使用される方等(記名被保険者)および車両所有者は、保険契約者、保険契約者の配偶者(内縁の相手方および同性のパートナーを含みます。)、保険契約者またはその配偶者の同居の親族・同居の扶養親族の方となります。

メリット3 いつでもご加入可能

車を購入されるとき、今の自動車保険が満期の時など、ご要望に合わせていつからでもご加入可能です。保険期間は1年となります。

メリット4 ノンフリート等級はそのまま

他の保険会社や共済からの切替手続きが可能です。しかも、現在のノンフリート等級(無事故による割引)を継承することが可能です。一部共済を除きます。

メリット5 保険料は給与天引き(一括払・月払)

保険料は給与からの天引きとなりますので、振込みや口座振替などのお手続きの手間がかかりません。
 ※長期一括払など一部お取り扱いができない場合があります。

メリット6 割引は退職後も継続

退職後も継続して団体扱にて保険にご加入いただけます。大口団体割引も適用となります。保険料はご本人様名義の口座振替となります。
 ご退職者の定義は別途お問い合わせください。分割払をされている方は、ご退職時に満期日までの未払保険料を一括してお支払いいただく場合がございます。

この内容は概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず各社商品パンフレット、契約概要、注意喚起情報、重要事項(等)説明書をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。団体扱特約失効時の取扱い、その他不明な点等については、取扱代理店までお問い合わせください。

【引受保険会社】 三井住友海上火災保険株式会社・東京海上日動火災保険株式会社・損害保険ジャパン株式会社・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

取扱代理店 東急保険コンサルティング(株)

・お問合せ先はP15の「お問合せ先」にてご確認ください。

まずは、ご確認ください！

自動車見積り希望フォーム

見積りを希望される方は、下記URLもしくは二次元コードにアクセスいただき、「自動車見積り希望フォーム」に必要事項を入力の上、送信ください。不明点等ある場合は下記連絡先までご連絡ください。

URL https://www.tokyu-hoken.co.jp/sys/form_car

二次元コード



連絡先 フリーコール：0120-109-601

とうきゅうグループ団体扱自動車保険 引受ガイドライン

「とうきゅうグループ団体扱自動車保険」の大口団体扱割引率は、契約台数と損害率(支払い保険金÷保険料)で決定されます。ご契約者さまをはじめ、お車を利用される皆さまの安全運転が全体の損害率改善に繋がり、「とうきゅうグループ団体扱自動車保険」は一般でご加入いただくよりも更に割安な保険料のご提供ができます。事故を起こすことは、CSR(企業の社会的責任)の観点からも東急グループのブランドイメージ低下へと繋がります。そこで、より一層の安全運転を心がけていただき、「とうきゅうグループ団体扱自動車保険」が魅力ある福利厚生制度として維持するために独自の引受ガイドラインを設けております。

内容	引受ガイドライン	
	新規契約	当社契約(更新契約)
モラルリスク(交通モラル)	<ul style="list-style-type: none"> ●飲酒運転 ●暴走行為*1・危険運転(あおり運転を含む) ●信号無視等、重大な道路交通法違反 ●違法改造者*2などによる事故あり契約 ●薬物運転、無資格・無免許運転 ●事実を偽って不正に保険金請求が行われた契約 ●事実を偽った保険契約 	原則ご契約をお引受けできません。 (一般契約扱いでのお引受けをする場合があります。またお引き受け後に左記事実が判明した際は契約解除や翌年度からお引受けをお断りすることがあります。) 不正請求については契約が解除されます。以後のお引受けが出来ません。 不正契約については契約が解除されます。以後のお引受けが出来ません。
事故多発契約	<ul style="list-style-type: none"> ●現在のご契約期間(保険期間)内事故3回以上 ●過去10回以上、保険金を請求された方 ●前年のご契約期間(保険期間)に事故2回以上(保険金お支払い)がある方 ●ノンフリート1等級事故有係数6年の方 ●前契約(切替前)の3~1等級の方 	原則ご契約をお引受けできません。 (一般契約でのお引受けをする場合もあります。その場合翌年度以降に団体割引適用させていただきます。) 翌年度からは、大口団体割引を適用してのご契約ができないか、あるいは対人賠償責任保険のみお引受可能となります。(ただし、事故内容により個別に対応させていただきます。) 条件を引き下げてご契約とさせていただきます。 ・車両保険削除 ・対物免責金額(自己負担額)の設定 など ただし、適用される条件は事故内容により個別に対応いたします。
複数回請求契約	<ul style="list-style-type: none"> ●2年連続で同一ご契約期間(保険期間)内事故2回 ●同一ご契約期間(保険期間)内事故2回 	条件を引き下げてご契約とさせていただきます。 ・車両保険免責金額を「免責(自己負担額)5~10万円以上」に設定 など ただし、適用される条件は事故内容により個別に対応いたします。
その他の事故請求契約	<ul style="list-style-type: none"> ●同一ご契約期間(保険期間)内事故1回 	条件を引き下げてご契約とさせていただきます場合があります。 ・車両保険免責金額を「免責(自己負担額)0~10万円以上」に設定 ・車両保険金額が1,000万円超の場合は、車両保険削除 など ただし、適用される条件は事故内容により個別に対応いたします。 また、前年の保険金請求内容に応じて契約条件をつけさせていただきます。

適用される引受ガイドラインは、ご契約いただく保険会社により異なる場合がございます。詳しくは、東急保険コンサルティングまでお問い合わせください。

*1 制限速度を30km/h以上超過するなど道路交通法22条他に抵触する行為や、2台以上の車を連ねて道路上で危険運転を行うなど道路交通法68条共同危険行為等に抵触する行為等をいいます。
 *2 車検を通らない車両(道路運送車両法上の保安基準に適合しない車両)

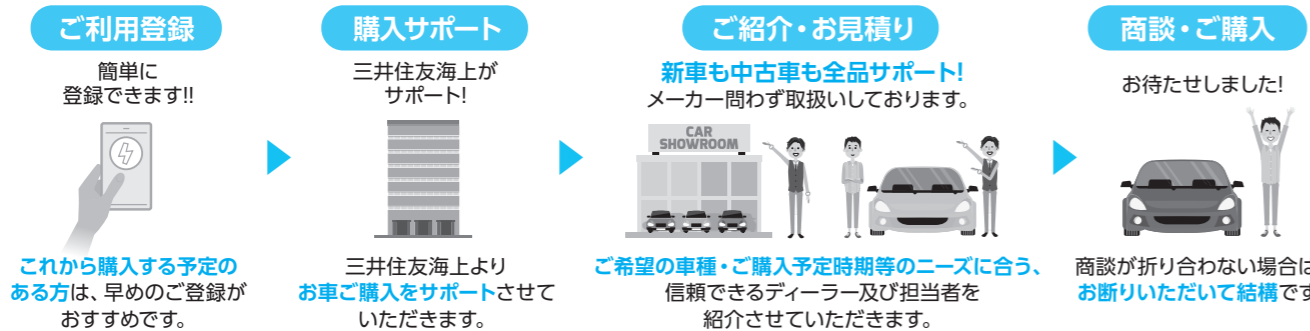
安心して

お車・ディーラー選び ができるサービスは ありますか? (知っている人は 使っています!)



「お車ご購入サポート」でお車・ディーラー選びもかんたん!

ディーラーに行く前に利用登録することで、スムーズに商談やお車のご購入ができるサービスがご利用できます。



さらにローンもお考えなら、金利割引でおトクに!

上記サービスにて、ご紹介いただいたディーラーからご購入いただくと、オートローン金利を割引いたします。

ご融資金利
固定金利
事務手数料等諸費用除く

年2.00%
~**2.50%**

他にも 自動車保険7等級以上の優良契約者の方 なら **金利を割引!**

※加入保険会社は問いません。保険証券(写)と同意書が必要です。
※2023年4月3日から2023年9月25日までのご融資実行分に適用する金利です。
※金利ご融資条件の詳細については、下記のWEBサイトをご覧ください。

みなさまがご利用しやすい自動車ローンです!

- お借入金額の上限額 **500万円**
- 最長返済期間 **7年**
- ご利用者様勤続年数 **3か月以上**

お車ご購入サポート 下記からご登録下さい。

二次元コードはコチラ!

サイト URL: <https://www.tokyu-hoken.co.jp/car.html>
ご利用には暗証番号 [tokyu109] をご入力ください。

窓口 東急保険コンサルティング株式会社 TEL 0120-109-601
取扱金融機関 三井住友海上火災保険株式会社

本チラシに關して
●記載されている内容は予告なく変更される場合があります。最新の情報は上記のWEBサイトをご覧ください。
●お車ご購入のサポートご利用の際にいただいた情報は、お車の購入に関するサポートならびにご希望車種を紹介するため、自動車ディーラー、自動車メーカー、取扱代理店およびご勤務先にご提供します。
●ローンにつきましては、審査の結果によってご希望にそえない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

東急グループ ローン制度のご案内

ご利用いただける方	以下のすべての条件を満たすことのできる個人の方 ●勤続3か月以上の東急グループの正社員で日本国内に居住の方 ●融資時の年齢が20歳以上で、定年年齢(60歳)までに完済可能な方 ●前年税込年収が200万円以上の方						
利用例(お使いみち)	マイカー購入 新車・中古車、オートバイ購入、車関連費用(タイヤ・カーナビ)等 ※他社ローンの借換えにもご利用いただけます(フリーローンの借換えは除く)。						
融資金額	●30万円以上500万円以内(1万円単位)。ただし、融資金額は以下の範囲が目安となります。 ・本ローンを含む無担保借入の合計額が前年年収の50%以内						
金利 ※固定金利、事務手数料等諸費用除く	<table border="1"> <tr> <td>一般金利</td> <td>2.50%</td> </tr> <tr> <td>スーパー</td> <td>2.20% (①もしくは②のどちらかを満たす場合)</td> </tr> <tr> <td>プレミアム</td> <td>2.00% (①、②の両方を満たす場合)</td> </tr> </table> <p>さらに、①「お車ご購入サポート」を通じたお車購入、②7等級以上の自動車保険証券提出により一般金利から金利の引き下げをします。 ※スーパー・プレミアムは、自動車購入時に限ります(借換、車関連費用のみは割引対象外) ※2023年4月3日から2023年9月25日までのご融資実行分に適用する金利です。</p>	一般金利	2.50%	スーパー	2.20% (①もしくは②のどちらかを満たす場合)	プレミアム	2.00% (①、②の両方を満たす場合)
一般金利	2.50%						
スーパー	2.20% (①もしくは②のどちらかを満たす場合)						
プレミアム	2.00% (①、②の両方を満たす場合)						
融資期間	●6か月以上7年以下(6か月単位) ただし、定年年齢(60歳)までに約定返済可能な期間で設定してください。						
返済方法	●口座振替による元利均等毎月返済、または元利均等ボーナス返済が併用可能です。 ※ボーナス返済分はご融資金額の50%以内となります。 ※返済日は毎月26日。返済口座は原則、申込人名義の給与振込口座となります。 ●繰上返済は、全額繰上返済のみ可能です。						
担保・保証人	●担保は原則不要です。※所有権留保、抵当権設定はいたしません。						
融資方法	●ご指定いただいたお申込み人名義の預金口座に振り込みます(振込手数料は金融機関負担)。 ●毎月1日、5日、10日、15日、20日、25日の6回となります(ただし、当社休業日または金融機関休業日の場合は翌営業日)。						
事務手数料等諸費用	<table border="1"> <tr> <td>事務手数料</td> <td>2,200円(税込)</td> </tr> <tr> <td>全額繰上返済手数料</td> <td>5,500円(税込)</td> </tr> </table> <p>※事務手数料はご融資金額から差し引きさせていただきます。 ※ご融資期間の途中に、元金・経過利息等一切の債務を一括返済いただく方法になります。</p>	事務手数料	2,200円(税込)	全額繰上返済手数料	5,500円(税込)		
事務手数料	2,200円(税込)						
全額繰上返済手数料	5,500円(税込)						
必要書類	<table border="1"> <tr> <td>用途証明書類</td> <td>注文書、契約書、領収書のいずれかの写し ※名義は、本人・配偶者、本人または配偶者の扶養親族に限ります。 ※見積書での審査も可能ですが、ご融資予定日の5営業日前までに注文書、契約書、領収書のいずれかの写しのご提出をお願いします。</td> </tr> <tr> <td>所得証明書類</td> <td>源泉徴収票の写し</td> </tr> <tr> <td>本人確認書類</td> <td>健康保険証両面の写し等2種類</td> </tr> </table> <p>※上記以外の追加書類をご提出いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。</p>	用途証明書類	注文書、契約書、領収書のいずれかの写し ※名義は、本人・配偶者、本人または配偶者の扶養親族に限ります。 ※見積書での審査も可能ですが、ご融資予定日の5営業日前までに注文書、契約書、領収書のいずれかの写しのご提出をお願いします。	所得証明書類	源泉徴収票の写し	本人確認書類	健康保険証両面の写し等2種類
用途証明書類	注文書、契約書、領収書のいずれかの写し ※名義は、本人・配偶者、本人または配偶者の扶養親族に限ります。 ※見積書での審査も可能ですが、ご融資予定日の5営業日前までに注文書、契約書、領収書のいずれかの写しのご提出をお願いします。						
所得証明書類	源泉徴収票の写し						
本人確認書類	健康保険証両面の写し等2種類						
注意事項	●審査の結果によってはご希望にそえない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ●金利は、金融情勢の変化などにより、取扱期間中でも変更する場合があります。 ●当社より商品およびサービスをご提案させていただく場合に、ご提案した商品・サービスをご採用いただかなくとも、ローンの借入には一切影響ございません。						

ご融資のお手続きについて

ステップ①
P99記載のWEBサイトで「かんたん登録(仮審査)」をお申してください。お借入の可否や金額を確認いただけます。
P99記載の暗証番号にてログインいただけます。

ステップ②
仮審査で借入可能な方には、ローンWEB契約マイページのログインID(メール)とパスワード(郵送)をお送りします。
審査にあたり、窓口等への来店・お手続きは不要です。

ステップ③
ローンWEB契約マイページへのご登録とともに必要書類をご郵送ください。
※審査の結果、ご希望にそえない場合がございます。
ローン詳細は、[TEL:0120-608-312]にご相談ください。

ステップ④
審査承認後、ご指定の預金口座にご融資金額をご送金いたします。
ご入金(融資)

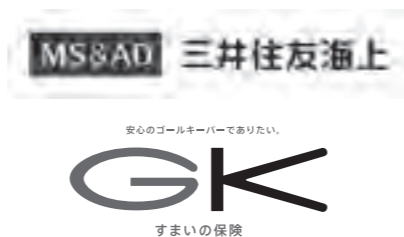
生命保険
医療保険
3大疾病保険
拠出現業年金保険Ⅱ
がん保険
団体総合生命補償保険
団体長期障害所得補償保険
自動車保険
火災保険 地震保険
重要事項のご説明
申込書記入要領
会社別加入一覧



とうきゅうグループ
団体扱火災保険のメリット

メリット1 東急グループ大口団体扱割引

10% 割引*1



*1 大口団体割引は東急グループ団体扱火災保険の「ご契約件数」をもとに毎年3月1日に見直されます。算出された前述の大口団体割引10%は、令和5年3月1日～令和6年2月29日の間に始期日を有するご契約に適用されます(ただし、地震保険には適用されません)。団体扱は、割増なしで分割払とできます。

メリット2
ご家族が所有者となる物件も
“団体扱”で加入できます

契約者は東急グループお勤めの従業員ご本人様となります。次の方が所有する物件は団体扱としてご契約できます。

- | | | | |
|------------|----------------|--------------------------|----------------------------|
| 1
保険契約者 | 2
保険契約者の配偶者 | 3
保険契約者またはその配偶者の同居の親族 | 4
保険契約者またはその配偶者の別居の扶養親族 |
|------------|----------------|--------------------------|----------------------------|

お見積り
ご依頼はこちら!



メリット3
保険料は給与天引き(年払・月払)

保険料は給与からの天引きとなりますので、振込みや口座振替などのお手続きの手間がかかりません。
※長期一括払など一部お取り扱いができない場合があります。

メリット5
割引は退職後も継続

退職後も継続して団体扱にて保険にご加入いただけます。大口団体割引も適用となります。保険料はご本人様名義の口座振替となります。
ご退職者の定義は別途お問い合わせください。分割払をされている方は、ご退職時に満期日までの未払保険料を一括してお支払いいただく場合がございます。

メリット4
いつでもご加入可能

引越しをするとき、ご自宅を購入される時、今の火災保険が満期の時など、ご要望に合わせていつからでもご加入可能です。保険期間は1年～5年で設定可能です。

このご案内は団体扱火災保険(すまいの火災保険)の概要を記載したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。団体扱の対象となる方の範囲(契約者・被保険者(補償を受けられる方))や団体扱特約失効時の取扱い、その他ご不明な点等については、代理店・扱者までお問い合わせください。

【引受保険会社】三井住友海上火災保険株式会社
【代理店・扱者】東急保険コンサルティング株式会社

B23-100018 承認年月 2023年4月

【引受保険会社】 三井住友海上火災保険株式会社
【代理店・扱者】 東急保険コンサルティング株式会社

以下の6つの事故による損害を補償します。

- | | | | | | |
|-----------------------------------|--|---------------------------|------------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 1
失火やもらい火による火災、落雷、ガス爆発などの破裂・爆発 | 2
風災、 ^{ひょう} 雹災、雪災による窓ガラスや屋根の破損 | 3
給排水設備に発生した事故などによる水ぬれ | 4
泥棒に窓ガラスを割られたなどの損害や家財の盗難 | 5
台風や集中豪雨に伴う川の氾濫などによる水災 | 6
自動車の飛込や不注意などによる破損、汚損等 |
|-----------------------------------|--|---------------------------|------------------------------|----------------------------|----------------------------|

こんな方は要チェック!

ご相談例①

住宅購入時に、建物の補償は備えたけれど、家財の補償を備えていなかった!
→家財の補償だけのご契約も可能です!



ご相談例②

年末調整のときに地震保険料の控除証明書を会社に提出するのが面倒!

→保険料は給与天引き。団体扱火災保険にご加入され地震保険を付帯される方は、原則保険料控除証明書の提出なしで年末調整が完了します!

ご相談例③

中古物件を購入予定だけど、新築じゃなくても団体扱火災保険に加入できるの?
→中古物件でもご加入いただけます!

ご相談例④

加入している火災保険の満期が近いけれど、団体扱火災保険の見積りだけでもお願いできますか?

→お見積りだけでも承ります!
お手元の火災保険証券や満期案内の写しをご提供いただけますとスムーズです!



団体扱火災保険以外でご加入されている方は、いま一度お手元の火災保険証券をご確認ください。お見積りのご依頼などございましたら、東急保険コンサルティング(株)までご連絡ください!

MEMO area with horizontal dashed lines for writing.

重要事項のご説明

- **生命保険**【団体定期保険】
- **医療保険**【総合医療保険(団体型)】
- **3大疾病保険**【3大疾病保障保険(団体型)】
- **拠出型企業年金保険(Ⅱ)**【ドリームライフ】
- **団体総合生活補償保険(標準型)
+ (MS&AD型)**【あんさんぶる】
- **団体長期障害所得補償保険**

生命保険 ご契約の概要について【契約概要】

団体定期保険

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。

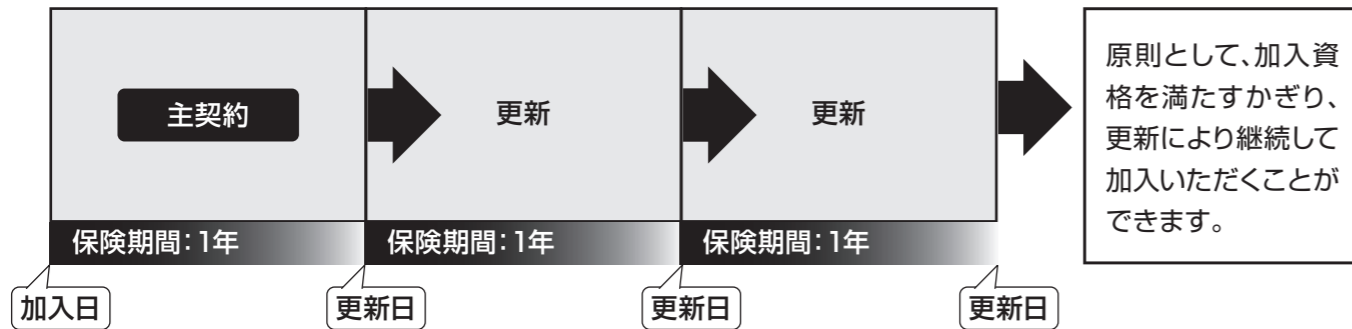
その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」等をご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ(ご意向)に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- この保険には、団体が保険料を負担し、所定の所属員等をご加入者(被保険者)、その遺族を受取人とする保障が一部の会社に付保されています。

しくみ図(イメージ)



主な保障内容

- 以下の場合に、保険金をお支払いします。

主契約	死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
	高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、「加入日」を「増額日」と読替えます。

保障額と保険料

- 保険料は、毎年更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

保険期間

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

加入資格

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

受取人

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りにできない場合があります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約が共同取扱契約の場合(この団体定期保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- 募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。募集期間後のご照会・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

契約者 東急株式会社
事務幹事会社 日本生命保険相互会社
日本一団基一 29 - 25 - 4(2022.4.4)
日本一団一 2023 - 707 - 10023 - M(R5.3.30) 団A簡一年JP

保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- 募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。募集期間後のご照会・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。（なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。）
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。）なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

事務幹事会社 日本生命保険相互会社
K2022-292 日本2022団基-51(2022.10.4)団注①簡
日本一団-2023-707-10023-M(R5.3.30)

この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。
- 詳細は、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。

制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

（お問合せ先）

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

特に注意いただきたい事項について【注意喚起情報】

団体定期保険

この「注意喚起情報」は、ご加入(*)のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」等を必ずご参照ください。

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(*)のお申込みにクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方が本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。（これを告知義務といいます。）傷病歴等があった場合でも、全てのご加入(*)のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず専用webサイトまたは指定された書面（「申込書兼告知書」等）にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入(*)を解除させていただきます。保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただきますことがあります。

※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入(*)を承諾した場合、所定の加入日(*)から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。（更新できません。）※所定の加入日(*)については、「申込書兼告知書」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）には、ご加入(*)を承諾する権限がありません。

保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

【主契約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
 - ・加入日(*)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

【高度障がい保険金】

- 原因となる傷病が加入日(*)前に生じている場合

【すべての保険金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

※詳細は、パンフレット等に記載しておりますのでご確認ください。

医療保険 ご契約の概要について【契約概要】

総合医療保険(団体型)

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。

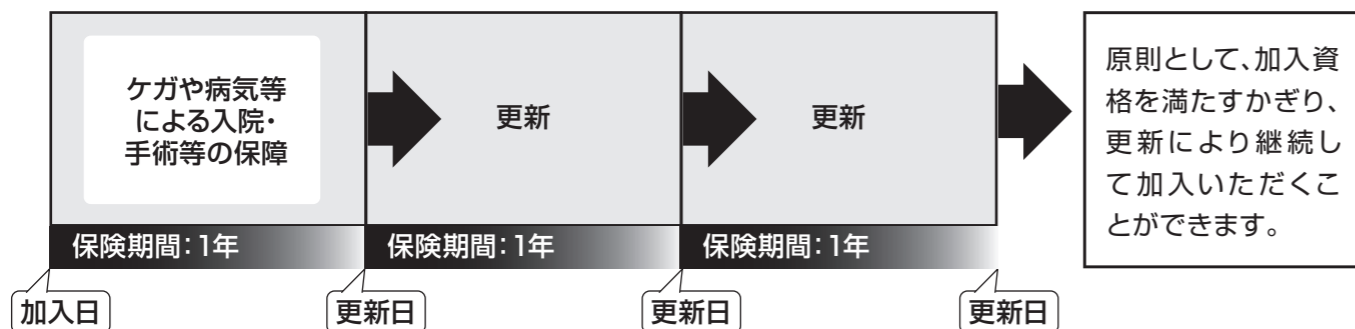
その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」・「ご加入のみなさまへ」等をご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ(ご意向)に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の保険期間中のケガや病気等による入院・手術等に対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。

しくみ図(イメージ)



主な保障内容と保障額

- 保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。

給付の名称	お支払事由		お支払額	お支払限度 ※1
入院給付金	基本型	ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額×入院日数	[1回の入院※2] 124日 [通算] 1,095日
	特定疾病倍額型	特定疾病により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額×2×入院日数	
		ケガや特定疾病以外の病気等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額×入院日数	
入院療養給付金	入院給付金をお支払いする入院をされたとき		入院給付金日額×5	通算30回 ※3
手術給付金(20倍) ※4	1泊2日以上継続した入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき		入院給付金日額×20	—
手術給付金(5倍) ※4	外来または日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき		入院給付金日額×5	通算30回
放射線治療給付金	公的医療保険制度の対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けられたとき		入院給付金日額×10	通算なし(60日の間に1回)

- ・給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日(*)以後に生じることが必要となります。
- ・<入院給付金の型について>本人または配偶者の場合、特定疾病倍額型となり、こどもの場合、一律基本型となります。
- ・特定疾病とは、『がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患・大動脈瘤等、脳血管疾患、腎疾患、肝疾患』の7種類の生活習慣病等をいいます。
- ・対象となる特定疾病の詳細については「ご加入のみなさまへ」をご確認ください。
- ・骨髄幹細胞の採取のための入院・手術の保障は、総合医療保険(団体型)への加入日(*)からその日を含めて1年経過後の入院・手術にかぎりです。
- ※1 お支払限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。
- ※2 入院を2回以上された場合でも、最終の入院の退院日の翌日からの経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。
- ※3 すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金をお支払いすることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。
- ※4 公的医療保険制度の対象手術でも、一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。
<対象外の手術の例>…「創傷処理」「皮膚切開術」等
また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。この場合、手術給付金(20倍)をお支払いするときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。
- (*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。
- 保障内容・保障額に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や左表の注記(※1~※4)等の制限事項の詳細については、パンフレット、「ご加入のみなさまへ」等の該当箇所を必ずご確認ください。

保険料

- 毎年の更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

保険期間

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

加入資格

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

受取人

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りにできない場合があります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が日本生命保険相互会社と締結した総合医療保険(団体型)契約に基づいて運営します。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- 募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。募集期間後のご照会・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご参照ください。

【契約者】 東急株式会社
【引受保険会社】 日本生命保険相互会社
日本-医-2023-707-10024-M (R5.3.30) 総医④特定療簡

特に注意いただきたい事項について【注意喚起情報】

総合医療保険（団体型）

この「注意喚起情報」は、ご加入(*)のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」・「ご加入のみなさまへ」等をご参照ください。

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(*)のお申込みにクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方で本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます。)
傷病歴等があった場合でも、全てのご加入(*)のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず専用webサイトまたは指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入(*)を解除させていただきます。給付金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、給付金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただきます。ご了承ください。

※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入(*)を承諾した場合、所定の加入日(*)から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。)
※所定の加入日(*)については、「申込書兼告知書」またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(*)を承諾する権限がありません。

給付金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、給付金をお支払いしないことがあります。
 - (1)次のいずれかにより給付金のお支払事由に該当した場合
・保険契約者、被保険者、給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
・被保険者の犯罪行為によるとき
・被保険者の精神障がいの状態、泥酔の状態を原因とする事故によるとき
・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間や、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
・被保険者の薬物依存によるとき
・頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないものによるとき(原因の如何を問いません。)
・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき
 - (2)原因となる疾病や不慮の事故が加入日(*)前に生じている場合
※ただし、加入日(*)からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき等は、加入日(*)以後の原因によるものとみなします。
 - (3)告知義務違反による解除(注)の場合
 - (4)詐欺による取消(注)の場合
 - (5)不法取得目的による無効(注)の場合
 - (6)保険契約が失効(注)した場合
 - (7)重大事由による解除(注)の場合

(注)解除、取消、無効または失効の場合、ご加入を継続できません。

- 詳細は、「ご加入のみなさまへ」に記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 詳細は、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。

制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

法令等の改正に伴う変更

- この保険契約のお支払事由、保険料その他この保険契約の内容(以下「お支払事由等」といいます。)にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約のお支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約のお支払事由等を変更することがあります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、給付金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

〈お問合せ先〉
生命保険契約者保護機構
TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

給付金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、「ご加入のみなさまへ」に記載しておりますので、ご確認ください。なお、給付金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。
ご請求に応じて、給付金をお支払いする必要がありますので、給付金のお支払事由が生じた場合だけでなく、給付金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入(*)の契約内容によっては、他の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- 募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。募集期間後のご照会・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

【引受保険会社】日本生命保険相互会社

K2017-278 日本-医基-29-10 (2018.3.27) 総医注①簡

日本-医-2023-707-10024-M (R5.3.30)

別表1 対象となる特定疾病

1.対象となる特定疾病の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
がん	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	消化器の悪性新生物	C15～C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97	
上皮内新生物	D00～D09	
真正赤血球増加症<多血症>	D45	
骨髄異形成症候群	D46	
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)のうち		
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1	
本態性（出血性）血小板血症	D47.3	
糖尿病	糖尿病	E10～E14
心疾患	慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
	虚血性心疾患	I20～I25
	肺性心疾患および肺循環疾患	I26～I28
	その他の型の心疾患	I30～I52
高血圧性疾患 大動脈瘤等	高血圧性疾患	I10～I15
	大動脈瘤および解離	I71
脳血管疾患	脳血管疾患	I60～I69
腎疾患	糸球体疾患	N00～N08
	腎尿細管間質性疾患	N10～N16
	腎不全	N17～N19
肝疾患	ウイルス肝炎	B15～B19
	肝疾患	K70～K77

2. 上記1において「がん」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
/2・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
/3・・・悪性、原発部位
/6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
/9・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

<ご注意>

○給付金の請求は、支払事由発生時から3年間をすぎますと、その権利がなくなります。

○ご請求があった場合で、当社が必要と認めるときには事実の確認を行い、また給付金の請求について当社の指定する医師に診断を行わせることがあります。

V. 法令等の改正に伴う変更について

この保険契約の支払事由、保険料その他この保険契約の内容（以下「支払事由等」といいます。）にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約の支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由等を変更することがあります。

VI. 当社からのお願い

被保険者の改姓・ご家族の異動など場合には、すみやかに保険契約者を經由して当社へお知らせください。

VII. 個人情報の取扱いについて

この保険契約の運営にあたっては、保険契約者（以下、団体といいます。）および団体所属の事業所等（加盟企業・子会社等を含みます。以下同じ。）は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、団体が保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。団体・事業所等は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのため使用します。引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、給付金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため利用し、また、団体・事業所等へその目的の範囲内で提供します。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体・事業所等および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。なお、団体等がこの保険契約の事務を委託する場合には、当該事務の受託会社も団体等と同様に個人情報を取扱います。

(注) 保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

- ③保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき
- (ア)暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
- (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき
- (8)支払事由に該当された際に、脱退等により被保険者でなくなっているとき
2. 次のような場合、給付金を削減してお支払いするかまたは給付金をお支払しないことがあります。以下のいずれかによって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすとき
- ・地震、噴火または津波によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

IV. 給付金のご請求について

- 給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに保険契約者へご連絡ください。
- 請求書類は、保険契約者である団体に用意してあります。保険契約者を經由して当社へご提出ください。
- 請求書類は、次のとおりです。
- ・当社所定の「給付金請求書」
 - ・国内の病院または診療所の場合
 - ― 当社所定の様式による「入院・手術・3大疾病診断書（証明書）」または所定の要件を満たした診断書

ただし、入院給付金または手術給付金を請求する場合は、以下の条件に該当する場合、「入院・手術・3大疾病診断書（証明書）」に代わり、「治療内容報告書」と「領収書のコピー」をあわせてご提出いただくことでご請求いただけます。

- (1)入院給付金をご請求いただく場合
- ・入院日数が**30日以下**、または給付金額が**10万円以下**であること。
 - ・すでに**退院していること**。
 - ・病気による入院の場合、**ご加入（増額）から2年経過後の入院**であること。
- (2)手術給付金をご請求いただく場合
- ・受けられた手術が**1回のみ**であること。
 - ・病気による手術の場合、**ご加入（増額）から2年経過後の手術**であること。

<以下の場合には当社所定の「入院・手術・3大疾病診断書（証明書）」のご提出が必要です。>

- ・先進医療または放射線治療を受けられた場合。
- ・労災保険や自賠責保険等の対象となり領収証に手術料の記載がない（健康保険の対象外）が、医科診療報酬点数表で手術料の算定対象として列挙されている手術を受けられた場合。 ※なお、ご提出いただいた「治療内容報告書」にて、お支払可否が判断できない場合は、当社所定の「入院・手術・3大疾病診断書（証明書）」をご提出いただく場合があります。

- ・不慮の事故を原因とする場合
 - ― 事故状況報告書
 - ― 交通事故による場合、自動車安全センター発行の交通事故証明書（ただし、入院給付金のみのご請求で、入院日数20日未満かつ退院後の請求の場合は省略可）
- ・海外の病院または診療所の場合
 - ― **入院もしくは手術、放射線治療を受けられたとき、海外の医療施設が証明する診断書** ※診断書の和訳文も添付願います。
 - ― **不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証明する書類**

- (2)治療を直接の目的とした、病院または診療所における放射線治療であること
- 病院または診療所とは、別表4に該当するものをいいます。
- (3)次のいずれかの放射線治療であること
- ①医科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている施術（歯科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている施術については、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている施術以外は含まれません。）
- ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術
- (4)すでに放射線治療給付金の支払事由に該当している場合
- 放射線治療給付金が支払われることとなった最後の施術日からその日を含めて60日経過後に受けた施術であること

7. 放射線治療給付金の支払に関するその他の事項

入院中に保険期間が満了した場合

保険期間中の入院とみなされる場合でも、保険期間満了後の放射線治療については、お支払いの対象とはなりません。

Ⅲ. 給付金をお支払いできない場合等について

1. 次のような場合には、給付金のお支払いはできません。
- (1)被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当されたとき
- ・保険契約者もしくはその被保険者の故意または重大な過失によるとき（注1）
 - ・その被保険者の犯罪行為によるとき
 - ・その被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき
 - ・その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - ・その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ・その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ・その被保険者の薬物依存によるとき（注2）
 - ・頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの（原因の如何を問いません。）

(注1) 家族特約に加入されている配偶者・子どもが、その主契約の被保険者（給付金受取人）の故意または重大な過失により支払事由に該当された場合にも、給付金のお支払いはできません。

(注2) 「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

- (2)入院または手術の原因となる疾病や不慮の事故が加入（増額）日前に生じている場合
- ※ただし、加入（増額）日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始し、または手術を受けたときは、その入院または手術は加入（増額）日以後の原因によるものとみなします。
- (3)保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、引受保険会社が告知を求めた事項について、告知の際に事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたため、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- (4)保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき（この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。）
- (5)保険契約者または被保険者が給付金を不法に取得する目的もしくは他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、この保険契約の締結・被保険者の加入等を行ったために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき（この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。）
- (6)保険契約者から保険料の払込みがなくこの保険契約が失効したとき

- (7)次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき（この場合、その事由が生じたとき以降に発生した給付金の支払事由については、給付金をお支払いしません。）
- ①保険契約者、被保険者または給付金受取人が、給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ②この保険契約の給付金の請求に関し、給付金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき

ご加入の生命保険をご活用いただくために

ご加入の商品と保障内容をお受取人の方へお伝えください！

【商品ごとの保障内容】

商品ごとの保障内容（お受取りの対象となる保険金・給付金）については、下表のとおりです。
 なお、保障内容の詳細については、加入勧奨パンフレットや【契約概要】「主な保障内容」をご参照ください。

	保 障 内 容	団体定期保険	総合医療保険 (団体型)
死亡保険金	被保険者が死亡された場合	○	
高度障がい保険金	被保険者が所定の高度障がい状態になられた場合	○	
入院給付金	被保険者が病気や不慮の事故により所定の入院をされた場合		○
入院療養給付金	被保険者が入院給付金の支払対象となる所定の入院をされた場合		○
手術給付金	被保険者が「公的医療保険制度」の対象となる所定の手術を受けられた場合		○
放射線治療給付金	被保険者が所定の放射線治療を受けられた場合		○

複数の保険金・給付金をお受取りいただける可能性がございます。以下は代表的な事例となりますので、ご請求に際してはご請求もれないよう、ご加入の商品ごとの保障内容を十分にご確認ください！
 ※保険金・給付金のご請求手続きは、ご加入の商品ごとに必要となります。

【事例】病気や不慮の事故が原因で所定の入院をされた場合

たとえば…こんな事例の場合
 A病院にて入院の後、手術のためB病院へ転院した。その後経過良好につきB病院を退院した。

転院により複数の病院でそれぞれ2日以上入院をされた場合、最後のB病院での入院についてのみ入院給付金をご請求され、他の入院について請求を失念されるケースがみられます。転院前のA病院での入院期間（2日以上）についても入院給付金をお受取りいただける可能性がございます。

【事例】手術をされた場合

たとえば…こんな事例の場合
 入院を伴わない手術は支払いの対象にならないと思い、手術給付金の請求をしなかった。

総合医療保険（団体型）では、入院期間を問わず、「公的医療保険制度」の対象となる手術等を受けられた際には、手術給付金をお受取りいただける可能性がございます。

【事例】放射線治療を受けられた場合

たとえば…こんな事例の場合
 放射線治療を受けた。

総合医療保険（団体型）では、「公的医療保険制度」の対象となる放射線治療等を受けられた際には、放射線治療給付金をお受取りいただける可能性がございます。

上記内容は、給付金等を適切にお受取りいただくためにご確認いただきたい代表的な事例をあげたものです。保険金・給付金等のお受取りについては所定の要件を満たす必要がありますので、保障内容の詳細は必ず加入勧奨パンフレットや【契約概要】「主な保障内容」をご参照ください。

備考

1. 骨髄幹細胞の採取術

「骨髄幹細胞の採取術」とは、組織の機能に障がいがある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄からの骨髄幹細胞の採取術をいい、末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

2. 骨髄移植術

「骨髄移植術」とは、組織の機能に障がいがある者に対し組織の機能の回復または付与を目的として骨髄幹細胞を輸注することをいい、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても骨髄移植とみなします。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含みません。

別表2 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表3 対象となる異常分娩

対象となる異常分娩とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のを伴う分娩とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障がい	010～016
主として妊娠に関連するその他の母体障がい	020～029
胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	030～048
分娩の合併症	060～075
分娩（単胎自然分娩(080)を除きます。）	081～084
主として産じょく<褥>に関連する合併症	085～092
その他の産科的病態、他に分類されないもの	094～099

別表4 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。）。ただし、手術給付金および放射線治療給付金については、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。
 なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

(2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表5 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表6 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表7 対象となる先進医療

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。

日本生命保険相互会社
 企業保険サービス課
 平成24年8月3日
 K2012-255

B+総医-2

事務幹事会社 日本生命保険相互会社
 K2011-250

正しく告知いただくために

団体定期保険・医療保険(※)セット

(※)医療保険の対象商品：総合医療保険(団体型)・新医療保障保険(団体型)・医療保障保険(団体型)

- ◆生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件にご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ◆この保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、web申込画面または「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、お申込みいただく前に必ずご確認ください。

1. 健康状態等について、被保険者ご本人が有りのまますを告知してください。(告知義務)

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といえます。この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額をお申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知(確認)いただく義務があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態について、web申込画面または「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認ください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

2. 生命保険会社の職員等に口頭でお伝えただけだけでは告知されたことになりません。

- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社が有しています。必ず指定された画面または書面(web申込画面または「申込書兼告知書」等)にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

3. 傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「6. web申込画面または「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

4. 告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、web申込画面または「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」としてお申込みいただいた内容を解除することがあります。(*)
- 責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
- お申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでにお申込みいただいた保険料は払戻しません。(ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。)
- (*)告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社はお申込みいただいた内容を解除することはできません。こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
- ※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお申込みいただいた保険料は払戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。ただし、医療保険の給付金等のお支払いにあたっては、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき、手術を受けたとき等は、告知義務違反等によりご契約または特約が解除される場合を除き、その入院・手術等は責任開始日以降の原因によるものとみなします。

5. 後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

6. web申込画面または「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、およびweb申込画面または「申込書兼告知書」の裏面(※)に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知ください。(※)「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。
- 主たる被保険者(本人)が新規加入・増額する申込者の告知内容(質問事項に対する答え)をとりまとめのうえ、web申込画面または「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果を入力(記入)のうえ、ご提出ください。
- お申込みいただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)、医療保障保険契約内容登録制度ならびに個人情報の取扱い等を必ずご確認ください、告知内容が事実と相違ないことを確認のうえ、お申込みください。
- web申込画面または「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

<質問事項>

【団体定期保険】

1. 申込日現在、健康上の理由で就業制限^{*1}を受けていますか。(配偶者・子どもの場合、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬^{*2}を受けたことがありますか。)
2. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
3. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで2週間以上にわたり^{*3}、医師の治療・投薬^{*2}を受けたことがありますか。

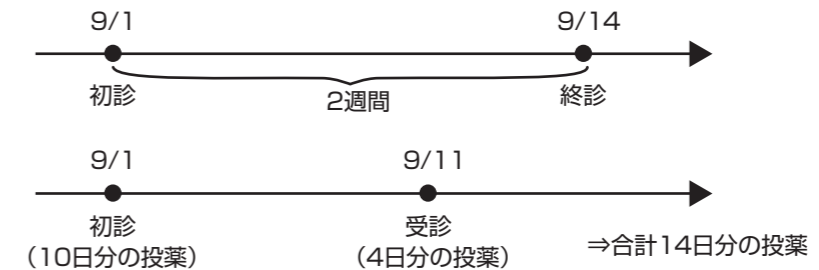
【医療保険】

1. 申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬^{*2}を受けたことがありますか。
2. 申込日から過去5年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または7日以上にわたり^{*3}、医師の治療・投薬^{*2}を受けたことはありますか。

<補足説明>

- *1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休・普通休暇等によるものも含む)を指示されている場合などをいいます。
- *2 「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。(注)一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。
- *3 「2週間(※)以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が2週間(※)以上の場合をいいます。たとえば、受診は2日でも、その間が2週間(※)以上の場合や、合計2週間(※)分以上の投薬を受けた場合は、「2週間(※)以上」となります。※医療保険の場合は、7日間となります。

【2週間の例】



- (注1) 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。
 - ・医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
 - ・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
 - ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯
 - ・妊娠(正常)による入院
- (注2) 「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口からお取寄せいただき、ご提出ください。お申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、お申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。「被保険者の告知書」をご提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。(「申込書兼告知書」にてお申込みされる場合、「申込書兼告知書」にお申込み内容をご記入いただき、「申込印(告知印)」を押印のうえ、ご提出ください。)

- web申込画面または「申込書兼告知書」等への入力(記入)の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。
- web申込画面または「申込書兼告知書」を入力(ご提出)された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加して告知いただくことが可能です。追加の告知(「被保険者の告知書」の提出)が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加して告知いただいた内容によっては、お申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

正しく告知いただくために

3大疾病保障保険(団体型)

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件にご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。

この保険への新たなご加入もしくは保険金額の増額のお申込みをお引受けできるのは、web申込画面または「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、お申込みいただく前に必ずご確認ください。

健康状態等について、被保険者ご本人が有りのまます告知してください。(告知義務)

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といえます。この保険に新たにご加入もしくは保険金額の増額をお申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知(確認)いただく義務があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態について、web申込画面または「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認のうえ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

生命保険会社の職員等に口頭でお伝えただけでは告知されたことになりません。

- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社があります。必ず指定された画面または書面(web申込画面または「申込書兼告知書」等)にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「web申込画面または「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、web申込画面または「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」としてお申込みいただいた内容を解除することがあります。(※)
- 責任開始日から1年を経過していても、保険金のお支払事由が1年以内に発生していた場合(責任開始時に原因が生じていたことにより、保険金のお支払いが行われない場合を含みます。)には、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
- お申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでにお申込みいただいた保険料は払戻しません。(ただし、保険金のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金のお支払いをいたします。)

(※)告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社はお申込みいただいた内容を解除することはできません。

こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込みいただいた内容を解除することがあります。

※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金をお支払いできないことがあります。

たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお申込みいただいた保険料は払戻しません。また、急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金については、原因となる疾病が責任開始日前に生じている場合は、過去の病歴(病名・治療期間等)、健康状態等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

web申込画面または「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、およびweb申込画面または「申込書兼告知書」の裏面(*)に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知ください。
- (*)「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。
- 主契約の被保険者(本人)が新規加入・増額する申込者の告知内容(質問事項に対する答え)をとりまとめるうえ、web申込画面または「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果を入力(記入)のうえ、お申込みください。
- ※質問事項1項で「はい」に該当される方は、ご加入いただけません。
- お申込みいただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)ならびに個人情報の取扱い等を必ずご確認ください、告知内容が事実と相違ないことを確認のうえ、お申込みください。
- web申込画面または「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

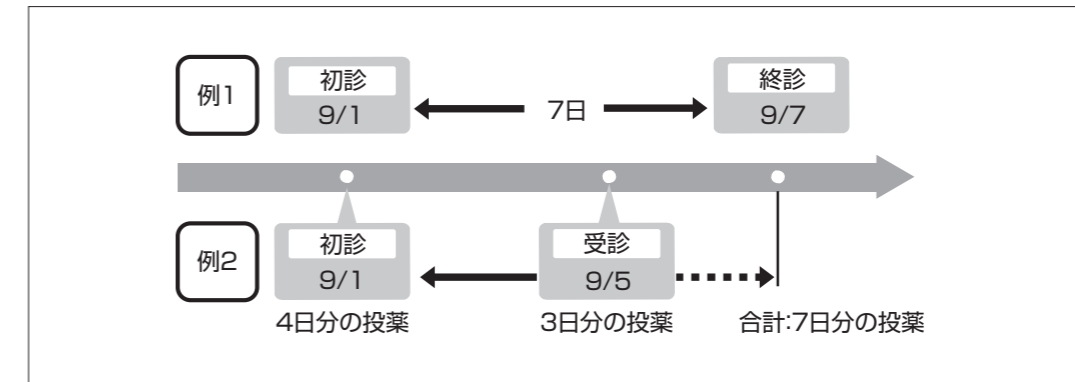
◎web申込画面または「申込書兼告知書」の質問事項

1. 今までに、がん(肉腫、白血病、リンパ腫、上皮内がんを含む)と診断されたことがありますか。
2. 申込日現在、健康上の理由で就業制限^{*1}を受けていますか。(主契約の被保険者のみ)
3. 申込日から過去3カ月以内に、医師による診療(問診・診察・検査・治療・投薬)を受けたことがありますか。
4. 申込日から過去5年以内に、病気がけがで手術を受けたこと、または7日以上にわたり^{*2}、医師による診療(問診・診察・検査・治療・投薬)を受けたことがありますか。

<補足説明>

*1「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休・普通休暇等によるものも含む)を指示されている場合などをいいます。

*2「7日以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が7日以上の場合をいいます。たとえば、受診は2日でも、その間が7日以上の場合や、合計7日分以上の投薬を受けた場合は、「7日以上」となります。



(注) 一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。

(注1) 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。

- ・医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
- ・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
- ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯
- ・妊娠(正常)による入院

(注2) 「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口からお取寄せいただき、ご提出ください。お申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、お申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。

「被保険者の告知書」をご提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。「申込書兼告知書」にてお申込みされる場合、「申込書兼告知書」にお申込内容をご記入いただき、「申込印(告知印)」を押印のうえ、ご提出ください。

- web申込画面または「申込書兼告知書」等への入力(記入)の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。

- web申込画面または「申込書兼告知書」を入力(ご提出)された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加して告知いただくことが可能です。追加の告知(「被保険者の告知書」の提出)が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加して告知いただいた内容によっては、お申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

契約概要

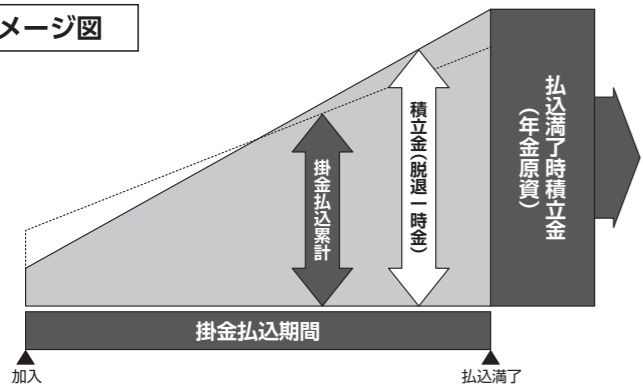
この「契約概要」は、契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。加入(増口)前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。また、お申し込みの際には、必ず「注意喚起情報」をあわせてお読みください。

1. 商品名称

拠出型企業年金保険(Ⅱ)・拠出型企業年金保険(Ⅱ)遺族年金特約

2. 商品の特徴

イメージ図



3. 加入資格、掛金等

加入資格、加入日、掛金、払込方法、払込満了日等につきましてはP65にてご確認願います。

退職により団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

4. 年金・一時金のお受け取り

●年金

年金開始日(年金受給権取得日の翌月1日)より、年金受給権取得時点の積立金をもとに、ご加入者は年金をお受け取りいただけます。なお、年金受給権取得時に積立金(年金原資)の委託先を引受保険会社の中から1社お選びいただけます。

(ただし、年金の支払事務は事務幹事会社が行います。)

年金のお受け取りに代えて、積立金を一時金でお受け取りいただくこともできます。

■年金受給権取得日

下記いずれかの日が年金受給権取得日となります。

- ① 払込満了日
- ② 加入10年以上かつ満56歳以上で、払込満了日に達する前に死亡以外の事由により脱退したとき
(ただし、確定年金を選択する場合は、年金受給権取得を満60歳以上となるまで年単位で繰り延べることとなります。なお、繰延後の掛金のお払い込みはできません。)

■年金受給権取得の繰延(任意繰延)

年金受給権取得を1年単位で最長10年間繰り延べるができます。なお、繰延選択以後は、掛金のお払い込み、繰延期間の変更、繰延期間終了後の再繰延のお取り扱いはできません。

■年金受取時期

年金の受取日は、毎年2月、5月、8月および11月の各20日となります。(20日が土・日・祝日の場合はその直前の営業日にお受け取りいただけます。)なお、お受け取りいただく年金は年金受取月の前月分までとなります。

●脱退一時金

年金受給権取得日前(掛金払込期間中)に脱退された場合には、ご加入者に脱退日時点の積立金を一時金でお受け取りいただけます。

●遺族一時金

年金受給権取得日前(掛金払込期間中)にご加入者が死亡された場合には、ご遺族に死亡日時点の積立金に遺族年金特約による給付金(月掛金の1回分)を加算した額をお受け取りいただけます。

●拠出型企業年金保険(Ⅱ)は、団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。

●自助努力による財産形成や老後生活資金を準備するために在職中に掛金の積み立てを行い、掛金払込満了後に給付金を受け取れます。

●掛金払込期間中に死亡された場合には、死亡日時点の積立金に遺族年金特約による給付金を加算された金額をご遺族が受け取れます。

年金
10年確定年金、15年確定年金、 20年確定年金、15年保証期間付終身年金

5. 積立金について

将来の受取予想額につきましてはP63・64「給付額試算表」にてご確認願います。(将来の受取額をお約束するものではありませんので留意願います。)

6. 配当金

●毎年の配当金は、それぞれの支払時期の前年度の決算実績等により決定します。決算実績等によってはお支払いできない年度もあります。

●配当金は一時金受取できません。

- ・年金受給権取得前の配当金は、全額が積立金の増額に充当されます。なお、年度途中で脱退された場合(死亡による脱退も含む)はその年の配当金はありません。
- ・年金受給権取得後の配当金は、全額が年金の増額に充当されます。

7. 引受保険会社

この保険は掛金の払込割合および給付の負担割合を引受割合とする共同取扱契約であり、各引受保険会社は各社の引受割合に応じて保険契約上の責任を連帯することなく負います。(給付の負担割合は、引受保険会社の積立金の割合によって決まりますので、掛金の払込割合と相違する場合があります。)なお、引受保険会社および引受割合は変更することができます。また、事務幹事会社は各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。

- 引受保険会社および掛金の払込割合(令和5年1月1日時点)
 - 【事務幹事会社】第一生命保険株式会社(28%)
東京都千代田区有楽町 1-13-1 TEL:03-3216-1211(大代表)
 - 日本生命保険相互会社(27%) 太陽生命保険株式会社(21%)
 - 住友生命保険相互会社(12%) 明治安田生命保険相互会社(12%)

8. 契約内容の変更等に関する事項

この拠出型企業年金保険契約においては、ご加入者の加入状況またはご契約者(団体)の福利厚生制度の変更等により、将来、保険契約の内容が変更されることまたは継続できないことがあります。(ご加入者数が10名未満となった場合、この契約は継続できないことがあります。)

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、加入(増口)のお申し込みの際に特にご注意ください事項を記載しています。加入(増口)前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。なお、年金・一時金のお支払い条件や、お支払いできない場合などの詳細や契約内容などにつきましては、このパンフレットの該当箇所を必ずお読みください。

1. 加入(増口)のお申し込みの撤回等に関する事項(クーリング・オフ制度の適用はありません)

この保険は、団体を保険契約者とする保険契約であり、加入(増口)のお申し込みの撤回(クーリング・オフ)の適用がありません。加入(増口)に際しては内容を十分確認・検討のうえ、お申し込みください。

2. 加入の責任開始期

- ご提出いただいた加入申込書にもとづき引受保険会社は加入日より責任を開始します。
- 生命保険会社職員・代理店などには保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3. 年金・一時金をお支払いできない場合

- 継続受取人(※1)または遺族一時金の受取人が故意にご加入者を死亡させたとき。
ただし、その受取人が年金または遺族一時金の一部を受け取ることとなっていた場合には、その残額を他の受取人にお支払いします。なお、継続受取人(※1)または遺族一時金の受取人にお支払いできなかった年金または遺族一時金は、ご加入者の法定相続人(故意にご加入者を死亡させた者は除く)にお支払いすることとなります。(年金の場合は、未支払の年金原資をお支払いすることとなります。)
- ご契約者(団体)が保険契約を締結するにあたって、また、ご加入者がこの保険に加入するにあたって詐欺行為があり、この保険契約の全部または一部が取り消しとなったとき。
この場合、既に払い込まれた掛金は払い戻ししません。
- ご契約者(団体)、ご加入者、受取人または継続受取人(※1)が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生し、この保険契約の全部または一部を解除したとき。
この場合、所定の返戻金をお支払いします。
- この保険契約の存続を困難とする以下の重大な事由(※2)が発生し、この保険契約の全部または一部を解除したとき。
重大な事由の発生時以後は年金・一時金をお支払いせず、所定の返戻金をお支払いします。
(※1) 継続受取人とは、労働基準法施行規則第42条から第45条までに規定されるご遺族を指します。
(※2) 重大な事由とは、以下のとおりです。
 - ① ご契約者(団体)、年金・一時金の受取人が年金・一時金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で故意に支払事由を発生させたとき(未遂を含みます)。
 - ② 年金・一時金の請求に関する年金・一時金の受取人または継続受取人の詐欺があったとき(未遂を含みます)。
 - ③ その他、ご契約者(団体)、ご加入者、年金・一時金の受取人または継続受取人に対する信頼を損ない、この契約の存続を困難とする①②と同様の重大な事由があるとき。

4. 掛金のお払い込みがない場合

加入取消または脱退となることがあります。

5. 積立金(年金原資、脱退一時金額)について

この保険ではお払い込みいただいた掛金そのまま積み立てられるのではなく、掛金から遺族年金特約の保険料と引受保険会社の保険事務費が控除された金額が積立金に繰り入れられます。したがって、加入期間によっては、積立金(年金原資、脱退一時金額)が掛金払込累計額を下回ることがあります。金額については、P63・64「給付額試算表」をご確認ください。

6. 年金・一時金のお支払いに関する手続き等の留意事項

- 年金・一時金のご請求は、ご契約者(団体)経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金の支払事由が生じた場合には、すみやかに団体にご連絡いただき、給付金請求書等の必要書類を団体にご提出ください。また、年金・一時金の支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、団体にご連絡ください。年金・一時金は受給権取得時の積立金をもとにお支払いしますので、保険会社への必要書類の到着時期により、年金・一時金の原資となる積立金額が変動することはありません。

- 年金・一時金の支払事由が生じた場合、他に加入の契約においても年金・保険金などの支払事由に該当することがありますので、すみやかに団体にご連絡ください。

7. 予定利率等の変更について

引受保険会社は、金利水準の低下その他著しい経済変動など、この契約の締結の際予見し得ない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法にもとづく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで、予定利率等を変更することがあります。この場合には、変更日の2か月前までにその旨ご契約者(団体)に通知いたします。ただし、この場合でもすでに年金受給権を取得している受取人の年金額を減額することはありません。

8. 信用リスク・生命保険契約者保護機構について

- 保険会社の業務または財産の状況変化により、積立金額や年金受給開始時にお約束した年金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
[生命保険契約者保護機構] TEL: 03-3286-2820
受付時間 9:00~12:00、13:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

9. 生命保険協会における「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

10. 照会窓口

この保険に関するお手続きや加入に際しての生命保険会社に対するご相談・お申し出につきましては、ご契約者(団体) 経由にて承りますので、ご契約者へお問い合わせください。
照会窓口：東急保険コンサルティング株式会社
フリーコール 0120-953-809

重要事項のご説明

契約概要のご説明（団体総合生活補償保険（標準型））

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。被保険者の範囲によって契約プランをお選びいただくことができます。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

●被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○：被保険者の対象 ー：被保険者の対象外)		
	本人 (*2)	配偶者	その他親族 (*3)
本人型	○	ー	ー
家族型 (*1)	○	○	○
夫婦型 (*1)	○	○	ー

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
日常生活賠償特約	(a)本人 (*2) (b)本人 (*2) の配偶者 (c)同居の親族(本人 (*2) またはその配偶者と同居の、本人 (*2) またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人 (*2) またはその配偶者と別居の、本人 (*2) またはその配偶者の未婚の子) (e) (a) から (d) までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 (*4)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
ホールインワン・アルパトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	本人 (*2) (注) 下記の特約をセットした場合は、被保険者の範囲が拡大されます。 ・家族型への変更に関する特約(ホールインワン・アルパトロス費用補償特約用) ・夫婦型への変更に関する特約(ホールインワン・アルパトロス費用補償特約用)

- (*1) 家族型には「家族型への変更に関する特約」が、夫婦型には「夫婦型への変更に関する特約」がセットされます。
- (*2) 加入申込書の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
- (*3) 家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。
・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子
- (*4) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
- (注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合はP81～86のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額 P81～86をご参照ください。
- ② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由) P81～86をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

P81～86をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込書の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2. (2) 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）」(ご契約の引受範囲)(ご契約の引受範囲外)をご参照ください。また、お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレット記載の保険金額欄および加入申込書、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。
・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込書の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

P74をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明（団体総合生活補償保険（標準型））

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は東急株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

■被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込書に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ① 被保険者 (*) の「職業・職務」
(*) 家族型または夫婦型の場合、「被保険者ご本人」と読み替えます。
- ② 他の保険契約等 (*) に関する情報
(*) 同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等を行い、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2) 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ① 職業・職務を変更した場合
- ② 新たに職業に就いた場合
- ③ 職業をやめた場合

また、上記①または②のいずれかにおいて、下記のご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

〈ご契約の引受範囲〉
下記以外の職業
〈ご契約の引受範囲外〉
オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士
その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

(3) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等 (*) で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込書の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

(*) 「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償

保険、普通傷害保険等を行い、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注) 傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約 (*) の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約 (*) を解約しなければなりません。

- ① この保険契約 (*) の被保険者となることについて、同意していなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約 (*) の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約 (*) の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(注) 家族型または夫婦型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のa. またはb. いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb. によるものとします。

- a. 家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。
- b. この保険契約 (*) を解約すること。

(*) 保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

団体総合生活補償保険 (MS&AD型) あんさんぶる

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険 (MS&AD型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が病気になられた場合(疾病補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。なお、被保険者とご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 -:被保険者の対象外)		
	本人 ^(*)	配偶者	その他親族
本人型	○	-	-
病気	○	-	-

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人 ^(*) のうち、次のすべてに該当する方
三大疾病診断 保険金補償 (待機期間不設定型) 特約	・保険期間の開始時点で満1才以上満79才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方

(*) 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合はP86～87記載のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額
P86～87をご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)
P86～87をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

P86～87をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

9. 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

②提携先等の商品・サービスのご案内の例
自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

○契約等の情報交換について
引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について
引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

この保険商品に関するお問合わせは

【代理店・扱者】 東急保険コンサルティング株式会社
(本社) 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-16-14
☎ 0120-109-601 FAX: 03-3409-7163
(関西営業所) 〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場4-4-3
☎ 0120-953-109 FAX: 06-6241-0756
(札幌営業所) 〒003-0001 北海道札幌市白石区東札幌一条1-1-8
☎ 0120-769-109 FAX: 011-818-1222

受付時間:東急保険コンサルティング株式会社のホームページをご確認ください。
(土・日・祝日・年末年始および5月1日は休業させていただきます。)

三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 **0120-632-277(無料)**

「チャットサポートなどの各種サービス」
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>




こちらからアクセスできます。➡

万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189(無料)
事故はいち早く

事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。
インターネット事故受付サービス「三井住友海上保険金請求WEB」は、こちらから
※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】 **0570-022-808**

- ・受付時間[平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注) 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

〈補償が重複する可能性のある主な特約〉

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険(標準型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険(標準型) ホールインワン・アルパトロス費用 補償特約(団体総合生活補償保険用)	golfer保険 ホールインワン・アルパトロ ス費用補償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、P74記載の方法により払込みください。P74記載の方法により保険料を払込みいただけない場合は、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

P81～86をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、P74記載の方法により払込みください。P74記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする場合は発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者(家族型、夫婦型においては被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

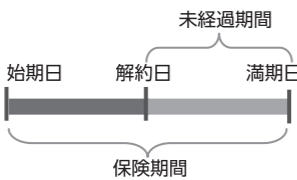
7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。

ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

- ・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

P90をご参照ください。

注意喚起情報のご説明（団体総合生活補償保険（MS&AD型））

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は東急株式会社が発行する団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1) 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

■被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①他の保険契約等^(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

②被保険者の「生年月日」「年令」

③被保険者の健康に関する告知

(注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

(2) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人については、普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

①この保険契約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき

②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき

- ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある

こと。

⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由が発生させたとき

⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができません。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(*) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、P74記載の方法により払込みください。P74記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

P86～87をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等が発生させ、または発生させようとしたこと。

②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

(1)保険料は、P74記載の方法により払込みください。P74記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

(2)分割払の場合で、保険金をお支払いする場合は発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効（または終了）したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6. 失効について

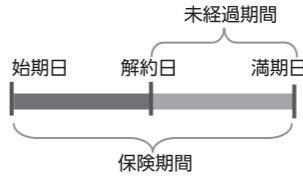
ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきますことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

P90をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例

損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

②提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋
上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の中で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たにご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。

②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことが

あります。

(2) 新たな保険契約（団体総合生活補償保険（MS&AD型））をお申込みされる場合のご注意事項

①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。

②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。

③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。

④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】 東急保険コンサルティング株式会社
（本社）〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-16-14
☎0120-109-601 FAX: 03-3409-7163
（関西営業所）〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場4-4-3
☎0120-953-109 FAX: 06-6241-0756
（札幌営業所）〒003-0001 北海道札幌市白石区東札幌一条1-1-8
☎0120-769-109 FAX: 011-818-1222

受付時間: 東急保険コンサルティング株式会社のホームページをご確認ください。
（土・日・祝日・年末年始および5月1日は休業させていただきます。）

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277（無料）
「チャットサポートなどの各種サービス」
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>
こちらからアクセスできます。



万一、病気になられた場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189（無料）
事故はいち早く

インターネット受付も行っていきます。
インターネット事故受付サービス「三井住友海上保険金請求WEB」は、こちらから
※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題が解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
〔ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）〕0570-022-808
・受付時間〔平日 9:15～17:00（土日・祝日および年末年始を除きます）〕

・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

重要事項等のご説明（団体長期障害所得補償保険）

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は団体長期障害所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：東急株式会社
- 保険期間：令和5年10月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：令和5年7月12日
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額、対象期間、支払対象外期間等）、保険料、保険料の払込方法、ご加入いただける加入者・被保険者の範囲等については、本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者：東急株式会社およびその子会社・関連会社の正式な雇用関係にあるすべての従業員（※）（ただし、非常勤、パート、アルバイトの従業員および週労働時間が30時間に満たない従業員を除きます。）
※役員等であっても収入が減少しない方はご加入いただけません。
 - 被保険者：従業員本人（満15歳以上満59歳以下で有職者の方にかぎられます。）
 - お支払方法：令和5年10月分給与から毎月控除となります。（12回払）
 - お手続き方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご勤務先の福利厚生窓口または、取扱代理店へご提出ください。尚、WEBで手続きの際は、WEB画面にて必要事項を入力することで手続き完了となります。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。 なお、WEBで手続きの際は、WEB画面にて必要事項を入力することで手続き完了となります。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合	お手続きは不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」*をご提出いただきます。 ※告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。 なお、WEBで手続きの際は、WEB画面にて必要事項を入力することで手続き完了となります。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。なお、WEBで手続きの際は、WEB画面にて必要事項を入力することで手続き完了となります。

- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月10日までの受付分は受付日の翌々月1日（10日過ぎの受付分は翌々々月1日）から令和6年10月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の月の給与から毎月控除します。
- 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、取扱代理店までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容 [保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合]

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に業務外の事由により身体障害（病気またはケガ）を被り、その直接の結果として就業障害になった場合	被保険者が被る損失に対して、約款および協定書に従い支払対象外期間を超える就業障害である期間1か月につき次の計算式によって算出した額をお支払いします。 お支払いする保険金の額（月額） = 保険金額 × 所得喪失率（※） （※）所得喪失率 = (就業障害発生前の所得額 - 回復所得額) ÷ 就業障害発生前の所得額 (注1) 就業障害である期間1か月について最高保険金支払月額を限度とします。 (対象期間開始後、最初の15か月間は月額10万円、16か月目以降18か月間は月額25万円、34か月目以降最長60歳まで50万円。) (注2) 保険金額（支払基礎所得額）が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を保険金の算出の基礎としてお支払いする保険金の額を算出します。 (注3) 保険金をお支払いする期間が1か月に満たない場合または保険金をお支払いする期間に1か月未満の端日数がある場合は、該当する月の日数で日割計算します。 (注4) 補償の対象となる期間は、次の計算式によって算出します。 保険金をお支払いする期間^(※) = 就業障害である期間 - 支払対象外期間 (※) 協定書に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間（60歳に達するまで）が始まり、その対象期間内における就業障害である期間（日数）をいいます。 対象期間が60歳満了のご契約であっても、ご加入時に60歳までの対象期間が3年に満たない方は、対象期間は支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年間となります。 (注5) 対象期間（60歳に達するまで）を経過した後の期間の就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 (注6) 原因または時が異なって被った身体障害により就業障害である期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。 (注7) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業障害となった場合を除きます。 ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業障害になった時のお支払条件により算出された保険金の額 (注8) 支払対象外期間を超える就業障害が終了した後、その就業障害の原因（次ページへ続きます。）	次の事由に起因する身体障害（病気またはケガ）による就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為 ^(※1) を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑤頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑥自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑧精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害 ⑨妊娠、出産、早産または流産 ⑩発熱等の他覚的症候のない感染 ⑪業務上の事由または通勤により被った傷害によるもの ⑫業務上の疾病（政府労災で認定された場合にかぎります。）によるもの (注) 精神障害補償特約がセットされた場合、気分障害（躁病、うつ病等）、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害はお支払いの対象となります（血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。）。また、お支払いは、対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に業務外の事由により身体障害（病気またはケガ）を被り、その直接の結果として就業障害になった場合 (続き)	(前ページからの続きです。) となった身体障害によって6か月以内に就業障害が再発した場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。ただし、就業障害が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と異なった就業障害とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。 (注) 支払対象外期間および対象期間については、協定書に特別の規定がある場合は、協定書の規定に従うこととします。 (注9) 精神障害補償特約がセットされた場合、精神障害補償特約による保険金のお支払いは、主契約の対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。	(前ページからの続きです。) (※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 (※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

(注) 団体長期障害所得補償保険を複数ご契約^(※)された場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断ください。

(※) 他社のご契約を含みます。

その他ご注意いただきたいこと

<ご継続の場合も必ずご確認ください。>

- 保険金額の設定について
保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等からの給付前、高額療養費制度等の公的保険制度^(※1)等も考慮のうえ設定してください。また、他の保険契約等^(※2)にご加入の場合は、ご加入いただける金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険（例：個人事業主） 健康保険（例：給与所得者） 共済組合（例：公務員）	60%以下

- (※1) 公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。
- (※2) 「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- 特定疾病等対象外について
 - 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外の条件」をセットすることにより、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。
※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載（WEBで手続きされた場合、WEBで告知いただいた内容）の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外になります。
 - 「特定疾病等対象外の条件」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外の条件」がセットされます。

・ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外の条件」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外の条件」を削除できないこともあります。また保険期間の中途での削除はできません。
（削除できない場合の例）
○補償対象外とする疾病群が複数の場合
○告知書「疾病・症状一覧表」のF群（腰・脊椎の疾病）が補償対象外となっている場合 など

- ・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 被保険者が就業障害になった場合、被保険者には、所得の喪失の発生および拡大を防止するため業務復帰に努めていただきます。損保ジャパンは、被保険者が就業障害の状態になった場合は、ご契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。損保ジャパンは、その協議の結果として被保険者の業務復帰のために有益な費用をお支払いします。

用語のご説明

用語	用語の定義
身体障害	傷害（傷害の原因となった事故を含みます。）および疾病をあわせて身体障害といいます。
傷害（ケガ）	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
疾病（病気）	傷害以外の身体の障害をいいます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ①傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ②疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。
就業障害	〈A型〉 (支払対象外期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないこと。 (対象期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%を超えていること。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。 〈B型〉 身体障害により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないこと。

- 直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。
 - 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞
 - ・被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます、お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 - 次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
 - ・他の身体障害（病気またはケガ）の影響等があった場合
 - ・他の保険契約等がある場合など
- ＜重大事由による解除等＞
保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

* 中途加入の場合は、毎月10日までの受付分は受付日の翌々月1日（10日過ぎの受付分は翌々々月1日）に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 就業障害が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。就業障害期間が開始した日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例	
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票	など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	就業障害状況報告書、事故証明書	など
③	身体障害の内容、就業障害の状況および程度が確認できる書類	死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、入院通院申告書、診察券(写)、運転免許証(写)、所得を証明する書類、公的給付控除対象となる額を証明する書類、休業損害証明書	など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書	など
⑤	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書	など

（注1）就業障害期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業障害が継続していることを証明する書類を提出してください。

（注2）身体障害の内容ならびに就業障害の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 保険金をお支払いする就業障害が発生した場合、お支払いの内容等により、継続加入をお断りすることや、継続加入の条件を制限することがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業障害の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。引受保険会社および引受割合につきましては、当ガイドブックP96にてご確認ください。

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

10. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）をご覧くださいるか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

用語のご説明（続き）

用語	用語の定義
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる所得の額をいい、被保険者の属する公的医療保険制度に応じて、平均月間所得額に対する一定割合内で設定していただきます。
平均月間所得額	就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業障害が開始した日の属する月の直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。
回復所得額	支払対象外期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。
支払対象外期間	就業障害が開始した日から起算して、継続して就業障害である協定書記載の期間（日数）をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、支払対象外期間中に一時的に復職し（通算7日以内）、その原因となった身体障害により再び就業障害となった場合には、復職期間は就業障害が継続していたものとみなし、復職日数を加算した日数を支払対象外期間として適用します。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算する協定書記載の期間をいい、損保ジャパンが保険金を支払う期間は、この期間をもって限度とします。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は東急株式会社を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容（WEBで手続きされた場合、WEB上の記載・入力内容をいいます。）に間違いがないか十分にご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容（WEBで手続きされた場合、WEB上の記載・入力内容）は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者（保険の対象となる方）には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。（※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項（WEBで手続きされた場合、WEBでご加入・告知いただいた内容）とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方（被保険者）がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等（※）の加入状況

（※）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- ・口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- ・告知事項について、事実を記入（WEBで手続きされた場合はWEBで入力）されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ・損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。（※）保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- ・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

* 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

- ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合
- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。
- ①特別な条件を付けずにご加入いただけます。
 - ②特別な条件付きでご加入いただけます（「特定の疾病群について補償対象外とする条件付き（「特定疾病等対象外の条件」をセット）」でご加入いただけます。）。
 - ③今回はご加入いただけません。

●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

●継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きでのご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）より前に発病（※2）した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業障害（保険金の支払事由）に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）からその日を含めて1年を経過した後に就業障害（保険金の支払事由）が生じた場合は、その就業障害（保険金の支払事由）に対しては保険金をお支払いします。（※1）継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。（※2）医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。（注）特別な条件付き（「特定疾病等対象外の条件」をセット）でご加入いただく場合は、上記にかかわらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

- 被保険者をご加入時に就いていたお仕事をやめられた場合は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。
- 加入依頼書等記載の（WEBで手続きされた場合、WEBで入力いただいた）住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください)。

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

- 団体長期障害所得補償保険における保険金額(支払基礎所得額)は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

本保険商品に関するお問い合わせは

- 取扱代理店 **東急保険コンサルティング株式会社**
(本社) 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-16-14
☎ 0120-109-601
(関西営業所) 〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場4-4-3
☎ 0120-953-109
(札幌営業所) 〒003-0001 北海道札幌市白石区東札幌一条1-1-8
☎ 0120-769-109
【営業時間】 東急保険コンサルティング株式会社のホームページをご確認ください。
(土日祝・年末年始および5月1日は休業)

- 引受保険会社 **損害保険ジャパン株式会社 企業営業第五部第三課**
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 損害保険ジャパン日本橋ビル5F
TEL:03-3231-4153 (営業時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

- 指定紛争解決機関
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

【ナビダイヤル】 0570-022808 <通話料有料>

受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】 0120-727-110 (受付時間: 24時間365日対応)

● 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

● このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。

● ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

● 加入依頼書の控えを保険終期まで大切に保管してください。

各社ごとの申込書記入要領



生命保険【団体定期保険】



医療保険【総合医療保険(団体型)】



3大疾病保険【3大疾病保障保険(団体型)】

- ・「申込書兼告知書」記入要領(現職者)
- ・「申込書兼告知書」記入要領(退職者)



拠出型企業年金保険(Ⅱ)【ドリームライフ】

- ・「加入申込書」記入要領



団体総合生活補償保険(標準型) + (MS&AD型)【あんさんぶる】

- ・ 加入申込票記入例
- ・ 団体総合生活補償保険 (MS&AD型)
健康状況告知書質問事項



団体長期障害所得補償保険

- ・ 加入依頼書記入例
- ・ 告知書記入例

各社ごとの申込書記入要領

生命保険
[団体定期保険]

医療保険
[総合医療保険(団体型)]

3大疾病保険
[3大疾病保障保険(団体型)]

「申込書兼告知書」記入要領(現職者)

◆お手続きについて

- 内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますので、お手続き不要です。
- ご加入の申込みをされる方は、専用のウェブサイトからお手続きいただくか、または「申込書兼告知書」を勤務先のとくきゅうグループ団体保険担当窓口へご提出ください。(原則、専用のウェブサイトからお手続きください。)
- 必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。内容を訂正される場合は訂正箇所を**二重線で抹消後**、訂正印(申込印と同一のもので、**まめ印不可**)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。
- 保険金額の変更(生命保険および3大疾病保険)、入院給付金日額の変更(医療保険)およびこの保険から脱退する場合は、専用のウェブサイトからお手続きいただくか、または「申込書兼告知書」をご提出ください。(原則、専用のウェブサイトからお手続きください。)
- ※重要書類につき、文字が消せるペンは使用しないでください。

- 生命保険**
 - 本人の死亡保険金受取人の変更、死亡保険金受取人を複数人指定される場合、および本人との続柄が「その他(9)」となる方を指定される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をあわせてご提出ください。「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。
- 3大疾病保険**
 - 死亡保険金受取人を変更または指定代理請求人を指定(変更・取消)される場合は、「死亡保険金受取人指定書」または「指定代理請求人指定書」をご提出ください。「申込書兼告知書」での受取人変更および指定代理請求人の指定(変更・取消)のお取扱いはできません。

「申込書兼告知書」左面

加入者欄

本人欄

生命保険
[団体定期保険]

3大疾病保険
[3大疾病保障保険(団体型)]

医療保険
[総合医療保険(団体型)]

配偶者欄

生命保険
[団体定期保険]

3大疾病保険
[3大疾病保障保険(団体型)]

医療保険
[総合医療保険(団体型)]

子ども欄

生命保険
[団体定期保険]

3大疾病保険
[3大疾病保障保険(団体型)]

医療保険
[総合医療保険(団体型)]

※当「申込書兼告知書」は記入要領用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

「申込書兼告知書」右面

●本人(主たる被保険者)が新規加入・増額の申込みをされる方の告知をとりまとめのうえ、1または2に○印をご記入ください。
 [1に○印] 申込者全員の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる場合(氏名のご記入は不要です。)
 [2に○印] 1名でも質問事項に対する答えが「はい」となる場合や質問事項に対する答えに迷われる場合
 ※「はい」の答えがある申込者氏名に該当者の氏名をカタカナでご記入のうえ、あわせて「被保険者の告知書」を商品ごとにご提出ください。保険会社にて新規加入・増額の可否を判断します。なお、「被保険者の告知書」は、東急保険コンサルティング株式会社リテール営業部 営業サポートグループ チェックオフチームにお申し出ください。
 <団体お問合せ先>
 東急保険コンサルティング株式会社リテール営業部 営業サポートグループ チェックオフチーム
 TEL 0120-953-809(フリーコール)

◆記入チェックリスト

項目	チェック項目	チェック欄
1	ご自分の「会社コード」・「所属コード」・「社員番号」を「右づめ」でご記入ください。「社員番号」はその前を0でうめ、10桁でご記入ください。(例) 12345 → 0000012345	
2	申込日(告知日)は、この「申込書兼告知書」を記入(告知)された日をご記入ください。	
3	氏名はすべてカタカナでご記入ください。	
4	性別・年号に○印、生年月日をご記入ください。	
5	必ず申込みされる方全員分押印してください。フルネーム印は、その方ごとの使用となります。	
6	<ul style="list-style-type: none"> ・今回申込みされる保険金額、入院給付金日額をガイドブックから選択のうえ、ご記入ください。 ・脱退の場合は「0」をご記入ください。 ・なお、医療保険は右づめでご記入ください。 【団体定期保険】 : 生命保険P23 ~ P24 【3大疾病保障保険】 : 3大疾病保険P43 ~ P44 【総合医療保険】 : 医療保険P34 * 配偶者・子どもも申込みされる場合にご記入ください。(加入資格のある子どもは全員同額でご加入ください。) ※子どもで特定の方が脱退される場合は、余白に加入資格喪失理由をご記入ください。(例: 就職(結婚)により脱退)	
7	<p>生命保険 もしくは 3大疾病保険 に新規に加入される方 必ずご記入ください!</p> 本人の死亡保険金受取人をご指定ください。氏名をカタカナでご記入のうえ、続柄コード・人数をご記入ください。続柄コードは左ページか「申込書兼告知書」裏面の「死亡保険金受取人」をご参照のうえ、数字でご記入ください。 ※配偶者・子どもの死亡保険金受取人は本人です。	
8	<p>生命保険 もしくは 3大疾病保険 にすでに加入されている方</p> 本人の死亡保険金受取人を変更される場合は「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。 この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を送付した日です。	
9	<p>3大疾病保険 に新規に加入される方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定代理請求人を設定される方は「指定する」に○印を記入し、氏名をカタカナでご記入のうえ、続柄コードをご記入ください。設定されない方は「しない」に○印をご記入ください。 ・続柄コードは左ページか「申込書兼告知書」の裏面の「指定代理請求人」をご参照のうえ、数字でご記入ください。 <p>3大疾病保険 にすでに加入されている方</p> 指定代理請求人を指定(変更・取消)される場合は「指定代理請求人指定書」をご提出ください。「申込書兼告知書」での指定代理請求人指定(変更・取消)のお取扱いはできません。 この場合、指定代理請求人指定(変更・取消)の効力発生日は、「指定代理請求人指定書」を引受保険会社が受付けた日です。	
9	新規加入・増額をご希望の方は、「申込書兼告知書」裏面の「質問事項」をご確認のうえ、1または2に○印をご記入ください。	
注	内容を訂正される場合は訂正箇所を 二重線で抹消後 、訂正印(申込印と同一のもので、 まめ印不可)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。	

※「申込書兼告知書」色説明

■ : 共通部分 ■ : 生命保険 ■ : 3大疾病保険 ■ : 医療保険

各社ごとの申込書記入要領

生命保険
【団体定期保険】

医療保険
【総合医療保険(団体型)】

3大疾病保険
【3大疾病保障保険(団体型)】

「申込書兼告知書」記入要領(退職者)

- ◆すでに退職後継続加入へ移行されている方の更新手続きについて
東急保険コンサルティング株式会社から、お手続きの書類一式が送付されます。
- ◆お手続きについて
 - 「申込書兼告知書」の③「申込内容」にご希望の保険金額、入院給付金日額をご記入ください。なお、医療保険は右づめでご記入ください。
※保険金額、入院給付金日額は前年と同額もしくは減額した金額になります。増額はできません。
※継続しない場合は、③「申込内容」に「0(ゼロ)」をご記入ください。
※「申込(告知)印」欄に押印してください。
 - 期日までに「申込書兼告知書」を送付してください。
 - 生命保険のみ
効力発生日現在、年齢75歳6カ月超の方で継続加入を希望される場合は、必ず「被保険者の告知書」を返送してください。継続可否について引受保険会社で判断させていただきます。

「申込書兼告知書」左面

加入者欄

本人欄

生命保険
【団体定期保険】

3大疾病保険
【3大疾病保障保険(団体型)】

医療保険
【総合医療保険(団体型)】

配偶者欄

生命保険
【団体定期保険】

3大疾病保険
【3大疾病保障保険(団体型)】

医療保険
【総合医療保険(団体型)】

子ども欄

生命保険
【団体定期保険】

3大疾病保険
【3大疾病保障保険(団体型)】

医療保険
【総合医療保険(団体型)】

※当「申込書兼告知書」は記入要領用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

「申込書兼告知書」右面

- ⚠ 内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもので、まめ印不可)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。
- ・「申込書兼告知書」のご返送がない場合は、前年と同額の保険金額および同額の入院給付金日額で自動継続されます。
※生命保険のみ
効力発生日現在年齢75歳6カ月超の方で継続加入を希望される場合は、必ず「被保険者の告知書」を返送してください。継続可否について引受保険会社で判断させていただきます。

- 生命保険**
 - ・死亡保険金受取人を変更される場合は、別途「死亡保険金受取人指定書」を提出いただきますので、東急保険コンサルティング株式会社 リテール営業部 営業サポートグループ チェックオフチームまでご連絡ください。
 - ※「申込書兼告知書」では変更できません。
- 3大疾病保険**
 - ・死亡保険金受取人を変更または指定代理請求人を指定(変更・取消)される場合は、「死亡保険金受取人指定書」または「指定代理請求人指定書」をご提出いただきますので、東急保険コンサルティング株式会社 リテール営業部 営業サポートグループ チェックオフチームまでご連絡ください。
 - ※「申込書兼告知書」では変更できません。

◆ 記入チェックリスト

項目	チェック項目	チェック欄
①	申込日(告知日)は、この「申込書兼告知書」を記入(告知)された日をご記入ください。	
②	必ず申込みされる方全員分押印してください。 フルネーム印は、その方ごとの使用となります。脱退の場合も申込印を押印してください。	
③	<ul style="list-style-type: none"> ・今回申込みされる保険金額、入院給付金日額をガイドブックから選択のうえ、ご記入ください。 ※増額はできません。 ・脱退の場合は「0」をご記入ください。 ・なお、医療保険は右づめでご記入ください。 【団体定期保険】 : 生命保険P30 【3大疾病保障保険】 : 3大疾病保険P59~P60 【総合医療保険】 : 医療保険P40 	
④	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の死亡保険金受取人を変更される場合は「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。(「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。) この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を送付した日です。 	
⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・指定代理請求人を指定(変更・取消)される場合は「指定代理請求人指定書」をご提出ください。(「申込書兼告知書」での指定代理請求人指定(変更・取消)のお取扱いはできません。) この場合、指定代理請求人指定(変更・取消)の効力発生日は、「指定代理請求人指定書」を引受保険会社が受付けた日です。 	
⑥	告知欄は記入不要です。	
注	内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもので、まめ印不可)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。	

※「申込書兼告知書」色説明

- : 共通部分
- : 生命保険
- : 3大疾病保険
- : 医療保険

各社毎の申込書記入要領
団体総合生活補償保険 (標準型) + (MS&AD型)
 (あんさんぶる) 加入申込票記入例

〈新規加入の場合〉

申込人氏名をカタカナでご記入いただき、その下に加入内容をご確認のうえ、申込人本人がご署名ください。

住所(漢字・カタカナ)・職場名をご記入ください。

加入申込日・加入者の社員番号・電話番号・生年月日・性別をご記入ください。

新規に○をしてください。

訂正する場合は、二重線で消して、正しい内容をご記入のうえ、訂正署名(⇒訂正項目付近に被保険者ご自身(15才未満の場合は親権者)が署名)してください。(押印不要)

傷害補償に加入希望の方の氏名(漢字・カタカナ)・生年月日・性別・年齢(令和5年12月1日時点)・職業・職種コード・級別・団体との関係をご記入ください。符号1は申込人と同一となるようにご記入ください。

ご加入ご希望のセット名に○を記入いただき、希望の口数をご記入ください。

他の保険契約・保険金請求歴について全被保険者分をご確認いただき、回答が「あり」の場合、裏面に被保険者ごとに回答の内容をご記入ください。

加入内容をご確認のうえ、全被保険者数分の1回分(月額)保険料をご記入ください。

〈セット変更・増口・減口・脱退の場合〉

★変更箇所だけでなく、契約内容すべてをご記入ください。記入いただいた内容で継続(更新)になります。

申込人氏名をカタカナでご記入いただき、その下に加入内容をご確認のうえ、申込人本人がご署名ください。

住所(漢字・カタカナ)・職場名をご記入ください。

加入申込日・加入者の社員番号・電話番号・生年月日・性別をご記入ください。

「変更」もしくは「継続加入しない」のいずれかに○をしてください。

健康状況告知書質問事項回答欄で誤記入の場合は、二重線で消して、正しい内容をご記入のうえ、訂正署名をしてください。

質問③は回答不要です。

団体総合生活補償保険(MS&AD型)疾病補償用・オプション(個人型)は既にご加入いただいている方のみ契約内容を維持・削除できます。※新規にご加入いただけません。

傷害補償に加入希望の方の氏名(漢字・カタカナ)・生年月日・性別・年齢(令和5年12月1日時点)・職業・職種コード・級別・団体との関係をご記入ください。符号1は申込人と同一となるようにご記入ください。

ご加入ご希望のセット名に○を記入いただき、希望の口数をご記入ください。

現在、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入となっている方は、改めて健康状況告知を行うこと(以下「再告知」といいます。)をご検討ください。継続加入時に、健康状況告知質問事項に沿って再告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。(詳細はP79をご確認ください。)

告知内容をご確認いただき、被保険者ご自身で署名してください。告知日における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者の方のお名前をご署名ください。例：親権者 東急次郎

疾病オプションに既にご加入の方は氏名(カタカナ)・生年月日・年齢(令和5年12月1日時点)・職業・職種コード・団体との関係をご記入ください。

他の保険契約・保険金請求歴について全被保険者分をご確認いただき、回答が「あり」の場合、裏面に被保険者ごとに回答の内容をご記入ください。

加入内容をご確認のうえ、全被保険者数分の1回分(月額)保険料をご記入ください。

各社毎の申込書記入要領

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)
あんさんぶる

疾病オプション
健康状況告知書質問事項
疾病・症状一覧表

団体総合生活補償保険 (MS&AD型) 健康状況告知書質問事項

ご回答は加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

- 「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。
- 「団体総合生活補償保険 (MS&AD型)」にお申込みいただく際には、下記の質問事項につき正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 「疾病補償」に継続して加入する場合で保険金額の増減など補償内容を拡大する契約条件の変更を伴う方は、下記の質問事項につきご回答ください。
- 下記の質問事項には、被保険者（補償の対象者）ご自身がお答えください。（*）
- （*）告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。
- 下表に記載がある傷害や疾病については告知不要です。

告知対象外となる傷害・疾病一覧	<ul style="list-style-type: none"> ●ケガ* ●正常分娩 ※以下については、疾病として告知対象となります。 脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むちうち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症（ギックリ腰）、半月板損傷、ばね指（手指屈筋腱鞘炎）、骨関節炎、関節内障、変形性関節症、頭部外傷後遺症、脳挫傷
-----------------	---

「疾病補償」の加入内容の変更に伴い告知いただく方で、継続後の契約に「疾病補償」のセットが含まれている場合は、下記の質問1, 2につきご回答ください。

質問1, 2の回答のいずれかが「はい」の場合：お引受けできません。

質問1, 2の回答のいずれも「いいえ」の場合：お引受けします。

質問1	<p>*「疾病補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。「本人介護補償」にお申込みの方は質問3にご回答ください。</p> <p>次のいずれかに該当しますか（ケガおよび正常分娩による入院・手術・再検査等*は除きます）。</p> <p>①告知日（ご記入日）現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等*をすすめられている。</p> <p>②告知日（ご記入日）より過去2年以内に病気で、継続して14日以上入院をしたことがある。</p> <p>※再検査等とは、医師から病気による入院・手術のために受検の指示を受けたものをいい、精密検査等を含みます。なお、健康診断や人間ドックにおける「要再検査」等の結果は含みません。</p>
質問2	<p>*「疾病補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。「本人介護補償」にお申込みの方は質問3にご回答ください。</p> <p>告知日（ご記入日）より過去2年以内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査*・治療（投薬を含みます）を受けたことがある、または受けるように指導されたことがありますか。</p> <p>①「がん」、「上皮内がん」 ②「糖尿病」、「高血糖症」、「耐糖能異常」 ③「精神の病気（アルコール・薬物依存を含みます）」</p> <p>※検査結果が異常なしだった場合は「いいえ」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「はい」となります。</p>

「本人介護補償」に新たにお申込みいただく方、または加入内容の変更に伴い告知いただく方で、継続後の契約に「本人介護補償」が含まれている場合は、下記の質問3につきご回答ください。

質問3の回答が「はい」の場合：「本人介護補償」はお引受けできません。

質問3の回答が「いいえ」の場合：「本人介護補償」をお引受けします。

*病気・症状名が判明しない場合は、病気・症状名が判明するまではお引受けできません。

質問3	<p>*「本人介護補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。「疾病補償」にお申込みの方は質問1, 2にもご回答ください。</p> <p>次のいずれかに該当しますか。</p> <p>①歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。</p> <p>②公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。</p> <p>③告知日（ご記入日）より過去2年以内に、医師により、下表の「病名・症状一覧（介護）」記載の病気や症状と診断されたことがある。</p>
-----	--

疾病・症状一覧（介護）

脳血管系の病気等	<ul style="list-style-type: none"> ●脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞（脳血栓、脳塞栓、脳軟化）等） ●脳虚血発作（一過性脳虚血発作（TIA）、可逆性虚血性神経障害（RIND）等） ●眼底出血（網膜出血、硝子体出血、網膜中心静脈閉塞症等をいい、外傷性を除きます） ●脳動脈瘤 ●脳動静脈奇形
心臓系の病気等	<ul style="list-style-type: none"> ●虚血性心疾患（狭心症、心筋梗塞、冠不全等） ●不整脈（心室細動、心房細動、心室頻拍、期外収縮等をいい、治療や経過観察を必要としない不整脈を除きます） ●心臓弁膜症（僧帽弁狭窄症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、大動脈弁閉鎖不全症等） ●心内膜炎 ●心肥大（心室肥大等） ●心不全 ●心筋症 ●動脈瘤
呼吸器系の病気等	<ul style="list-style-type: none"> ●肺塞栓症（肺梗塞等） ●慢性閉塞性肺疾患（COPD）（肺気腫、慢性気管支炎） ●塵肺（珪肺症、アスベスト肺症等） ●肺線維症 ●気管支喘息（終診した小児喘息を除きます）
腎臓系の病気等	<ul style="list-style-type: none"> ●慢性腎炎（増殖性腎炎、膜性腎症、IgA腎症等） ●腎不全 ●ネフローゼ症候群 ●人工透析治療を要するその他の腎臓疾患
肝臓系の病気等	<ul style="list-style-type: none"> ●肝硬変 ●肝不全 ●慢性肝炎 ●B型肝炎* ●C型肝炎* *ウイルスキャリア（感染者）を含みます。
筋・骨格系の病気等	<ul style="list-style-type: none"> ●後遺症の残る骨折（上肢の骨折を除きます） ●骨髄炎 ●骨粗しょう症 ●脊柱管狭窄症 ●変形関節症
悪性新生物	<ul style="list-style-type: none"> ●悪性新生物（がん、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫をいい、上皮内新生物は除きます） ●脳腫瘍
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●糖尿病（インシュリン等の注射剤を投与している場合に限り） ●頭部外傷（後遺障害があると診断された場合に限り） ●膠原病（関節リウマチおよびリウマチ性疾患を含みます） ●正常圧水頭症 ●好酸球性筋膜炎 ●精神障害（アルツハイマー病や認知症、うつ病等の精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます）・知的障害・発達障害^(注) ●厚生労働省指定の公費助成対象の難病（告知日時点における特定疾患治療研究事業の対象として公費助成の対象となる難病をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ（https://www.nanbyou.or.jp）等でご確認いただけます。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください） （注）具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

継続加入いただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている場合があります。

現在ご加入いただいている契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群*1については、保険金をお支払いしません。

各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページ、「健康状況告知書ご記入のご案内」、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」または「加入者証」に記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。

引受保険会社のホームページへは、右記のQRコード*2からアクセスいただけます。

※1 お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

※2 QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

継続時には、あらかじめ現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。あらかじめ告知を行う場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。

<告知の結果、お引受けできる場合>

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。

この場合は、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コード、疾病・症状名（カタカナ）を二重線で削除してください。

なお、条件を削除して継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。

<告知の結果、お引受けできない場合>

ご加入を継続いただくことができません。

ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。



加入依頼書記入例

新規加入の場合

〈住所・電話番号〉
住所・電話番号を記入してください。

〈加入者氏名〉
ご加入者氏名（漢字・フリガナ）を記入してください。

〈署名捺印欄〉
必ずご署名または捺印してください。

〈性別・生年月日〉
性別・生年月日を記入してください。

〈職業・職種名〉
職種名を記入してください。

〈明細整理番号2〉
社員番号を記入してください。

〈会社名〉
会社名を記入してください。

〈加入型・口数〉
加入型と、加入口数を記入してください。

〈保険料〉
保険料を記入してください。

〈加入者合計保険料〉
加入者合計保険料として、上記保険料を記入してください。

型変更・増口・減口・脱退の場合

〈加入者氏名〉
氏名カナをご記入ください。
ご加入者氏名（漢字）を記入してください。

〈署名捺印欄〉
必ずご署名または捺印してください。

〈性別・生年月日〉
性別・生年月日をご記入してください。

〈職業・職種名〉
職種名を記入してください。

※脱退の場合は、加入依頼書左下の脱退欄に捺印してください。

〈明細整理番号2〉
社員番号を記入してください。

〈口数〉
最高5口までご加入いただくことができます。

〈保険料〉
保険料を記入してください。

〈加入者合計保険料〉
加入者合計保険料として、上記保険料を記入してください。

現在の加入型と口数を記入のうえ、二重線を引き、変更後の加入型と口数を記入してください。

告知書記入例（加入依頼書の5枚目）

●新規加入・型変更（B型→A型）・増口いずれかの場合、本告知書のご提出が必要です。

- 必要事項を黒のボールペンを使用して、楷書でご記入ください。
- 訂正をする場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、抹消線に重ねて告知者の訂正署名または訂正印が必要です。修正液や重ね書きでの訂正はできません。

- <1*>の質問事項について、「はい」「いいえ」のいずれかに○をしてください。1つでも「はい」がある方は、ご加入いただけません。（注）質問事項への回答がすべて「いいえ」の方はご加入いただけます。
- <2>に告知日（ご記入日）をご記入のうえ、被保険者ご本人（保険の対象となる方）がご署名ください。

訂正する場合は、必ず訂正署名または訂正印を押印ください。

告知日（ご記入日）を必ずご記入ください。

ご署名ください。

※2枚目はお客様の控です。

【特にご注意ください】

- 「医師の診察・検査・治療・投薬」には、入院・手術・投薬をすすめられること、日常生活指導・勤務上の制限・アドバイス等を受けることを含みます。
- また、「がん」診断されることを含みます。
- 「入院」には、検査入院、日帰り入院や教育入院を含みます。
- 「手術」には、「内視鏡手術」、「レーザー手術」、「悪性新生物温熱療法」、「衝撃波による体内結石破碎術」、「ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器等手術」、「新生物根治放射線照射」等を含みます。
- 病気を指摘された後、すぐに治療や手術の必要がないため通院がないという状態でも経過観察に該当し、告知の対象になります。
- 医師の診断により、予防目的で目薬を点眼することや、薬の処方のみをされている場合も「医師の診察・検査・治療・投薬」に該当し、告知の対象になります。
- 医師より病気・症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察中の場合も、告知の対象になります。
- 再検査、精密検査の結果、異常がなかった場合は、質問事項に「いいえ」とご回答ください。

とうきゅうグループ団体保険制度会社別加入一覧

社名	生命保険	医療保険	3大疾病保険	拠出型企業年金保険(Ⅱ)	がん保険	団体総合生活補償保険	団体長期障害所得補償保険	自動車保険	火災・地震保険
ア (株)赤坂エクセルホテル東急	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
イ (株)イーウェル	○	○	○	★	○	○	○	○	○
(株)石勝エクステリア	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○	○
(株)石勝グリーンメンテナンス	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○	○
(株)伊豆今井浜東急ホテル	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
(株)伊豆急ケーブルネットワーク	○	○	○	○ ₂	○	○	○	○	○
伊豆急行(株)	○	○	○	○ ₂	○	○	○	○	○
(株)伊豆急コミュニティー	○	○	○	○ ₂	○	○	○	○	○
(株)伊豆急ハウジング	○	○	○	○ ₂	○	○	○	○	○
伊豆急ホールディングス(株)	○	○	○	○ ₂	○	○	○	○	○
イツ・コミュニケーションズ(株)	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○	○
(株)イメージスタジオ・イチマルキュウ	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○	○
(株)インフィールド	○	○	○	★	○	○	○	○	○
ウ 上田交通(株)	○	○	○	○ ₃	×	○	×	×	×
上田電鉄(株)	○	○	○	☆	○	×	○	×	×
(株)上田東急REIホテル	○	○	○	☆	○	×	○	×	×
カ (株)学生情報センター	○	○	○	★	○	○	○	○	○
(株)金沢東急ホテル	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
(株)関西東急ホテルズ	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
(株)関東東急ホテルズ	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
キ (株)京都東急ホテル	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
ク (株)熊本東急レクリエーション	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
(株)グランドオークゴルフクラブ	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
ケ (株)ケーブルテレビ品川	×	×	×	×	○	○	○	○	○
コ 学校法人五島育英会	○	○	○	×	○	×	×	×	×
Connected Design(株)	○	○	○	☆	○	○	○	○	○

○=加入可能
 ★=現在、加入者はいないが、5名以上のお申し込みがあった場合P63のI表該当社として加入が可能
 ☆=現在、加入者はいないが、5名以上のお申し込みがあった場合P64のII表該当社として加入が可能
 ×=加入不可
 ※拠出型企業年金保険(Ⅱ)【ドリームライフ】に加入可能の○の横の数字は払込満了日の種別を表しています。
 詳細は東急保険コンサルティング株式会社までお問合せください。

社名	生命保険	医療保険	3大疾病保険	拠出型企業年金保険(Ⅱ)	がん保険	団体総合生活補償保険	団体長期障害所得補償保険	自動車保険	火災・地震保険
サ (株)ザ・キャピトルホテル東急	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
(株)札幌東急ホテルズ	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
札幌東急リフォーム(株)	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
シ (株)SHIBUYA109エンタテイメント	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
渋谷地下街(株)	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○	○
(株)下田東急ホテル	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
下田ロープウェイ(株)	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
(株)じょうてつ	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○	○
(株)じょうてつケアサービス	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
(株)湘南コミュニティー	○	○	○	★	○	○	○	○	○
(株)新宿東急ホテルズ	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
ス (株)スリーハンドレッドクラブ	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○	○
セ 世紀東急工業(株)	○	○	○	×	○	○	○	○	○
(株)セルリアンタワー東急ホテル	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
(株)セントラルフーズ	×	×	×	×	○	○	○	○	○
タ 第一ビルサービス(株)	○	○	○	★	○	○	○	○	○
(株)高松東急REIホテル	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
テ (株)ティーアール・サービス	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
TFHD digital(株)	○	○	○	★	○	○	○	○	○
(株)TCフォーラム	○	○	○	★	○	○	○	○	○
ト 東急(株)	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
東建産業(株)	○	○	○	×	○	○	○	○	○
東光サービス(株)	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
東光食品(株)	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
(株)東光フローラ	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
(株)富山エクセルホテル東急	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
東急イ (株)東急イーライフデザイン	○	○	○	★	○	○	○	○	○
東急ウ (株)東急ウィル	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
東急ウェルネス(株)	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
東急エ (株)東急エージェンシー	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○	○
(株)東急エージェンシービジネスサービス	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
(株)東急エージェンシープロミックス	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○	○
東急カ 東急カード(株)	×	×	×	×	○	○	○	○	○
東急キ 東急技術センター(株)	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
(株)東急キッズベースキャンプ	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
東急軌道工業(株)	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○	○
東急ク 東急グリーンシステム(株)	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○	○
(株)東急グルメフロント	○	○	○	○ ₂	○	○	○	○	○

社名	生命保険	医療保険	3大疾病保険	拠出型企業年金保険(Ⅱ)	がん保険	団体総合生活補償保険	団体長期障害所得補償保険	自動車保険	火災・地震保険
東急ケ 東急建設(株)	○	○	○	×	○	○	○	○	○
東急コ (株)東急コミュニティー	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
東急シ 東急ジオックス(株)	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○	○
東急住宅リース(株)	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
東急少額短期保険(株)	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
東急ス (株)東急ストア	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○	○
(株)東急スポーツオアシス	○	○	○	★	○	○	○	○	○
東急スポーツシステム(株)	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○	○
東急セ 東急セキュリティ(株)	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
(株)東急設計コンサルタント	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○	○
(株)東急セブンハンドレッドクラブ	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○	○
東急ソ (株)東急総合研究所	○	○	○	○ ₂	○	○	○	○	○
東急タ (株)東急タイム	×	×	×	×	○	○	○	○	○
東急テ 東急テックソリューションズ(株)	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○	○
東急テクノシステム(株)	○	○	○	○ ₂	○	○	○	○	○
東急電鉄(株)	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
(株)東急トラッセ	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○	○
東急ハ 東急バス(株)	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
(株)東急パワーサプライ	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
東急ヒ (株)東急百貨店	×	×	×	×	○	○	○	○	○
東急ビジネスサポート(株)	×	×	×	×	○	○	○	○	○
東急ビルメンテナンス(株)	○	○	○	★	○	○	○	○	○
東急ファイナンスアンドアカウンティング(株)	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○	○
東急プロパティマネジメント(株)	○	○	○	○ ₂	○	○	○	○	○
東急不動産(株)	○	○	○	○ ₄	○	○	○	○	○
東急不動産SCマネジメント(株)	○	○	○	★	○	○	○	○	○
東急不動産キャピタル・マネジメント(株)	○	○	○	★	○	○	○	○	○
東急不動産ホールディングス(株)	○	○	○	★	○	○	○	○	○
東急不動産リート・マネジメント(株)	○	○	○	★	○	○	○	○	○
(株)東急文化村	×	×	×	×	○	○	○	○	○

○=加入可能
 ★=現在、加入者はいないが、5名以上のお申し込みがあった場合P63のI表該当社として加入が可能
 ☆=現在、加入者はいないが、5名以上のお申し込みがあった場合P64のII表該当社として加入が可能
 ×=加入不可
 ※拠出型企業年金保険(Ⅱ)【ドリームライフ】に加入可能の○の横の数字は払込満了日の種別を表しています。
 詳細は東急保険コンサルティング株式会社までお問合せください。

社名	生命保険	医療保険	3大疾病保険	拠出型企業年金保険(Ⅱ)	がん保険	団体総合生活補償保険	団体長期障害所得補償保険	自動車保険	火災・地震保険
東急ホ 東急保険コンサルティング(株)	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
東急ホテルズ&リゾート(株)	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
(株)東急ホテル/パートナーズ	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
東急メ 東急メディア・コミュニケーションズ(株)	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
東急モ (株)東急モールズデベロップメント	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
東急ラ 東急ライフファイア(株)	○	○	○	○ ₂	○	○	○	○	○
東急リ (株)東急Re・デザイン	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント(株)	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
東急リゾート(株)	○	○	○	○ ₂	○	○	○	○	○
東急リゾート&ステイ(株)	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
東急リニューアル(株)	○	○	○	×	○	○	○	○	○
東急リネン・サプライ(株)	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○	○
東急リパブル(株)	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○	○
東急リパブルスタッフ(株)	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○	○
東急レ (株)東急レクリエーション	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○	○
(株)東急REIホテル・ウエスト	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
ナ (株)ながの東急百貨店	×	×	×	×	○	○	○	○	○
(株)名古屋東急ホテル	○	○	○	○ ₂	○	○	○	○	○
ハ (株)博多エクセルホテル東急	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
(株)白馬東急ホテル	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
(株)羽田エクセルホテル東急	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
ヒ (株)広島東急レクリエーション	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
フ (株)ファイブハンドレッドクラブ	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○	○
(株)富士山三島東急ホテル	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
ホ 北海道東急ビルマネジメント(株)	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○	○
マ (株)松江エクセルホテル東急	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
(株)松山東急REIホテル	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
(株)マリモコミュニティ	○	○	○	★	○	○	○	○	○
ミ 宮古観光開発(株)	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
(株)宮古島東急ホテル&リゾート	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
ヨ (株)横浜ベイホテル東急	○	○	○	○ ₂	○	○	○	○	○
ラ ライフ&ワークデザイン(株)	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○	○
リ (株)リエネ	○	○	○	★	○	○	○	○	○

生命保険
 医療保険
 3大疾病保険
 拠出型企業年金保険(Ⅱ)
 がん保険
 団体総合生活補償保険
 団体長期障害所得補償保険
 自動車保険
 火災・地震保険
 重要事項のご説明
 申込書記入要領
 会社別加入一覧

当社では個別でのご相談を随時承っております。
専任の担当が皆さまのご都合にあわせて対応いたします。以下までお気軽にご連絡ください。



東急保険コンサルティング

東急保険

検索

本社

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-16-14
渋谷地下鉄ビル 4階
(渋谷駅地下 B1 出口直結)

0120-109-601

【営業時間】弊社ホームページをご確認ください。
(土日祝・年末年始および5月1日は休業)



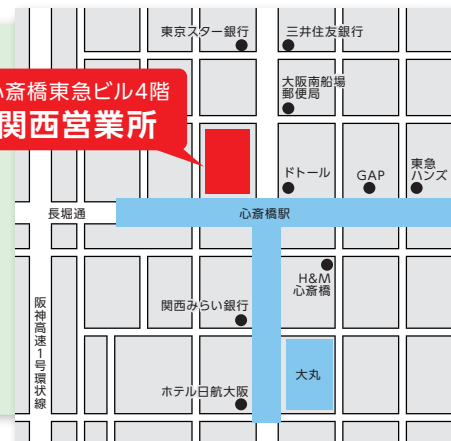
関西営業所

〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場 4-4-3
心斎橋東急ビル 4階

0120-953-109

【営業時間】弊社ホームページをご確認ください。
(土日祝・年末年始および5月1日は休業)

心斎橋東急ビル4階
関西営業所



札幌営業所

〒003-0001 北海道札幌市白石区東札幌一条 1-1-8
じょうてつビル 3階

0120-769-109

【営業時間】弊社ホームページをご確認ください。
(土日祝・年末年始および5月1日は休業)

じょうてつビル3階
札幌営業所



「とうきゅうグループ団体保険」における個人情報の取扱いについて

東急保険コンサルティング株式会社(以下、当社)は、取得した個人情報を損害保険・生命保険・少額短期保険の代理店業務、銀行代理業及び金融商品仲介業に係る業務、集金及び支払の事務代行及びそれらに関連する業務の遂行に必要な範囲で利用します。また当社は、複数の保険会社、銀行及び金融商品取引業者(以下、「所属会社」といいます。)と業務の委託に関する契約を締結しており、取得した個人情報を所属会社の商品・サービスをご提供するために必要な範囲内で利用します。

なお、当社の所属会社及び個人情報保護方針は、当社ホームページ(https://www.tokyu-hoken.co.jp/kojin_jyohou.html)をご確認ください。

当社では、お問い合わせ・ご相談等に際して、内容を正確に把握するため、通話の録音により個人情報を取得することがあります。